

平成29年第1回酒々井町議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年3月7日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期決定
 - 日程第 3 議案第1号ないし議案第17号一括上程
(施政方針・提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託)
 - 日程第 4 休会の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	木内達彦君
総務課長	大塚正徳君	税務住民長	大崎智行君
健康福祉課長	河島幸弘君	企画財政長	岡野義広君
住民協働課長	清宮高由起君	経済環境長	芝野芳弘君
参事兼まちづくり課長	松本有二君	上下水道長	板垣一成君
農業委員会事務局長	芝野芳弘君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	猪鼻慎二君	生涯学習課長	木内達彦君
会計課長兼会計管理者	河合昭男君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	福田良二	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

◎開会の宣告

○議長（内海和雄君） ただいまから平成29年第1回酒々井町議会定例会を開会します。

（午前 9時45分）

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時45分）

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎諸般の報告

○議長（内海和雄君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

初めに、本日議案の送付があり、これを受理しましたので、報告します。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による説明員の通知は、お手元に配付してありますので、ご了承承願います。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、印旛衛生施設管理組合議会議員、酒瀬川健一君。

〔印旛衛生施設管理組合議会議員 酒瀬川健一君登壇〕

○印旛衛生施設管理組合議会議員（酒瀬川健一君） 皆さん、おはようございます。それではですね、印旛衛生施設管理組合議会の定例会の報告をさせていただきます。

印旛衛生施設管理組合議会定例会が平成29年2月8日、印旛衛生施設管理組合会議室において開催されました、町長と私が出席いたしました、私のほうからその概要について報告をさせていただきます。

提出議案は4件であります。

議案第1号は、印旛衛生施設管理組合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、内容としては年額で報酬の額が定められている特別職の職員で非常勤の者の報酬の支払い時期を明確に規定すること及び行政不服審査委員の報酬の額を規定するほか、所要の改正を行うものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、印旛衛生施設管理組合一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、内容としては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、行政職給料表、技能労務職給料表、扶養手当の月額及び勤勉手当の支給月額の改正を行うほか、所要の改正を行うものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、平成28年度印旛衛生施設管理組合会計補正予算（第2号）についてであり、既定の歳入歳出予算の概要6億6,890万7,000円から、歳入歳出それぞれ962万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,928万3,000円とすること及び債務を負担する行為であることができる事

項、期間及び限度額の定めを追加するものであります。歳入歳出予算補正は、歳入では繰入金941万3,000円の減額が主なものであり、歳出では衛生費1,276万4,000円の減額が主なものであります。債務負担行為補正は、平成29年度において4月当初から実施する業務で、平成28年度中に契約を行う7件の業務について債務負担行為を設定するものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成29年度印旛衛生施設管理組合会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は4億2,211万7,000円であり、また歳入では分担金及び負担金3億7,625万5,000円、使用料及び手数料3,424万円、繰入金650万円及び繰越金500万円が主なものであり、歳出では議会費53万8,000円、総務費8,910万5,000円、衛生費2億6,493万2,000円及び公債費6,452万6,000円が主なものであり、本案は原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（内海和雄君） 次に、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員、小早稲賢一君。

〔佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員 小早稲賢一君登壇〕

○佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員（小早稲賢一君） 皆さん、おはようございます。15番議員、小早稲賢一でございます。平成28年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会報告。本酒々井町議会からは越川議員と私、そして元消防団長の宮野組合議会議員が出席しております。

佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会が平成28年12月26日、消防本部において開催されましたので、ご報告いたします。

定例会に提出された議案は3件であります。

議案第1号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであり、個人情報漏えいの一層の抑制効果を図るため、佐倉市八街市酒々井町消防組合の保有個人情報を不正に利用した者及び不正に収集した職員に対して罰則を適用するため、所要の改正するもので、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえ、平成28年度及び平成29年度以降の給与について、国及び千葉県に準じた改正するもので、原案のとおり可決されました。

議案第3号は、平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてであり、歳入歳出予算の補正としては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,012万5,000円とするもので、歳入の補正は分担金及び負担金のうち長期債償還分担金を減額し、基金繰入金を増額するもので、歳入の補正は常備消防費のうち職員手当等を増額し、公債費のうち償還金、利子及び割引料を減額するもので、原案のとおり可決されました。

次に、平成29年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会報告。先ほどの3名が出席しております。

佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会が平成29年2月7日、消防本部において開催されましたのでご報告いたします。

定例会に提出された案件は2件であります。

議案第1号は、平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてであり、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,351万9,000円とするもので、歳入の補正は分担金及び負担金、国庫補助金及び組合債を減額し、財産収入及び繰入金を増額、歳出の補正は総務費で積立金、消防費で職員手当等及び共済費を増額し、消防費で給与、備品購入費及び委託料を減額するもので、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億3,880万3,000円とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度に比べ6.3%、2億8,089万6,000円の増額で、主な事業としては消防車両5台の更新及び佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事を行うもので、原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（内海和雄君） 次に、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員、濱口信昭君。

〔佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員 濱口信昭君登壇〕

○佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会議員（濱口信昭君） おはようございます。私のほうから佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会のご報告をさせていただきます。

今回から、ことしの1月に改正されました規定に基づきまして、酒々井からは今までの高崎議員に加えて私濱口が参加するということになりました。そこで、私のほうからご報告ということでございます。

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会が平成29年1月24日、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室において開催されましたので、その概要についてご報告いたします。

審議に先立ちまして、組合議会議長及び組合議会副議長の選挙が行われました。議長には佐倉市議会選出議員の押尾豊幸議員、副議長には酒々井町選出議員の高崎長雄議員が選任されました。議長から、本年1月1日に新規約が施行したことに伴い、佐倉市及び四街道市長が副管理者となった旨、及び新たに組合議会議員として押尾豊幸佐倉市議会議員、高橋絹子四街道市議会議員及び濱口信昭酒々井町議会議員、私でございますけれども、が新たに選出された旨の報告がなされました。

今回の提出議案は4件でございます。

第1号議案、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職員の給与に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、内容としましては千葉県人事委員会勧告に準拠し、月例給及び勤勉手当を引き上げ、扶養手当について平成28年度から平成31年度まで段階的に改正をしようというものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、内容としては胎児の火葬にかかわる組合内の要件について、一般の火葬と同様に胎児から見て2親等以内に改善しようとするものであり、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の一般会計補正予算（第2号）についてであり、既定の歳入歳出予算額3億2,178万3,000円から、歳入歳出それぞれ1,498万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億679万8,000円とするものであります。補正の内容について、歳入は斎場使用

料を減額し、財源調整として財政調整基金の戻し入れをしようとするものであります。歳出は、年度末の各計数整理、入札・契約執行差金に伴う委託料、工事請負費及び光熱水費の減額並びに必要な事業として給与改定による人件費、施設修繕料、除雪・倒木等処理業務委託料及び待合室用備品購入費等を増額しようとするものであり、本件は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてであり、歳入歳出予算の総額は3億365万8,000円で、対前年比で16万4,000円、約0.1%の減でありました。主な内容について、歳入は組合の主たる財源である構成市町からの負担金として2億912万7,000円で、前年度比279万4,000円、約1.32%の減額であり、火葬場、式場などの使用料が8,123万3,000円、基金繰入金として788万1,000円、繰越金500万円を計上するものであります。歳出の主な内容として、総務費関係については職員の人件費及び一般管理費等にかかわる経費で、運営費については斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費であり、本案は原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（内海和雄君） 次に、佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、佐藤修二君。

〔佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員 佐藤修二君登壇〕

○佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員（佐藤修二君） 平成29年2月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会報告をいたします。

佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会が平成29年2月9日、酒々井リサイクル文化センター大会議室において開催されました。当町より須藤議員と私佐藤が出席をいたしました。その概要について報告をいたします。

提出議案は4件であります。

議案第1号は、平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算であり、歳入歳出予算の総額は34億8,448万4,000円で、前年度と比較しますと11億8,628万1,000円の増額とするものであります。歳入の主なものについては、分担金及び負担金9億1,458万2,000円、使用料及び手数料3億7,996万円、国庫支出金6億6,351万5,000円、組合債14億4,490万円でありました。歳出の主なものについては、総務費1億6,141万8,000円、衛生費30億9,882万円、公債費2億2,193万5,000円でありました。地方債については、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業債として限度額13億2,220万円及び市町村振興債として限度額1億2,270万で起債するものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算（第3号）についてであり、既定の歳入歳出予算額23億1,425万5,000円に歳入歳出それぞれ1,825万円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億3,250万5,000円とするものでした。歳入の主なものについては、ごみ搬入量の増加に伴う手数料の増加及び有価物の売却価格が上昇したことによる有価物売払収入の増額であり、歳出の主なものについては、財政調整基金の積立金の増額をするものであります。債務負担行為補正については、平成29年度当初に業務を行うため追加補正するものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであり、千葉県人事委員会勧告に準拠し、一般職員の月例給について平均0.2%の引き上げ、勤勉手当について0.1月分の引き上げをするものであります。また、一般職員の扶養手当の改定について平成28年度から段階的

に実施するものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、職員の育児休業に関する条例の改正についてであり、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、条例で定める非常勤職員の育児休業に係る要件について緩和するものであり、本案は原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（内海和雄君） 次に、印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員、飯塚光昭君。

〔印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員 飯塚光昭君登壇〕

○印旛郡市広域市町村圏事務組合議会議員（飯塚光昭君） 平成29年第1回印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告をいたします。

平成29年第1回印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が平成29年2月6日、佐倉市議会棟1階全員協議会室において開催され、当町から内海議長と私が出席しましたので、その概要についてご報告をいたします。

提出議案は6件でございます。

議案第1号は、組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分としたことの承認を求めるものであり、本案は原案のとおり承認されました。

議案第2号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例及び印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号は、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,814万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,281万4,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算（第2号）について、業務の予定量を改めるもので、年間総給水量を36万3,754立方メートル減量し、1,865万9,396立方メートルとし、1日平均給水量を996立方メートル減量し、5万1,122立方メートルとするものでございます。また、収益的収入の予定額を37億2,624万2,000円、収益的支出の予定額を34億5,527万5,000円に、資本的収入の予定額を7億4,202万2,000円、資本的支出の予定額を18億1,903万4,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号は、平成29年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ2億549万2,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号は、平成29年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算について、業務の予定量を年間総給水量を1,911万4,800立方メートルとし、1日平均給水量を5万2,369立方メートルとするものでございます。また、収益的収入の予定額を37億2,759万1,000円、収益的支出の予定額を33億2,232万8,000円に、資本的収入の予定額を10億4,001万8,000円、資本的支出の予定額を15億3,843万8,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

以上、ご報告といたします。

○議長（内海和雄君） さらに、印旛利根川水防事務組合議会議員、小坂泰久君。

〔印旛利根川水防事務組合議会議員 小坂泰久君登壇〕

○印旛利根川水防事務組合議会議員（小坂泰久君） 私からは、平成29年印旛利根川水防事務組合議会定例会の報告をいたします。

印旛利根川水防事務組合議会定例会が平成29年2月13日、栄町消防本部2階会議室において開催されましたので、ご報告申し上げます。

定例会に提出された案件は6件であります。

議案第1号は、常任委員会委員の選任についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号は、印旛利根川水防事務組合暴力団排除条例についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号は、平成27年度印旛利根川水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであり、歳入総額1,193万5,596円に対し、歳出総額1,148万5,045円があり、歳入歳出差し引き残額は45万551円となるものであります。本案は原案のとおり認定されました。

議案第3号は、平成28年度印旛利根川水防事務組合一般会計補正予算（第1号）についてであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万3,000円を増額し、歳入歳出予算額を1,291万5,000円とするものであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号は、平成29年度印旛利根川水防事務組合構成市町の分賦金の負担割合についてであり、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号は、平成29年度印旛利根川水防事務組合一般会計予算についてであり、歳入歳出予算額を1,343万9,000円とするもので、本案は原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

○議長（内海和雄君） 以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

次に、陳情第3号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましても、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会報告につきましても、報告書をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告及び定期監査の結果報告があり、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、議会運営委員会から本定例会の議会運営につきまして答申をいただいております。

さらに、行政報告について、町長、小坂泰久君より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

今回申し上げる行政報告は6件であります。

初めに、酒々井町地方創生推進会議からの提言について報告いたします。お手元に配付いたしました提言は、去る平成29年2月23日、酒々井町地方創生推進会議の秋山義継座長より、将来のまちづくり計

画の参考にされたい旨、100年安心して住めるまちづくりに向けた提言として提出されたものであります。この提言は、現在の第5次総合計画以降のまちづくりにおいて、長期的な視点に立って一定の方向性を見出すべく、有識者、町民有志12名により昨年5月に設置された酒々井町地方創生推進会議が、これまで計9回の会議を開催し、慎重に議論を重ねてこられた結果として提出いただいたものであります。提言では、少子高齢化による人口減少社会が進行する中、先人の英知と努力によって築き上げられた歴史ある酒々井町をこれからも存続し、そのために何を大切にしまちづくりを進めていくべきか、財源の確保、公共施設の更新と維持管理、行政と公共サービス、地域の医療と福祉、教育及びまちづくりの6項目について、それぞれの課題と取り組むべき施策の方向性を意見としていただいております。この内容につきましては、諸般の施策の参考とさせていただきますとともに、今後さらに住民と行政が協働でまちづくりに取り組んでいけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2件目として、ふるさと酒々井町地方創生の取り組みについて報告いたします。酒々井町は、明治22年の町制施行以来、独立独歩の道を歩み続け、本年4月には町制施行128年を迎える歴史と伝統文化を持ち合わせた日本で一番古い町であります。これは全国約1,720ある市町村の中で酒々井町と群馬県長野原町のみ脈々と息づく郷土の誇りとなります。日本国内では、少子高齢化の急速な進展と人口減少により、今後自治体消滅の可能性があるとの世間を大きく揺るがす発表もあり、全国の自治体においてはそれぞれが生き残りをかけ、総力を挙げて地方創生の推進により人口減少対策に取り組んでおります。当町におきましては、日本で一番古い町を郷土の誇りに、おしゃれで高品質なコンパクトシティとして、歴史、文化を生かしたまちづくりを進めております。平成27年10月には酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略、100年安心して住めるまちづくりプランの策定を初め、平成28年8月には当町の地域再生計画、酒々井町100年安心して住めるまちづくりプランが内閣総理大臣により認定されたところであります。

その取り組み内容ですが、平成26年度末より国の地方創生関連交付金等を活用し、事業展開をしており、平成27年度地方創生先行型事業として3,664万2,000円の交付を受け、酒々井町創生総合戦略の策定を初め、岩橋保育園を中心とした一貫した子育て支援の拠点整備、酒の井をシンボルとした酒々井の歴史、里山・里沼を生かした交流支援拠点の整備、中心市街地と連携した一体型医療、高齢者生活支援の拠点整備、企業立地ガイド作成事業、外国人おもてなし向上事業、100年安全・安心して住めるしすいづくり事業などにより、町が直面する構造的な課題解決に向けた実効ある事業を展開しているところであります。また、今年度は地方創生加速化交付金事業として4,400万円の交付を受け、東北地方に受け継がれる祭事、相馬野馬追等のルーツとなった牧場、馬牧の歴史を生かした地方創生として、町民との協働により酒々井・千葉氏まつりを開催いたしました。この酒々井・千葉氏まつりは、平成31年度酒々井町誕生130年を控え、千葉県初となる国指定史跡である本佐倉城跡を中心に、町の歴史文化遺産を活用し、町民の郷土への愛着や誇りを高め、町のイメージ向上とブランド形成を図るべく、戦国時代から明治時代まで当町において行われていた祭礼、千葉氏の祭りを復活、開催したものであります。

この祭りを初めとする各種行事は、町内の各種団体でまちづくりにご活躍されている方々で構成される酒々井・千葉氏まつり実行委員会を中心に、年間を通して企画運営されており、7月には町内で開催される獅子舞の見学ツアーや福島県南相馬市で開催される千葉氏の流れをくむ相馬野馬追、野馬がけな

どを見学するスタディーツアーを実施、9月には小学生を対象とした甲冑づくりワークショップを開催し、参加した子供たちは手づくりによる甲冑づくりを熱心に体験しておりました。10月2日、酒々井・千葉氏まつりの本番当日は、絶好の好天にも恵まれ、また報道機関、N A A、京成電鉄や京成バスグループなど多方面の広告媒体を活用したプロモーション活動の効果もあり、町内外から約3,500人も多数の方々に訪れていただきました。メインプログラムとなる皆が思い思いに仮想をするばか乗りや競馬など、当時の祭礼において実際に催されていた祭事を現代風にアレンジ、再現したイベント等により町民、特に町の未来を担う子供たちが歴史ある酒々井町のアイデンティティを肌で感じ、後世に継ぐことができる町民の祭りとして盛大に開催することができたものと考えております。

さらに、11月には千葉氏ゆかりの吉祥寺を会場に、本佐倉城お茶会を開催し、町内外から多くの方々に参加いただき、当時の貴重な、高貴な雰囲気や少しでも思い浮かべていただけたものを感じております。2月には、酒々井・千葉氏まつりの本年度締めくくりの取り組みとして、「フォーラム『房総の牧を考える』—その魅力の発信と日本遺産申請を目指して—」をテーマとした馬牧フォーラムをプレミアム酒々井で開催いたしました。酒々井町民を初め、県内各地から350名を超える皆様方に参加いただき、当町のみならず千葉県の貴重な歴史文化遺産である牧場、馬牧ですが、の歴史について再度認識を深め、日本遺産の認定等も視野に入れ、プロセスの明確化と意識の醸成を図る上で大変有意義な取り組みとなりました。本年度酒々井・千葉氏まつりの一連の取り組みについては、事業費のほぼ全額を国からの地方創生関連事業の交付金を有効に活用することで、年間を通して展開してまいりました。その成果として、地方創生の重要なキーワードでもある「産官学金労言」の各分野の連携のもと、官民協働によるまちづくりに向けた機運の醸成と郷土の誇りについて広く再認識するよい機会となり、現在町全体で取り組んでいる持続可能なまちづくりの一翼を担う重点的かつ効果的な取り組みとして実施できたものと考えております。この酒々井・千葉氏まつりにつきましては、来年度は10月1日の開催を予定し、現在調整を図っているところであります。引き続き町民の皆様方を初め町議会のご理解、ご協力をいただきながら、酒々井町が一丸となり酒々井・千葉氏まつりを定着させていくとともに、ふるさと酒々井の地方創生の取り組みについては今後も地方創生推進交付金などの関連事業費等を有効に活用し、100年安心して住めるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、3件目として、暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しに係る要望書の提出について報告いたします。千葉県では、地下水の保全や地盤沈下の抑制を目的として、千葉県環境保全条例に基づき、指定地域内の地下水採取を厳しく規制しております。このような中で、水道事業が水源として使用する例外井戸いわゆる暫定井戸は、八ツ場ダムに代表される代替水源が確保された場合、速やかに新水源に転換することとされております。一方、東日本大震災などの災害時や事故発生時に対応するため、水道事業の安全性や持続性確保の観点から、表流水、地下水など性格の異なる複数の水源を確保することの重要性が改めて確認されたところであります。特に地下水源の確保については、水量、水質ともに安定しており、災害時や事故発生時における有効な水源であるとともに、浄水費用も安価で、水道事業経営の安定化の面から見ても有効であり、地下水源の存在がますます重要となってくるものと認識しております。さらに、千葉県における現在の地下水採取の規制は、ルール制定後40年以上が経過し、その間地盤沈下の沈静化や人口減少に伴う水需要の変化といった社会情勢だけでなく、これまで取り組

んできた地下水涵養といった保全施策にも配慮しつつ、持続的発展が可能な地下水利用の視点からも、規制のあり方について再検証すべき時期にあるものと考えております。

以上のことから、これらの既存の地下水源の重要性を再認識する中で、八ツ場ダム及び霞ヶ浦導水等の代替水源が確保された場合においても事業経営の健全化、渇水対策や災害対策などといった安全で安定した水道水の供給を確保するため、現条例下で暫定的に認可された水源井戸の継続利用や条例の見直しについて、印旛郡市9市町の連名により平成29年2月1日、千葉県知事に対し要望書を提出いたしました。要望趣旨につきましては、1つ目に代替水源への転換条件が付された水源井戸の利用について、代替水源が確保された場合の転換は井戸の廃止ではなく、八ツ場ダム等の完成により新たに確保した水源と同量の地下水くみ上げ量の削減について、量的調整も選択可能とすること。2つ目に、条例の抜本的な見直しについて、県内における地下水揚水及び地盤沈下に関するモニタリング調査をもとに、揚水と沈下の因果関係を科学的に整理するとともに、沈下が沈静化した区域での規制のあり方を含め、条例制定当時からの状況の変化に照らし、適時適切な条例の見直しを行うこと、以上について要望してまいりました。

次に、4件目といたしまして、日本健康都市連合への参加についてご報告いたします。町では、全ての町民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会「健康なまち酒々井」の実現に向け、平成14年に健康ビジョンを策定し、平成15年には健康創造都市宣言を行い、各種の健康施策を推進してまいりました。現在超高齢社会を迎え、保健、医療に対する町民ニーズが多様化し、きめの細かい、質の高いサービスが求められています。町では、健康ビジョンを推進し、自分の健康は自分で守る、セルフケア意識の高揚を図るため、昨年しすいハート体操を制作し、体操教室や各地域への出前講座など、介護予防に取り組んでいます。こうした中、町民の健やかで幸せに暮らせる地域社会の実現に向け、思いを同じくする自治体が連携し、お互いのレベルを高めるとともに、健康づくりで協力し合う日本健康都市連合が本年2月に発足いたしました。この連合は、全国80の自治体が参加し、後発医薬品の普及や医療機関との連携、糖尿病の重症化予防などで効果的な取り組みを共有し、高齢化などでふえ続ける医療費の抑制、ライフステージに応じた食生活の改善や高齢者の体力低下の予防を推進していきます。当町も、この取り組みに賛同し、健康都市連合に参加することといたしました。今後は、各自治体との意見交換、情報共有を通じて連帯、協力しながら、町民の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、5件目として、福祉タクシーの拡充について報告いたします。高齢者の増加に伴い、町の高齢化率も着実に上昇しています。介護など、サービスが必要となった高齢者や障害者が自宅に閉じこもることなく、外に出てさまざまな活動を行うことは、認知症予防や身体機能の維持に効果があり、健康づくりや介護予防の観点から、大変重要であると考えています。町では、健康で歩いて暮らせるまちづくりに取り組むとともに、高齢者の日常生活の移動手段を確保するため、ふれ愛タクシーを運行しています。一方で、今後介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中、ふれ愛タクシーは自分で乗降できることが条件となるなど、課題があるものと認識しています。そこで、重度心身障害者等が外出のためタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する福祉タクシー事業を充実し、障害者や要介護者が外出しやすい環境づくりを支援していきます。また、平成29年度からスタートする第5次総合計画後期基本計画では、移動弱者に対する支援の充実を基本方針の一つに位置づけ、重度心身障害者を初め歩行など運動

機能が低下した移動困難者に対する切れ目のない支援として、福祉タクシーのさらなる拡充に努めてまいります。

最後に、6件目といたしまして、酒々井ちびっこ天国の休園について報告いたします。酒々井ちびっこ天国の運営につきまして、本年度末で第5期、平成26年度から3年間の指定管理が終了を迎えます。そのようなことから、時期第6期、平成29年度から2年間の指定管理者の公募による募集を行った結果、現地説明会には4者の参加がありましたが、応募者はありませんでした。1回目の公募による応募がなかったことから、現地説明会に参加した事業者を対象に2回目の再募集を実施しましたが、応募者はありませんでした。応募がなかった要因としては、ここ数年の不安定な気象による入園者数が低迷している状況と開園後43年間の経過し、プールろ過施設の老朽化や管理棟の耐震確保など、利用者の安全確保が困難となっているなどの意見が寄せられているところでもあります。酒々井ちびっこ天国は、平成18年度千葉県から譲り受け、指定管理者制度を導入し、セントラルスポーツグループが10年間管理運営をしておりますが、次期指定管理者の応募がなく、町直営による運営は困難なことから、来年度は休園することといたしました。なお、今後につきましては、ちびっこ天国の再開、公の施設としての活用や施設の多目的利用、新たな集客施設など、さまざまな可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（内海和雄君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により議長から指名します。

9番議員 佐藤修二君

10番議員 江澤真一君を指名します。

◎会期決定

○議長（内海和雄君） 日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会から答申のありました本日から3月16日までの10日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月16日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、ご了承願います。

◎議案第1号ないし議案第17号一括上程

（施政方針・提案及び細部説明・総括質疑・委員会付託）

○議長（内海和雄君） 日程第3、議案第1号ないし議案第17号を一括議題とします。

初めに、町長から施政方針について説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） 平成29年第1回酒々井町議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、平成29年度の町政運営に関する私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

平成28年度の我が国経済は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済で弱さが見られたほか、国内経済についても個人消費及び民間設備投資は所得、収益の伸びと比べ、力強さを欠いた状況となっています。

そこで、政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、平成28年8月2日に「未来への投資を実現する経済対策」（以下、「経済対策」）を取りまとめ、景気の回復に努めるとしています。

平成29年度の我が国経済は、「経済対策」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気の回復が見込まれております。

この結果、平成29年度の実質国内総生産の成長率は1.5%程度、名目国内総生産の成長率は2.5%程度を見込み、物価については消費者物価上昇率を1.1%程度と見込んだことで、デフレ脱却に向け、さらなる前進を見込んでいます。

国の平成29年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」において策定した「経済・財政再生計画」の2年目に当たることから、歳出改革を推進するとの基本的考え方に立ち、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、改革工程表における取り組みを的確に予算に反映することとしています。

なお、平成29年度の一般会計予算の総額は、前年度当初比0.8%増の97兆4,547億円となり、うち一般歳出の額は、前年度比0.9%増の58兆3,591億円を見込んでおります。

一般会計予算の歳入面では、租税及び印紙収入は、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、前年度当初比0.2%増の57兆7,120億円になると見込まれております。また、公債金は28年度当初予算額を622億円下回る34兆3,698億円となっておりますが、29年度予算の公債依存度は35.3%となり、依然として高い水準を維持し、国債残高もふえ続けている状況にあります。

歳出面では、国債費が前年度当初比0.4%減の23兆5,285億円になる見込みであります。社会保障関係費は、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」の目標に資する施策等について、安定財源を確保しつつ重点的・効果的に拡充するなど、「経済・財政再生計画」の目安に沿って歳出の伸びを抑制しつつ、メリ張りのきいた予算としたところ、前年度当初比1.6%増の32兆4,735億円となっております。また、地方交付税交付金等は、老朽化対策を初め「公共施設等適正管理推進事業費（仮称）」等の増額により、前年度当初比1.9%増の15兆5,671億円となっております。

また、県の平成29年度当初予算につきましては、来る知事選を控え骨格予算として編成されていますが、県民生活に密接に関係する事業や県内経済の活性化に資する事業である子育て支援、雇用対策、社

会インフラ整備などのうちから、継続事業や工程上年度当初から着手することが必要な事業等が計上されております。

この結果、平成29年度一般会計予算案として、対前年度比0.5%減の1兆6,297億円が発表がされたところであります。また、政策的な判断を要する事業や新規・拡大事業、投資的経費のうち新規着手分については、「肉付け予算」として6月補正予算で対応することとしております。

国、県のこうした状況の中、私も町長に就任して3期目が終了する年を迎えましたが、これまでのまちづくりにおいては、大変厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行政経営に努め、職員の意識改革と行財政改革により、持続可能な町への財政基盤づくりを行いながら、町民福祉の向上と町の均衡ある発展を図ってまいりました。

ご承知のとおり、平成24年4月にスタートしました「第5次酒々井町総合計画」前期基本計画が今年度で終了するところであります。この5年間を総括し、振り返りますと、防災拠点としての中央台公園多目的トイレの整備や役場分庁舎の建設、また酒々井インターチェンジの開通と酒々井プレミアム・アウトレットの開業に伴います南部地域の都市機能整備等、計画の中に示された6つの基本目標と重点施策について、それぞれの事業が議会を初めとした町民皆様方のご理解とご協力によりまして、バランスよく進めてこられたものと考えております。

また、この間、国内では人口減少問題の深刻さがクローズアップされ、政府の号令により地方創生の機運が高まりました。町も、国立社会保障人口問題研究所が推計しました2060年の将来人口が1万3,000人になるという数字を真摯に受けとめ、一昨年に「酒々井町人口ビジョン」において2060年の将来人口を1万7,000人と目標を定め、その目標達成のため「酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これらを総合計画のアクションプランと位置づけ、人口減少問題等に立ち向かうべく、着実に事業を進めているところであります。また、住民協働による学識、住民から成る「酒々井町地方創生推進会議」から、将来のまちづくりプランの参考として「100年安心して住めるまちづくりに向けた提言」が町に提出され、今後のまちづくりについての方向性が示されたところであります。

そして、平成29年度は第5次総合計画後期基本計画がスタートいたします。後期基本計画では、基本構想で示された基本理念「みんなが主役、未来へつなぐまちづくり」に基づいた将来都市像「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」の実現のための6つの基本目標の実現に向け、前期基本計画での成果を継承しつつ、着実に各種施策に取り組んでまいります。

それでは、平成29年度の予算編成についてご説明いたします。

まず、歳入の見通しですが、町税では新・増築家屋の増加による固定資産税の増、また酒々井インターチェンジの開通、酒々井プレミアム・アウトレット開業以降の好影響を受ける法人町民税の増加等により、個人住民税の減少をカバーした形で若干の増収となっております。しかし、自主財源である町税が近年堅調で財政基盤が強化されているものの、国の予算枠の減少等から地方交付税が減少、さらに地方消費税交付金を初めとする各種交付金等の依存財源も減少が見込まれる中、厳選した事業選択とあわせ、国庫補助金や交付金さらに町債を含め、限られた財源の有効活用に努めたところです。

一方、歳出では、普通建設事業費が、防災行政無線整備工事や公民館耐震補強工事、東庁舎撤去工事などの規模の大きな工事が減少しておりますが、物件費において最低賃金の改定による臨時職員賃金の

上昇や各種業務委託費の増、また一部事務組合や他会計事業への繰出金の増などにより、経常的経費が増加しております。さらに、今後臨時財政対策債を初め町債の償還に充てる公債費が増加するとともに、公共施設の老朽化対策に対応するための費用の増加など、財政収支はさらに厳しくなるものと見込まれています。さらに、「地方創生」を推進していくために、将来を見据えた中長期的な観点から、効果的な施策を展開していく必要が生じています。

このことから、財政運営の指針である「酒々井町財政健全化計画」に基づき、限られた一般財源の有効かつ効果的な活用を図るため、引き続き一般財源枠配分方式により予算編成を行ったところであります。

その結果、平成29年度の一般会計予算の総額は63億9,967万8,000円となり、前年度に対し7,131万2,000円、1.1%の増加となりました。また、一般会計と各特別会計を合わせた総額は108億7,665万8,000円となり、前年度に対し9,013万円、0.8%の増加となりました。

それでは、平成29年度に実施する主要施策について、第5次総合計画後期計画に掲げられた6つの基本目標に沿って、施策分野ごとに説明いたします。

初めに、健康福祉施策の分野として、子どもから高齢者まで誰でもいきいきと輝くまちづくりへの対応であります。

まず、児童福祉費においては、「子ども・子育て新制度」に合わせて中央保育園及び岩橋保育園の運営を行うとともに、引き続き町立保育園以外の保育園にも保育を委託し、待機児童の解消に努めます。

また、町立保育園では保育の向上を目指し、引き続き英語指導や伝統文化等に接するプログラムを実施するほか、新規に体操教室の実施に取り組んでまいります。

さらに、妊娠期から子育て期における支援として、「母子保健事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「利用者支援事業」を継続し、一層充実した子育て支援を目指してまいります。加えて、今年度はこれらの子育て支援を充実させる上で重要な子育て支援施設の設置工事に着手してまいります。

次に、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成事業として、中学卒業までの医療費の保険適用に対する自己負担分を助成してまいります。

また、中学校3年生までの子供を養育する父母等に対し、児童の育成を経済的な面から支援するために、児童手当を支給いたします。

さらに、ひとり親福祉推進事業として、18歳の年度末までの児童を持つ母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童等に、医療費等の自己負担分の一部を助成してまいります。

「放課後子ども教室」は、小学校の体育館などを活用し、地域の方々の協力を得て、さまざまな体験を通して児童の健全育成を図ります。また、「放課後児童クラブ」では、民設補助の「酒々井児童クラブ」と公設委託の酒々井小学校「しすいっ子クラブ」、大室台小学校「大（おお）ちゃん学童クラブ」の3クラブにより、それぞれ円滑な運営が図れるよう努めてまいります。

社会福祉施策につきましては、高齢者などの日常生活の利便性の向上を図るため、引き続き「ふれ愛タクシー」を運行します。

また、福祉団体の活動を支援するため助成を行うとともに、町民の心配事などを解決するために、専

門機関の紹介や行政とのパイプ役として、子供から高齢者までの相談役となる民生委員児童委員の活動を支援します。

障害者福祉施策については、障害のある方が地域社会の一員として豊かな生活を送れるよう、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指し、障害者の生活を支援する自立支援給付や地域生活支援事業など福祉サービスの一層の推進を図ってまいります。

高齢者福祉については、町の高齢化はご承知のとおり急速に進んでおり、平成28年4月1日現在の高齢化率は29.2%と3割目前の割合となっております。高齢者を地域全体で支える「ともに支え合い・助け合う 地域の手」災害時要援護者名簿登録制度をさらに推進し、特に75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯を中心に地域の方々と連携を深め、平常時の「見守り」や「声かけ」、非常時の避難支援などを行い、高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組んでまいります。

また、高齢者の生きがい支援として、豊かな経験と能力を積極的に生かすための就業を支援し、健康増進に資するシルバー人材センターの機能充実に向けた支援を行います。

このほかに60歳以上の方々に対して、生活の質の向上、閉じこもりによる社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、生きがいのある生活を送ることで要介護状態への移行を予防することを目的に、週3回の「生きがいデイサービス事業」を行い、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、75歳以上の方々を対象にした老人福祉大会や、80歳になっても健康で生き生きとした生活が送れるように、介護予防や生きがいづくり等の推進を目的とした80歳の青年式を開催いたします。

さらに、高齢者の総合的な支援を行う地域包括支援センターの運営を社会福祉法人「鼎」と連携を密にして取り組み、円滑な運営を図ってまいります。また、住みなれた地域で生活を送れるよう支援するとともに、高齢者自身の健康増進を図り、介護予防を推進するため、ボランティア活動を行う高齢者に対してポイントを付与する「介護支援ボランティア制度」を引き続き実施してまいります。

健康づくり施策については、健康増進事業として各種検診、健康教育、健康相談等の事業を行います。なお、特定年齢の方に対する乳がん、子宮頸がん、大腸がん、肝炎ウイルス検診及び40歳以上の方の歯科検診を三師会の強力のもと無料で行ってまいります。

また、乳幼児、学童、生徒及び65歳以上の方に対して予防接種を行い、個人の健康管理を支援するとともに感染症の流行防止に努めます。

母子保健推進事業については、マタニティ・ママパパークラス、妊婦健診、乳児健診、幼児健診、遊びの教室など、従来の事業メニューに加え、新規に妊婦とその夫の口腔ケアを目的とした「ママ・パパ歯科検診」を開始します。

また、出産祝い品として絵本を配布する「ブックスタート」や不育症で治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図る「不育症治療費助成事業」の実施など、町独自の子育て支援施策を継続してまいります。

次に、教育文化施策の分野として、豊かな心を育み歴史を活かした文化創造のまちづくりへの対応です。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、子供は皆生まれながらに多様

な可能性を秘めています。その可能性を十分に育成、開花させるために、幼児期ほど大切な時期はないと考えています。このような幼児期における教育の重要性を考え、豊かで特色ある幼児教育の推進を図るため、町独自に町内の私立幼稚園に補助金を交付します。また、私立幼稚園に幼児を就園させている保護者の経済的負担を軽減するために、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付します。

学校教育関連では、28年度に引き続き、中学校グラウンド拡張整備に向けた諸事業を進め、スポーツ環境の改善を図ってまいります。また、特色ある教育活動を積極的に推進するため、「小・中学校スクールサポート事業」、「教職員の特色ある教育活動支援事業」のほか「人権・同和教育研究活動補助事業」などに取り組みます。

さらに、新規に小中学校の地域学習・地域活動の支援として教育ファシリテーターを配置、子供たちの町に対する愛着心と郷土意識を育むための教材開発等に取り組んでまいります。また、学校教育に限らず、町民全体でふるさと意識を啓発する幅広い活動に取り組んでまいりたいと考えております。

外国語教育においては、ALT（外国語指導助手）を1名増員して、ネイティブな英語に触れる機会をふやし、異文化理解及びコミュニケーション能力を高め、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

また、引き続き保育園から中学校卒業までの一貫した英語教育を継続し、中学生の国際交流派遣事業としては、従来のオーストラリア派遣に加え、ドイツへの派遣を実施し、ホームステイや現地校での体験学習を通して異文化理解を深め、国際化に対応できる人材を育成していきます。

また、国際交流に向けた事業の一環として、町立中学校の3年生全生徒を対象に、英語検定の検定料を助成する「パワーアップE」事業を継続してまいります。

次に、小学生の通学支援といたしましては、新たに無料化を図ったスクールバス運行事業を展開し、安全で安心な通学のサポートをしてまいります。

また、適応指導教室「ふれあいルーム」の活用も継続し、不登校児童・生徒等を対象にカウンセリングや学習指導、小集団活動を組織的・計画的に行い、集団対応と学校復帰を支援します。

そのほか、学校教育における児童・生徒の心身の健全な発達のための食を提供するとともに、栄養士による食育指導を行い、学校給食を通して子供たちに食の理解や、地域社会の環境や文化、栄養改善及び健康の増進、社会性や食事のマナーを身につけるなど基礎的な理解の習得を図ります。

文化財保護・保存化事業では、本佐倉城跡の保存・活用のための入口広場整備事業を継続して行い、本佐倉城跡入口広場までの上下水道管の敷設工事を実施してまいります。このほか周知・普及事業として、これまで行った調査の概要を庁舎や公民館などで展示するほか、本佐倉城見学会を実施します。

町の顔づくり推進事業としては、江戸時代に栄えた旧酒々井宿を「酒々井町の顔」として町並みの保存整備を行い、観光資源として活用することで交流人口の増加を図ります。

また、昨年度に引き続き交流支援拠点整備にかかわるマスタープランの作成に取り組んでまいります。

さらに、千葉氏まつりの一環として開催した「房総の牧」について、日本遺産の申請に向けてのストーリーの作成、関係機関との調整及び周知事業を実施いたします。

「墨古沢南Ⅰ遺跡」については、約3万年前の酒々井町最古の人類生活痕跡であり、日本最大級の環状ブロック郡を有するもので、国史跡指定を目指し、発掘調査を中心とした保存整備事業を継続して実施してまいります。

生涯学習の推進については、各種スポーツ教室の開催、子ども会や青少年相談員との連携によるスポーツ大会の開催、今年度酒々井町での開会・閉会式が開催される印旛郡市民体育大会の選手・役員の派遣や酒々井町ライトスポーツクラブなどを通じて、町民の文化・スポーツ活動のさらなる活性化を図ってまいります。

また、人生の節目を祝福する「新成人のつどい」や、60歳を迎える方々の地域デビューを支援する「盛年式」を開催し、生涯にわたり学び続けられる環境づくりと住民主役のまちづくりを進めます。

学校教育支援については、町民の持つ経験や知識を子供たちに伝承し、地域のボランティアと学校との連携の支援を目的として、各小中学校に設置した「地域ルーム」では、引き続き調整役としてコーディネーターを配置して支援を強化してまいります。

また、中学生の学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る目的で設置された「地域未来塾」では、教職経験や地域住民の方々との協力を得て、学習支援を継続してまいります。

さらに、小学校児童を対象とした補習と講座を土曜日に公民館で開催し、家庭教育指導員、社会教育指導員等の協力により、地域と連携した教育支援を行うことで教育活動の充実を図ってまいります。

このほか、小学生の交流事業といたしまして、子供たちに日本有数の星空などの観察や美しい自然環境の中での体験学習ができる、日本で一番寒い町と知られる「北海道陸別町」との児童交流事業を行います。

公民館活動としては、主催事業である「酒々井町青樹堂」で各種講座の開催やイベントを幅広い年代に提供してまいります。さらに、「酒々井町青樹堂」を町独自のブランドとして充実させ、地域づくりに活躍する人材を育成するなど、「生涯現役社会」の実現に向けて生涯学習と住民協働のまちづくりを推進してまいります。

なお、中央公民館はご承知のとおり、ことし7月末の完成を目指し、耐震補強工事を実施しております。工事期間中は、安全を第一に考え、全館の貸し館業務を中止しております。皆様にご迷惑をおかけしておりますが、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、生活環境施策の分野として、いつも安全で安心して快適に暮らせるまちづくりへの対応です。

消防・防災事業については、日ごろの広報活動や、防災訓練等を実施し、町民の防災意識の高揚を図るほか、自主防災組織に対して防災資機材の購入に際して支援を行うとともに、防災基盤の強化を促進してまいります。その一環といたしまして、防災用資機材や備蓄品等を格納する施設の設置整備を継続してまいります。

また、防災行政無線の機器更新及びデジタル化の整備事業につきましても継続して進めてまいります。

交通安全・防犯対策については、自治会を初め防犯ボランティア活動団体との協働による防犯対策を推進し、地域のパトロールなどを通じて防犯や交通安全に対する住民意識の高揚を図るとともに、通学路などの交通安全対策を総合的な視点から検討し、施設の整備等を行ってまいります。

また、地域防犯力の向上を図るため、駅前交流センターに隣接した場所へ「防犯ボックス」を設置し、平成29年度より警察官OBを配置し、運営を行っていくことで、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指してまいります。

環境部門につきましては、温暖化防止対策として再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅用

太陽光発電システムの設置、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電池システム設置に対して補助し、町の環境対策を徹底し、住民の皆様が簡単に環境負荷を計算できる「環境家計簿」の普及を進めてまいります。

次に、都市基盤施策の分野として、生活機能の整った歩いて暮らせるまちづくりへの対応です。

まちづくり施策では、酒々井町景観基本条例に基づき、町の良好な景観の形成を図るため、無電柱化のまちづくりを推進してまいります。

また、木造戸建て住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の補助、雨水の流出抑制や生活環境の向上を図るため、住宅リフォーム費用の補助を引き続き行ってまいります。

さらに、いわゆる「空き家」の問題に対しましては、昨年度実施しました実態調査をもとに、新たに「空き家対策計画の策定」に取り組むなど、「空き家対策事業」を本格化してまいります。

道路整備では、通学路等の安全確保を優先とした改良工事や、狹隘箇所の局部改良、舗装の打ちかえ工事及び橋梁の長寿命化に向けた計画的補修工事など、交付金を有効に利用しながら順次実施してまいります。

また、ガードレール、カーブミラーや区画線などの交通安全施設や防犯街灯等の整備など、道路交通安全の確保に努めてまいります。

公園整備では、老朽化した町内の都市公園の遊具について、健康遊具を取り入れた設置・改良を順次、順番に実施してまいります。

また、中央台公園の利便性を向上させるため排水改良を行ってまいります。

次に、産業経済施策の分野として、にぎわいと活力にみちた魅力あるまちづくりへの対応です。

農業施策については、高崎川ののり面崩落による護岸改修工事を実施し、安定した農業経営に資するよう推進してまいります。

平成28年度に引き続き、農業用機械の取得等について支援し、地域農業の振興に資するため、「担い手育成支援事業」を継続してまいります。

また、農業基盤整備事業として過去に実施した債務負担行為の解消及び国営印旛沼二期土地改良事業に係る負担金の一部を引き続き基金に積み立てることによりまして、未来を担う子供たちに負担を残さないよう将来負担の軽減を図ります。

企業誘致事業として、企業立地優遇制度を掲載した「酒々井町企業立地のご案内」等を活用し、酒々井南部地区新産業団地と特に墨工業団地への積極的な企業誘致訪問を行い、優良企業の立地を促進してまいります。

観光事業としては、情報発信の充実を図り、町の特産品をJR酒々井駅のケースディスプレイに展示するほか、酒々井プレミアム・アウトレット内の「酒々井コミュニケーションセンター」における特産品のPRと観光案内を強化してまいります。

また、新規に町の観光や特産を紹介する施設の実現に向けた事業に取り組んでまいります。

ちびっこ天国につきましては、指定管理者制度を導入し、平成19年度から10年間にわたり外部に運営管理を委ねてまいりましたが、これまでの受託業者が今年度いっぱい撤退を表明し、新たな指定管理者を募集したところ応募がなかったことから、平成29年度は休園とし、今後のあり方については、ちび

っこ天国の再開、公の施設としての活用、施設の多目的利用などを含め、さまざまな可能性を検討していくことといたします。

酒々井コミュニティプラザ及びハーブガーデンにつきましては、利便性の向上と機能強化を図り、施設改修に向けた実施設計を行います。

次に、地域社会と行財政の施策の分野として、町民と共に築く心がかよう持続可能なまちづくりへの対応です。

住民参加・協働施策については、高齢者の閉じこもりの防止や話し合い、情報発信等、地域の皆さんが互いに知り合い、交流を深めることのできる場となるよう、公益活動の拠点として「井戸端」及びまちづくり研究所のミーティングルームの支援・充実を図ります。

また、住民が行う自由で自発的な公益活動である住民活動を支援し、住民参加による地域社会の発展及び協働のまちづくりの推進に資することを目的とした事業について補助金を交付いたします。

さらに、地域住民が主体となって実施する都市公園等の環境美化活動等への支援や生活環境整備工事に必要な資材等の支給を行うなど、住民公益活動を支援してまいります。

このほか、住民参加・協働のまちづくりを推進するため、時代の変化に即した地域課題解決や新たな町の政策形成等に寄与する創造的なまちづくりの研究事業を行う拠点の「酒々井まちづくり研究所」の管理運営支援を行うとともに、全国のまちづくり実践者や、指導者との学習及び研究の場として、「輝く創年とコミュニティ・フォーラム」等を開催します。

新たな取り組みとして、昨年度開始しました「100年安全・安心に住めるしすいづくり事業」を推進し、町と住民等の行政情報と地域情報を共有できるGIS、地図情報システムを活用した住民の安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

人権施策では、さまざまな人権問題の解決を目指し、あらゆる差別の撤廃と人権尊重の意識を高めるため、講演会、人権啓発ポスター展や街頭啓発などの啓発活動を行います。また、隣保館における各種事業や「隣保館まつり」を支援してまいります。

行政運営に当たっては、町のマスコットキャラクターを積極的に活用し、県内外のさまざまなイベントなどで酒々井町の施策や魅力等を町内外に広く情報発信するシティプロモーション活動を推進し、交流人口増加や定住促進を図ります。

また、空き家バンク、外国人おもてなし事業、子どもホームページの開設など、総合計画のアクションプランである「酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業に取り組み、高品質でおしゃれなコンパクトシティの創造を推進してまいります。

情報管理の施策については、高度情報化社会に対応した効率的な行政サービス向上のため、必要なハードウェア及びソフトウェアの運用及び維持管理を行います。

戸籍・住民基本台帳関係については、平成28年度から実施の始まった「社会保障・税番号制度」による個人情報保護の意識の高まりに応え、窓口ではこれまで以上に慎重で、丁寧な対応に努めてまいります。また、戸籍、住民票等の作成管理、住民の基本的な権利・義務の発生、国籍の確認、身分事項の変更等を正確かつ適正に管理し、住民サービスの増進を図ります。

税の確保について、町税は町民の皆様の幸せ、住みよいまちづくりのための財源として重要な役割を

果たしております。そのため、賦課徴収事業では各種電算業務委託や課税客体調査業務等を実施し、町税の適正で正確な賦課と公平な徴収に努めます。

役場庁舎管理としましては、一昨年の分庁舎の竣工に引き続き、28年度は老朽化した東庁舎の取り壊しなど比較的規模の大きな工事が続きました。今年度は、防災倉庫の整備を初め老朽化した庁舎備品等の整備を進めてまいります。

以上、町政に対する所信の一端と平成29年度の主要施策を申し上げましたが、今後の国、県の財政事情や人口減少社会、少子高齢化社会を考慮すると、地方交付税の縮減や社会保障費の増額などにより、町財政も予断を許さないものと考えます。

人口減少時代に突入し、若い世代の定着と循環したまちづくりが重要な課題であることに違いはありませんが、たとえ人が減ったとしても、この町に暮らす人々が充実した生活を味わい、幸福感を感じられるまちづくりを目指してまいります。

そういう意味で、今後も将来に希望が持てる持続可能なまちづくりを一步ずつ着実に進め、高品質でおしゃれなまちづくりの実現のため、確かなあしたを築いてまいりたいと考えております。

町民の皆様、そして町議会議員の各位には、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。どうもありがとうございました。

○議長（内海和雄君） 以上で町長の施政方針が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前11時20分)

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前11時35分)

○議長（内海和雄君） 引き続き、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、提出案件にかかわります提案理由についてご説明申し上げます。

今回上程いたしました案件は17議案であります。以下、順次その概要についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号は、酒々井町準用河川管理条例の制定についてでございます。酒々井町の普通河川や重要な排水路については、河川環境の整備や流水の正常な機能を維持するため、河川管理の基本法である河川法を準用する準用河川として指定することを検討していることから、行為の許可や占用料等について必要な事項を定める酒々井町準用河川管理条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第2号は、酒々井町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてであります。保険者が保健事業を行うに当たっては、レセプト、検診データ等を活用した分析に基づき、効果的に実施することとされていることから、これまでもデータ等を活用した予防・健康づくり事業を推進してきたところですが、保健事業と予防、健康づくり事業の連携を強化し、さらなる推進を図るため、国民健康保

険及び後期高齢者医療に関する事務を税務住民課から健康福祉課に所管がえするものであります。なお、国民年金に関する事務についても、国民健康保険と手続において関連性があることから、住民の皆様の利便性を考慮し、あわせて健康福祉課に所管がえするものであります。

次に、議案第3号は、酒々井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員に対する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、育児介護のための深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る子の範囲拡大や介護休暇の分割等について所要の措置を講ずるため、酒々井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものであります。なお、介護休暇については、県に準じ期間及び態様を規則に委任し対応するものであります。また、子の範囲の拡大については、特別養子縁組監護期間中の者及び養子縁組里親に委託されている者を、育児介護のための深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る子として、新たに対象に加えるものであります。

次に、議案第4号は、酒々井町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、法律上の子に準ずる者も育児休業等の対象とするよう子の範囲が拡大され、特別養子縁組監護期間中の者及び養子縁組里親に委託されている者が対象となり、さらにこれらに準ずる者を条例で定めることとされたことから、所要の措置を講ずるため、酒々井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第5号は、酒々井町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月28日に公布されたことに伴い、酒々井町税賦課徴収条例等について所要の一部改正を行うものであります。主な改正内容といたしましては、消費税率の引き上げ時期の変更に合わせて、法人住民税の法人税割税率の引き下げ時期及び軽自動車税環境性能割の導入時期を、本年4月1日から平成31年10月1日に延期するものであります。

次に、議案第6号は、酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例は、町内における3,000平方メートル未満の埋め立て等を適用範囲としており、3,000平方メートル以上の埋め立て等を適用範囲とする千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に準拠しております。千葉県では、条例の適用外であった再生土等の埋め立て等について、平成28年9月15日に再生土等の埋め立て等に係る行政指導指針を施行し、行政指導の対象としたことから、当町においても再生土等の埋め立て等に対し、管理指導を行うことができるよう、条例を改正しようとするものであります。また、あわせて許可の対象面積を引き下げるとともに、一定の条件により過去に隣接地で行われた埋め立て等の面積も合算して許可の対象とするなど、埋め立て等に関する安全基準等の規制の強化を図ろうとするものであります。細部につきましては、後ほど担当課長からご説明申し上げます。

次に、議案第7号ないし議案第10号の4議案は、いずれも一般会計及び各特別会計における補正予算であります。

まず、議案第7号は、平成28年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）でございます。今回の補正につきましては、年度末を迎えるに当たり、歳入においては各種交付金や、県、国支出金及び町債等の調整を行います。歳出においては、まず国の補正予算に伴う地方創生拠点整備交付金事業の採択を受け、プレミアム酒々井の増築を行うための増額予算を計上しております。さらに、将来の財政需要に備え、減債基金、地域福祉基金への積み立てを増額し、そのほか各種事務事業の整理等による決算見込みから減額等、調整を行うものであり、年度内に終了できない見込みの事業について繰越明許費を、また継続費及び債務負担行為の設定、変更をお願いするものであります。このようなことから、既定の歳入歳出予算67億4,601万円から、歳入歳出それぞれ2億1,594万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億3,006万4,000円にしようとするものであります。なお、細部については、後ほど企画財政課長からご説明申し上げます。

次に、議案第8号は、平成28年度酒々井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正は、歳入歳出額の確定等に伴い、所要の補正をするものであります。既定の歳入歳出予算30億4,226万9,000円から歳入歳出それぞれ7,464万円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億6,762万9,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、後期高齢者支援金、介護納付金等の歳出確定に伴う減額及び高額療養費の歳出に備え増額するものであります。歳入の主な内容は、額の確定に伴い、国庫負担金、国庫補助金を減額し、各種交付金等を増額するものであります。

次に、議案第9号は、平成28年度酒々井町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、歳入歳出額の確定に伴い、所要の補正をするものであります。既定の歳入歳出予算12億2,337万1,000円から歳入歳出それぞれ8,181万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,155万4,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、総務費、保険給付金、基金積立金などを減額するもので、歳入の主な内容は、保険給付費減額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、準備基金繰入金などを減額するものであります。

次に、議案第10号は、平成28年度酒々井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。今回の補正は、歳入歳出額の確定に伴い、所要の補正をするものであります。既定の歳入歳出予算2億2,018万8,000円から歳入歳出それぞれ104万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,914万6,000円にしようとするものであります。歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するもので、歳入の主な内容は、保険料を増額し、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第11号ないし議案第16号の6議案は、いずれも一般会計及び各特別会計等における平成29年度予算であります。

まず、議案第11号は、平成29年度酒々井町一般会計予算でございます。平成29年度の財政見通しですが、自主財源の主であります町税については、1人当たりの所得割の減少によって個人町民税の減少を見込んでおりますが、新增築家屋の増加により固定資産税は増加を、また法人町民税も増加を見込んでおります。

次に、地方譲与税を初めとした各種交付金は、地方消費税交付金の減額により減少を見込んでおります。なお、地方財政収支の不足分を補填する国からの地方交付税については、町税を初めとする自主財源の増加による影響と震災復興特別交付税の減額により減少するものと推計しています。

一方、歳出では扶助費について、児童手当や保育委託事業が減少しましたが、防犯ボックス事業などの新規事業による嘱託員報酬の増により人件費が増加、さらに公債費は臨時財政対策債を初め元金償還額が増加したことなどから、義務的経費が増加しました。また、物件費については主に最低賃金上昇の影響により、臨時職員賃金及び各種委託業務費が増加し、補助事業費は消防組合負担金や下水道事業会計への繰出金が増加しました。

投資的経費については、子育て支援施設整備事業や（仮称）観光物産館整備事業などによる増加はありますが、継続事業である防災行政無線整備や中央公民館耐震補強の事業費の減少、東庁舎の撤去工事の完了等により普通建設事業は減少しました。

なお、予算の編成に当たりましては、酒々井町財政健全化計画を見直しし、それを基本とした平成29年度予算編成方針を定め、予算編成を行ったところであり、社会情勢や環境の変化を認識し、総合計画等を踏まえ、簡素にして効率的な行財政運営の構築を図っていくことを目指しております。各種施策について行政効果、緊急度を十分勘案し、厳しい事業の選択を行いながら、地域の活性化を図り、安定的な行政サービスを提供して、町民皆様の負託に応えられるよう予算案を策定したところであります。

平成29年度一般会計の予算規模については、歳入歳出それぞれ63億9,967万8,000円となり、前年度当初予算額63億2,836万6,000円と比較すると7,131万2,000円、1.1%の増加となりました。今回の予算は、平成24年度からスタートした第5次総合計画による6つの基本目標と、さらに大きな視点で捉えた「安全・安心」、「魅力」、「健康」の3つのテーマにより自立したまちを目指すものであり、後期基本計画の初年度に当たり、各種施策における町民皆様の満足度向上を目指し、予算編成を行いました。

初めに、「安全・安心づくり」ですが、高齢者への支援としまして80歳の青年式の開催を初め、介護予防や生きがい創造支援事業を進めてまいります。また、防災については、引き続き防災行政無線整備や防災資機材等備蓄施設整備等を行い、防犯についてはJR酒々井駅東口に防犯ボックスを開設するとともに、空き家対策事業にも取り組んでまいります。さらに、ICT、情報通信技術を活用した情報共有による100年安全・安心に住めるしすいづくり事業を進めます。公民館耐震補強工事につきましては、利用者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、7月末の完成を目指して進めてまいります。

次に、「魅力づくり」では、酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に基づいた施策等を展開し、交流人口増加や定住促進を図ります。まず、子育て支援体制のさらなる充実を目指し、ファミリー・サポート・センター事業や利用者支援事業の推進を図るとともに、今後町の子ども・子育て支援の拠点となる施設として、岩橋保育園の隣接地に新たに子育て支援施設を整備します。交流事業としては、まちづくり研究所事業による創造的なまちづくりの研究事業を行うとともに、全国のまちづくりの実践者や指導者との学習の場として、輝く創年コミュニティ・フォーラムを開催します。

次に、「健康づくり」では、保健センターを中心に各種健診、健康教育、健康相談の健康推進事業を行い、新たにママ・パパ歯科検診を行います。農業関係では、担い手育成支援事業を行うとともに、農業基盤整備事業として高崎川の護岸改修を行います。また、観光事業ではアウトレット内、酒々井コミュニケーションセンターによる情報発信に加え、新たに（仮称）観光物産館の整備を行ってまいります。

教育分野では、教育ファシリテーターを配置し、小中学校の地域学習、地域活動への支援等を行うとともに、国際交流支援事業については、オーストラリアへの中学生派遣に加え、新たにドイツ派遣を実

施し、国際交流の推進と国際化に対応できる人材の育成を図ります。また、生涯学習については、未来塾として中学生に学習習慣の確立と基礎学力の定着を目的とした学習支援を行い、引き続き学校教育を支援するとともに、土曜日の教育支援体制等構築事業を展開し、各小学校の児童を対象とした補習と講座を行うことで教育支援を行います。

以上、主な事業を紹介いたしました。限られた財源の中ではありますが、町民満足度の高い行政サービスに努め、創意工夫を凝らしながら各施策について取り組んでまいりたいと思います。なお、細部につきましては、後ほど企画財政課長から説明申し上げます。

次に、議案第12号は、平成29年度酒々井町国民健康保険特別会計予算であります。国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入では国民健康保険税5億7,539万4,000円、国の負担及び補助から成る国庫支出金5億2,223万9,000円、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合に応じた前期高齢者交付金9億7,158万3,000円、県内54市町村国保が共同で財源安定化を図るための共同事業交付金5億8,160万3,000円及び法に定められた一般会計繰入金を主な財源としています。歳出では、医療費に係る保険給付費19億3,601万1,000円、75歳以上の後期高齢者を支援するための後期高齢者支援金等3億4,294万円及び共同事業拠出金5億8,160万5,000円を主な経費として、歳入歳出それぞれ30億3,579万4,000円を計上するものであります。

次に、議案第13号は、平成29年度酒々井町介護保険特別会計予算であります。介護保険特別会計予算につきましては、歳入では介護保険料3億314万円、国庫支出金2億1,546万3,000円、支払基金交付金3億2,547万2,000円、県支出金1億8,038万9,000円、一般会計繰入金1億7,491万6,000円を主な財源とし、歳出では千葉県国民健康保険団体連合会介護給付費11億3,643万円を主な経費として、歳入歳出それぞれ12億1,618万6,000円を計上するものであります。

次に、議案第14号は、平成29年度酒々井町後期高齢者医療特別会計予算であります。後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入では保険料1億8,826万7,000円を主な財源とし、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金2億2,093万3,000円を主な経費として、歳入歳出それぞれ2億2,500万円を計上するものであります。

次に、議案第15号は、平成29年度酒々井町水道事業会計予算についてであります。まず、収益的収入及び支出の予定額については、収入が5億7,284万7,000円、支出が4億5,174万7,000円であり、支出予定額に対し収入予定額が1億2,110万円上回っています。次に、資本的収入及び支出の予定額については、収入が514万1,000円、支出が4億5,472万3,000円であり、収入予定額が支出予定額に対し不足する額4億4,958万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,288万2,000円と過年度分損益勘定留保資金4億2,670万円を補填する予定であります。なお、建設改良工事として東酒々井地先における配水管布設替え工事及び尾上浄水場取水井情報伝送盤更新工事等を予定しています。

次に、議案第16号は、平成29年度酒々井町下水道事業会計予算についてであります。まず、収益的収入及び支出の予定額は、収入が3億8,625万2,000円、支出が4億4,011万7,000円であり、支出予定額に対し収入予定額が5,386万5,000円下回っています。次に、資本的収入及び支出の予定額は、収入が1億7,429万6,000円、支出が2億8,636万2,000円であり、収入予定額が支出予定額に対し不足する額1億1,206万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,418万1,000円及び当年度分損益

勘定留保資金9,788万5,000円で補填する予定であります。なお、建設改良工事として馬橋地区及び飯積地区の下水道整備事業のほか、認可延伸のための下水道計画見直し事業を予定しています。

次に、議案第17号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。現教育委員会委員であります浦壁京子氏が平成29年3月23日をもって任期満了となります。つきましては、酒々井町の青少年の健全育成や社会教育の振興発展にご尽力をいただきました浦壁氏を次期委員として再任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上が議案に係ります提案理由の説明であります。よろしく慎重ご審議、ご決定くださいますことをお願い申し上げます。

○議長（内海和雄君） 以上で町長の提案理由の説明が終了しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

（午後 零時00分）

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時00分）

○議長（内海和雄君） 次に、担当課長から細部説明を行います。

初めに、議案第6号について、経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私から議案第6号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案第6号、酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お手元に配付いたしました概要新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

初めに、本条例の改正の趣旨でございますが、当町では土砂等の埋め立て等に供する面積が3,000平方メートル以上の埋め立てについては、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる県残土条例を適用しておりますが、県残土条例では再生土等は条例の適用外であります。町は、この県残土条例に準拠し、500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の埋め立てに適用している町残土条例においても再生土等は適用外であります。しかしながら、千葉県では建設汚泥の中間処理物である再生土等が埋め立て資材として使用される例がふえており、その埋め立てにより周辺環境への影響を及ぼすことのないよう、再生土等による埋め立て等に供する面積が3,000平方メートル以上の埋め立てについて、再生土等の埋め立て等に係る行政指導指針を平成28年9月15日から施行し、行政指導の適用となりました。そのようなことから、3,000平方メートル未満で行われる再生土等の埋め立てに対し、指導管理を行えるよう町残土条例を改正しようとするものでございます。また、町残土条例の許可対象面積を引き下げるとともに、一定の条件により過去に隣接地で行われた埋め立て面積も合算し、許可の対象とするものでございます。そのほか土砂崩落防止のため、構造上の基準を見直すなど、埋め立て等に関する規制を強化し、埋め立て等による土壌、地下水の汚染、土砂等の崩落等

による災害の発生を未然に防ぐことを目的とするものでございます。

それでは、条例改正につきましては新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

初めに、条例第2条第1号の定義でございますが、土砂等の定義を廃棄物以外のものとし、埋め立て等に使用する材料にかかわらず、町残土条例の適用とし、再生土等も適用するものでございます。次に、条例第3条でございますが、適用範囲の下限面積を撤廃するものであります。現行は500平方メートル以上、3,000平方メートル未満を条例の適用範囲としておりますが、改正では、3,000平方メートル未満を条例の適用範囲とするものでございます。

次に、条例第5条の2でございますが、町の責務を新たに定めるものであります。現行では、土地所有者、埋め立て事業者、建設業者等の責務のみの規定をしておりますが、新たに土砂等の埋め立て等の把握、監視、その必要な措置を講ずるよう、町の責務を規定するものでございます。

次に、条例第5条の3でございますが、埋め立てに使用される土砂等の安全基準を新たに定めるものでございます。現行では、許可対象面積のみの適用であります。許可対象未満の面積も適用するものであり、土砂等の安全基準は施行規則で定めませんが、環境基準に準ずるもので、再生土用に新たに水素イオン濃度、pHを加えるものでございます。

次に、条例第5条の4でございますが、安全基準に適合しない土砂等による埋め立ての禁止等を新たに定めるものでございます。第1項では、前条の安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋め立てを禁止することを定めるものでございます。

第2項では、安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれのある場合、事業の停止または期限を定めて保全するために必要な措置をとることができることを定めるものでございます。

第3項では、安全基準に適合しない土砂等が使用されている場合に、場所及び情報を住民に提供するとともに、その土砂の撤去または汚染を防止するための措置を命ずることを定めるものでございます。

次に、条例第5条の5でございますが、土砂等の崩落等の防止措置等について新たに定めるものであり、具体的な安全基準は施行規則で定めませんが、土砂崩落防止のためのり面の角度等を見直すとともに、付近に河川、水路等がある場合には、一定の離隔を求めるものでございます。

条例第6条でございますが、許可対象面積を500平方メートル以上から300平方メートル以上に引き下げるものであり、また一定の条件により過去3年以内に隣接地で行われた埋め立て面積も合算し、許可の対象とするものでございます。

次に、条例第6条の2でございますが、許可対象面積での埋め立てについて、届け出を新たに求めるものでございます。現行では、許可対象面積の500平方メートル未満については任意の届け出を依頼しているところでありますが、150平方メートル以上、300平方メートル未満の埋め立て等を行う事業に対しても届け出を規定するものでございます。

次に、条例第7条から第23条につきましては、今回の条例改正による条の整理及び千葉検察庁と協議の中で文言等の指摘がありましたので、文言の整理を行うものでございます。

条例第25条の2でございますが、命令や許可条件に反して事業を行った者の氏名等を公表できることを新たに定めるものでございます。

次に、条例第27条でございますが、罰則の既定に安全基準に適合しない土砂等の埋め立て等を行い、

撤去等の命令に違反した場合を加えるものでございます。

条例28条でございますが、土砂等の搬入の届け出をせず搬入した場合の罰則を加えるものでございます。

施行期日でございますが、周知期間として3カ月を考慮していることから、平成29年7月1日とするものでございます。

以上が条例の改正点となりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 次に、議案第7号及び議案第11号について、企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、私からは議案第7号及び11号に関しまして細部説明をさせていただきます。

それでは、議案第7号、平成28年度酒々井町一般会計補正予算（第6号）の細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして主要内容をご説明させていただきます。

なお、今回の補正につきましては、年度末を迎えるに当たり、主に各事務事業の決算見込みから予算額等の調整を行うものでございます。

事項別明細書の18ページをお願いいたします。1款議会費になります。1項議会費、1日議会費でございます。73万4,000円の減額でございます。こちらにつきましては、議会視察研修の中止等、決算見込みによるものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般事務費68万6,000円の減額につきましては、職員の定期健康診断業務に係る減額によるものでございます。

19ページをお願いいたします。19ページでございますが、3目財政管理費、財政一般事務費1,896万9,000円の増額につきましては、積立金といたしまして各種基金利息の減額を行うとともに、今後の財政負担の軽減が図れますよう、減債基金に積み立てを行うものでございます。

5目財産管理費、庁舎管理事業3,604万4,000円の減額につきましては、庁舎改修設計業務でございますが、今年度の実施を見送ったことから全額を減額し、東庁舎撤去等工事及び電話設備更新工事は事業費の確定により、それぞれ減額を行うものでございます。なお、庁舎改修設計業務につきましては、中央公民館の耐震改修後に検討するものとしたことから、見送ったものでございます。

20ページでございます。9目防災対策費、15節工事請負費5,602万9,000円の減額につきましては、防災資機材等備蓄施設整備及び防災行政無線整備の事業確定によるものでございます。

同じく2項徴税费、2目賦課徴収費、賦課徴収事業の償還金利子及び割引料につきましては、798万9,000円につきましては、家屋の固定資産税及び都市計画税につきましては、課税修正により不足が生じることから計上するものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。22ページでございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、社会福祉一般事務費の積立金998万8,000円の増額につきましては、今後の財政負担の軽減が図れるよう、地域福祉基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして、23ページになりますが、23ページ、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業でございます。2,820万8,000円につきましては、不用額を減額するものでございます。

24ページになりますが、4目国民健康保険特別会計費、5目介護保険特別会計費、6目後期高齢者医

療広域連合事業費につきましては、それぞれ各特別会計への繰出金等の調整を行うものでございます。

26ページをお願いいたします。26ページでございますが、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ事業628万円の減額につきましては、酒々井小学校放課後児童クラブ室改修工事の終了等によるものでございます。

続きまして、27ページから28ページにかけまして4目保育園費、保育委託事業1,443万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましては町内の私立保育園及び町外の保育園利用者が当初見込みより減少したことによるものでございます。

少し飛びまして、31ページをお願いいたします。31ページになりますが、7款土木費、1項道路橋りょう費、2目交通安全施設費、社会資本整備総合交付金事業、交通安全関係でございますが、この事業につきましては事業内容の確定に伴う減額と横町線に係る用地取得関係費を合わせ2,580万7,000円を減額するものでございます。

3目道路維持費、社会資本整備総合交付金事業、道路維持関係でございますが、交付金の内示額、またその減額及び上野作跨線橋についてJRに工事委託することで協議を進めてまいりましたが、大変条件が厳しいことから、他の橋梁修繕ができるよう工事請負費へ予算を組みかえ、また駐輪場の用地購入の減額等に伴い、8,216万2,000円の減額をするものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。32ページでございますが、4目道路改良新設費につきましては、社会資本整備総合交付金事業、道路改良において交付金内示額の減額等に伴い3,910万円を減額するものでございます。

続いて、33ページになりますが、33ページ、3項都市計画費でございます。1目都市計画総務費、定住促進事業500万円の減額につきましては、地方創生交付金事業で不採択となったことから減額をするものでございます。

35ページをお願いいたします。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、酒々井小学校施設整備管理事業につきましては、1,155万6,000円について酒々井小学校のグラウンド改修工事を行うもので、あわせて繰越明許費を設定するものでございます。

39ページをお願いいたします。飛んで39ページになりますが、39ページ、4項社会教育費でございます。6目プリミエール費、地方創生拠点整備交付金事業1億4,927万円につきましては、プリミエール酒々井の増築につきまして国の平成28年度2次補正予算、地方創生拠点整備交付金の対象事業に決定したことから補正をするもので、合わせて繰越明許費を設定するものでございます。

40ページをお願いいたします。40ページ、10款公債費、1項公債費については、臨時財政対策債の利率見直し、平成27年度分でございますが、そちらの見直し及び借り入れ利率の確定によりまして1目元金で70万9,000円を増額いたしまして、2目利子で1,362万6,000円を減額するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。補正予算案の総額は2億1,594万6,000円の減額となっております。

次に、財源につきましてご説明をさせていただきます。13ページのほうへお戻りいただきたいと思っております。なお、歳入につきましても年度末を迎えるに当たりまして、歳出同様、主に各事務事業の決算見込みから予算額等の調整を行うものでございます。

13ページでございますが、3款利子割交付金、4款配当割交付金及び6款地方消費税交付金につきましては、県の試算等によりまして交付額の見直しを行ったものでございます。

14ページになりますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生事業に係ります採択分1,194万5,000円の減額、またプレミアム酒々井増築に係ります地方創生拠点整備交付金7,463万4,000円を計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金3,638万6,000円の減額につきましては、臨時福祉給付金事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に係るものを減額するものでございます。

続きまして、4目土木費国庫補助金7,057万9,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金事業等、それぞれ決算見込みによるものでございます。

16ページをお願いいたします。16ページでございますが、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして財政調整基金に6,107万3,000円を繰り戻すものでございます。補正後の残高見込みといたしましては、11億3,429万8,000円を見込んでございます。

続きまして、20款町債でございます。1項町債、1目総務債、1節総務債4,600万円の減額につきましては、防災行政無線整備事業につきまして減額をするものでございます。

5目土木債、1節道路橋りょう債については、地方道整備事業について事業の見込みによりまして減額をするものでございます。

次に、また戻りまして6ページをお願いいたします。6ページでございますが、第2表、継続費補正につきましては、防災行政無線、同報系の整備事業につきまして事業費確定によりました、総額及び年割額を変更するものでございます。

7ページでございますが、7ページの第3表、繰越明許費補正につきましては、農林水産業費は繰越事業費の精査によりまして金額を変更します。その他、以下に記載の7事業について国の補正予算に対応するもののほか、予定工期等の状況から繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。8ページになりますが、第4表、債務負担行為補正でございます。ちば電子調達システムサービス提供業務の事業内容の変更に伴いまして金額を変更し、千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務につきましては、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

9ページになります。9ページでございますが、第5表、地方債の補正でございます。記載の事業債について事業費の確定によりまして限度額を変更し、またプレミアム酒々井増築事業債については追加をお願いするものでございます。

以上が一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。

続きまして、平成29年度一般会計予算についてご説明をします。

平成29年度予算編成に当たりましては、酒々井町財政健全化計画、また平成29年度予算編成方針に基づき、住民福祉の向上、少子高齢化社会への対応などに配慮した持続可能なまちづくりの推進に向け、限られた財源を効果的に活用して予算編成を行ってまいりました。

それでは、議案第11号、平成29年度一般会計予算につきまして、別にお配りをしてございます平成29年

度予算概要によりご説明をさせていただきます。別冊の平成29年度予算概要、こちらによりご説明をさせていただきます。こういうものです。こちらですね。

それでは、こちらページ29年度予算概要によりまして、これの1ページをお願いいたします。1ページにつきましては、目的別歳入の状況を円グラフに示したものでございます。歳入総額は、63億9,967万8,000円となっております。

2ページの表の1でございしますが、平成29年度一般会計歳入をごらんください。主な歳入につきまして説明いたします。1款町税につきまして1人当たりの所得割の減少により、個人住民税は減少するものの、新增築家屋の増加によりまして固定資産税の増、また法人町民税も増加を見込んだことから、前年度比4,884万5,000円、1.8%増の27億9,370万4,000円を見込んでおります。

飛びまして、9款でございしますが、9款地方交付税につきましては、町税などの自主財源の増加、震災復興特別交付税の減少から、前年度比4,870万円、5.9%減の7億8,020万円を見込んでおります。

続きまして、13款でございしますが、13款国庫支出金につきましては、地方創生推進交付金や社会資本整備総合交付金の増によりまして、前年度比834万8,000円、1.3%増の6億3,900万8,000円を見込んでおります。

14款県支出金につきましては、選挙委託金の減額などによりまして、前年度比778万円、2.1%減の3億5,528万6,000円となっております。

16款でございしますが、16款寄附金につきましては、ふるさと納税の推進を目指しまして地域産品の発掘を含めた民間委託によるふるさと納税寄附金の大幅増を見込みまして、前年度比で1,180万円、大幅増でございします。500%以上の増でございしますが、1,200万2,000円を見込んでおります。

続きまして、17款繰入金につきましては、財源調整となる財政調整基金からの繰り入れの増加によりまして、前年度比4,436万3,000円、9.6%増の5億522万2,000円となっております。

続きまして、20款町債でございします。町債につきましては、子ども・子育て支援施設整備事業や臨時財政対策債の増加によりまして、前年度比1,580万円、2.7%増の5億9,780万円となっております。

以上、歳入総額は前年度に比べ7,131万2,000円、1.1%の増となっております。

続きまして、次に、3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、目的別歳出の状況を円グラフで示したものでございます。歳出総額といたしましては63億9,967万8,000円となっております。

4ページの表2を見ながらお聞きいただければと思いますが、平成29年度一般会計歳出目的別の表でございしますが、主な内容をご説明いたします。

2款総務費につきましては、防犯ボックス事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業の増加があるものの、防災行政無線同報系の整備、役場東庁舎解体撤去等工事の減少などによりまして、前年度比1億2,178万5,000円、11.5%減の9億4,124万2,000円となっております。

3款民生費につきましては、子育て支援施設整備設置工事、子ども・子育て支援事業、障害者総合支援事業及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計繰出金の増加などによりまして、前年度比1億450万6,000円、6%増の18億4,688万2,000円となっております。

5款農林水産業費につきましては、農業基盤整備事業などの増加によりまして、前年度比854万3,000円、5.8%増の1億5,516万3,000円となっております。

6 款商工費につきましては、観光事業、コミュニティプラザ運営事業の増加などによりまして、前年度比2,338万4,000円、21.6%増の1億3,181万5,000円となっています。

7 款土木費につきましては、国の補助事業の社会資本整備総合交付金を活用した交通安全施設整備及び道路改良事業、また道路維持事業の増加などによりまして、前年度比4,277万9,000円、5.9%増の7億7,176万8,000円となっております。

9 款教育費につきましては、給食調理機器設備更新、児童生徒国際交流事業が増加したものの、中学校施設整備管理事業、公民館管理事業などの減額によりまして、前年度比844万8,000円、0.8%減の10億327万5,000円となっております。

続きまして、次ページ、5ページをお願いいたします。なお、表の3のですね、5ページの一番上の表3のタイトル、平成28年度一般会計云々となっておりますが、こちらにつきましては平成29年度の誤りでございます。訂正し、おわび申し上げます。

では、3表の平成29年度一般会計歳出の性質別によりまして5ページの説明をさせていただきます。

まず、経常的経費のうち義務的経費でございますが、防犯ボックス事業などの新規事業による嘱託員報酬の増により人件費が増加し、公債費の償還額が増加したことなどから、前年度比3,298万7,000円、1.2%の増、27億802万6,000円となりました。

なお、4項目めの物件費につきましては、最低賃金の上昇の影響によりまして、臨時職員賃金や各種委託業務が増加したことで、前年度比6,401万円、5.5%増の12億2,528万円となりました。

また、普通建設事業につきましては、子育て支援施設整備、また（仮称）観光物産館整備事業、社会資本整備総合交付金事業等が増加したものの、防災行政無線整備工事や公民館耐震補強工事、東庁舎撤去等工事が減少したことから、前年度比で1億3,060万4,000円、13.2%減の8億6,042万5,000円となりました。

繰出金につきましては、国民健康保険や介護保険特別会計等への繰出金の増加により、前年度比1,747万円、3.3%増の5億5,303万9,000円となっています。

次に、6ページから7ページにかけてでございますが、各特別会計と水道事業会計、下水道事業会計について当初予算の状況を前年度と比較して記載したものでございます。

7ページをお願いいたします。7ページの下の方でございますが、町のローン残高（地方債の状況）でございます。一般会計の平成29年度末の残高については、54億9,680万7,000円となる見込みでございます。

次に、8ページでございますけども、8ページ、町の貯金残高（基金残高）の状況でございます。一般会計財政調整基金の平成29年度末見込み額は6億8,350万3,000円となり、一般会計基金の平成29年度末の総額は14億5,764万9,000円になるものと見込んでおります。以下特別会計等については記載のとおりでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページにつきましては、平成29年度予算案につきまして、酒々井さん家の家計として、一月の家計のやりくりの例えてみたものでございます。

また、10ページにつきましては、地方交付税や臨時財政対策債への振りかえなど、国から町への財源補填の推移の状況でございます。

その他、別に配付いたしました酒々井のまちづくりにつきましては、主要事業を第5次総合計画の6つの基本目標ごとに取りまとめをしたものでございますので、ごらんください。

議案第11号、平成29年度一般会計予算の概要につきましては以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で担当課長による細部説明が終了しました。

これから総括質疑を行います。

7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） じゃ、済みません。議案でいけば1号、6号、7号、11号の4議案についてご質問をさせていただきます。議案順に申し上げます。

まず、議案の第1号ですけれども、新しく準用河川制度をつくるということですので、河川、排水路っておっしゃってましたか、その計画的な管理あるいは事業を計画するんだろうと、その前提として準用河川の条例をつくるということだと思んですが、準用河川として指定する予定の河川あるいは排水路、どういうものがあるのか。それから、さらにその管理を実際に開始する年度をいつごろと考えていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、議案第6号ですが、2点ありまして、余りよく理解ができていないかもしれませんが、千葉県が条例の中で土の土砂の種類の中に再生土を加えたということが県の条例改正をされ、それに合わせて許可、規模の違う酒々井町も倣うんだということだと思んですね。そうすると、例えば今町内にある再生土をつくる会社がございます。そちらの製品なんか再生土というのに当たるのではないかと思んですが、そういったその施設の製品という意味じゃないですよ。そうじゃなくて、そういう再生土の中に環境基準に合わないものがあつたというようなことから県が条例改正されたというふうに理解してよろしいのか、それをお願いいたします。

それから、2点目は土砂崩れとか、そういうものの規制を、あるいは届け出によって町がしっかり許可なりをするということの趣旨のようですが、仮にです、事業主からその事業の完了報告等が出されて、町がそれを検査するでしょう、当然ね。検査して、町は特段是正措置も何もなくていいよというふうになって完了した。仮にその後1年以内でも何年以内でもいいんですが、仮にその崩壊なりが発生した場合、町がその事業主にですね、それを復旧させる、そういう権限というのはこの条例の中で持ち得るんですか。あるいは、民法なりでそれは補填をされて、結局壊れたものの補足はですね、例えば前の馬橋みたい町が負担するということになりかねないのか、その辺ちょっと法的なものがありましたら、お教えをいただきたいと思えます。以上が第6号です。

それから、議案の第7号ですが、補正予算、これは2点お願いしたいと思えます。ページの7ページで、コミュニティプラザの施設改修基本設計というものがございます。これが要するに繰越明許されたということですから、これが年内に成立しなかったということだと思んですが、その原因といいますかね、何のためにおくれたのかということと、じゃその製品はですね、いつごろ完成すると、納品されるというように見込んでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、2点目が31ページなんですが、社会資本整備総合交付金関係の事業についてでございます。単純に予算化されていた数字を積み上げますと、用地購入費で9,400万、それから補償補填といひます

かね、それで1,900万ほど、合わせて1億1,300万くらいが減額になるわけですね。かなり大きな額の減額になるわけですが、やはりそれなりの理由があるんだろうと思います。それで、具体的には例えば伊籐とかですね、それから本佐倉ですか、あるんですけど、ちょっと個々にこの予算の中身じゃわかりません。どこがどのようにおくらせて減額をするのか、それを申しわけないですが、教えてください。それから、この減額した予算は新たに29年度に盛り直してあるのかどうか、お願いをしたいと思います。以上が第7号までです。

あとは議案第11号です。長くなりますけど、申しわけありません。まず、全体的な予算の状況ですけど、今ご説明のありました予算の概要というところを見ますと、29年度末見込みで地方債残高、いわゆる借金残高ですね、それが2億円ふえて54億9,000万、それから財政調整基金は貯金と言っていいんでしょうかね、それは4億5,000万ほど減って6億8,000万円に押し込めようというふうになっております。どうも29年度の予算を見ると、大規模なですね、事業がそんなにあるとも思えない中で4億5,000万円の財調が減る、この辺の要素につきまして町長、財政状況厳しいというようなことをおっしゃっていましたが、これは例年のトーンと同じような感じなんですけど、私はもっと厳しくなったのかなというふうにちょっと感じるものですから、このような現在の財政状況について町長はどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

それから、もう一点、歳入関係ですが、税でアウトレットの関連税収の見込みはどのくらいと見ているのか、固定資産税の伸びとか建物の増築とか、それが伸びるといような説明をされておりましたけれども、これはアウトレット関連以外の部分の話なのか、そちらの関係で伸びるといふふうに見ているのか、この辺はちょっと細かくなりますが、ご答弁をいただければというふうに思います。

それから、新年度の2つ目は、27ページです。ふるさと納税の関係ですが、単に数字だけ追いますと、かなりの伸びを示しておまして、寄附の収入で28年度は20万と見込んでおったものが29年度は1,200万と、28年度は決算で30万ということになったようではありますが、すごい伸びなんです。このように伸びた、その積算基礎、これがあるんだろうと思うんですね。それをお教えいただきたいと思います。

それから、歳出の面で利用料というのがあるんですね。これも28年度からは2万2,000円、それから新年度は146万、やはりこれも額に応じて伸びているんでしょうかね。だと思んですが、その事前に聞いたお話ですと、民間活用でふるさと納税をふやすような、そういう政策をとっていきたいということの反映のようではありますが、じゃ民間にお任せする手数料あるいは委託料というんですか、そういうものがこの中に入っているのかどうかですね、それを教えていただきたいと思います。

それから、次が83ページなんですけど、コミュニティプラザの改修設計業務です。これは補正予算で聞いておりますんで、その答えを待ってからが本当はいいんですが、じゃ600万の基本設計が繰り越しになっていて、なおかつ新年度で1,800万の今度改修設計業務が出るというようなことで、これ年度間の中ですね、どういうやりくりをしていくつもりでこれになっているのか、因果関係ちょっとわかりませんので、その辺も含めて易しくお答えをいただければと思います。

それから、次が84ページです。ちびっこ天国の運営についてですが、これは町長から行政報告がありまして、残念なことに指定管理者が辞退しちゃったということでもありますんで、このままいたら廃園につながっちゃうのかなというふうに思うわけですが、まず町が設置者ですから、指定管理者がなくて

も運営はできる。本来町がやるものでありますから、そういう検討をしたんだけど、困難だというふうなおっしゃり方をしていたんですが、どういう検討をされたのかですね、ちょっとお話しいただければと思います。

それから、プールの利用はもちろんなくなるんですけど、でしょうけども、指定管理者が実施していた自主事業と称するものがあったと思うんですが、これも休止というふうに考えてよろしいのか、お答えをいただければと思います。

それから、最後です。89ページですが、社会資本整備総合交付金、この事業です。これも道路改良とか、いろいろ分かれていましてですね、個別の路線が私らには把握できません。したがって、その予算の中で町道02—006号線、いわゆるJR線を渡って296号へと、それから51号ですか、あるいは東酒々井の駅前か、わかりませんが、その辺を結ぶ路線の事業の関係ですが、これは29年度の中でどういう予算づけをされているのか、またそれと一緒に事業を推進するといった調整池の事業、これは予算的にどのような措置になっているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 何点かございますけども、まず私のほうから順番にお答えさせていただきます。

まず、1号議案のですね、準用河川条例の制定について、制定したらどこか指定して、この法を施行していく予定があるのかということのご質問につきましてはですね、具体的には馬橋地区につきましては現在現況の排水路に沿って河川指定を検討している。いつごろというご質問ですけども、現在ですね、南酒々井地区の雨水排水検討業務を行っておりますので、それは繰り越し事業として行っておりますので、その成果を見てですね、適切なところを指定していくということで現在準備しているということでございます。指定後にこの条例を施行していくということでございます。

それと、次にですね、社会資本整備総合交付金事業の減額補正についてですけども、これにつきましてはですね、現在工事を行っているところを優先して配分しております。そこはご質問にありましたけども、本佐倉の02—011号線、それと伊篠の02—003号線につきましてはですね、これ工事を施工しておりますので待たがきませぬので、交付金が非常に利便が悪い中、こちらに充用しているということがございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） はい。それで、今年度当初に予算で見えてありまして、できなかった事業については、29年度どうなのかということですけども、基本的には29年度に予算に計上してございます。

それと、次に29年度予算で社会資本整備総合交付金事業のですね、02—006号線関係につきましては設計費を盛っております。こちらは設計費800万円を盛っております。それと、調整池につきましてもですね、28年度全くできなかったということもございまして、予算的には調整池の用地買収費600万円を盛ってございます。

私からは以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からも何点かございますが、順を追って答弁させていただきます。

まず、議案第6号関係なんですけど、再生土の中身については環境基準に合わないものがあったので、この条例を適用したのかということですが、千葉県の指導指針については、建設汚泥の中間処理物である再生土等が埋め立て資材で使用されることがふえているということがあったことから、指導指針をつくったというようなことで聞いておるところでございます。

それと、完了後の関係でございますが、今回の本条例につきましては事業が完了した場合は本条例の適用外となることとなります。事業完了後に土砂等の崩落等があった場合については、土地の所有者、事業完了後に利用している方がそれなりの必要な措置を講ずるべきものだと考えておるところでございます。

それと、7号のコミプラについて繰越明許をした理由ということですが、こちらにつきましては、清掃組合との協議、それとプロポーザル方式について時間を要してしまったことから、繰越明許をお願いしたものでございます。完成については、これから行う予定でございますので、できれば7月、8月をめどに基本設計をプロポーザルで決めたいと思っております。

それに付随した11号の関係でございますが、基本設計ができ次第、今度は実施設計ということで、平成29年度で予算計上をしております詳細設計を予定しているところでございます。

それと、ちびっこ天国の直営が困難であるとの理由につきましては、こちらにつきましては来園者が安全かつ快適に遊泳できるよう、国で定めたプールの安全標準指針というものがございます。こちらについては、さまざまな専門的知識、資格が要することであることから、町での直営は困難であるというようなところで判断したところでございます。

それと、あとちびっこ天国で自主事業はということですが、ちびっこ天国自体の自主事業も中止となるということでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、私は29年度事業のふるさと納税の関係につきまして、大幅に伸びているような理由というかですね、どういうことかということだと思いますけども、確におっしゃったとおり、平成27年度のふるさと納税につきましては20万、今年度も補正しておりますけども、30万いくかどうかというところでございます。そういう実績ではございますが、報道等でもいろいろ、いろんなことで言われておりますけども、ふるさと納税をやはり活用すべきじゃないかということで、ふるさと納税を活用したまちづくりに資するために、ふるさと納税の業務の一部をですね、民間に委託して、返礼品などの酒々井町の特産品の掘り起こしや開拓なども含めまして地元事業者、農業者なども含めてですね、それは地元の波及効果なども期待しまして、さらにちょっと若干今不便になってございます寄附者に対します利便性の向上もあわせて目指すということで、民間委託をさせていただくということで1,200万円の寄附金をふるさと納税では見込んでございます。こちらにつきましてはですね、返礼品、またあと委託料、返礼品を送ります通信費とか納税証明送りの切手代等が入っております。

また、積立金が入って1,200万の積み上げ、入りと出が同じになってございますけども、その根拠ということでございますけども、よその実績とか、茨城県の行方市とか鹿嶋市、千葉県の富津市でやられたとか、ほかにもいろいろありますけども、そういうような状況を聞きましてですね、うちのほうも1,000万円以上は頑張っしてほしいとか、頑張りたいということも含めまして、金額のほうは積算したということで、手数料はですね、当然やればやるだけ民間さん入りますので、そちらも当然やるので、どんどん伸びていくという可能性もあります。今の町につきましては、その返礼品につきましては商工会に入っているようなところからを、なるべく使ったような返礼品になってございますので、民間委託によりまして、その辺をまた別の視点で新たな返礼品の開拓、特産品または酒々井町で体験するような返礼品扱いみたいなアイデアがあるのではないかとということも期待しまして予算をお願いをしているところでございます。

あともう一点、何か借金がふえているんじゃないかというようなご質問だったかなと思いますけども、貯金が減って、貯金を取り崩して借金がふえているというようなご質問かなと思いますが、毎年年度当初予算組むにはですね、やはりちょっと基金を取り崩して、年度末もまた戻すようなことができるように、いろいろな各種、国、県の交付金等も手を挙げて採択されるように、やるべき事業はなるべくやっでですね、歳出切り詰められるところは切り詰めて、いろいろな考えでやってございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 税務住民課長、大崎智行君。

○税務住民課長（大崎智行君） 私のほうからは、南部関連の税収ということで、平成29年度の当初予算につきましてお答えをいたします。

平成29年度の南部関連の税収の見込みでございますけれども、約3億2,200万円ほどを見込んでおります。これにつきましては、固定資産税、都市計画税のほうで土地と償却資産については若干減少する見込みでございますけれども、新增築分の家屋ということで、南部地区は具体的に見込めるものについては見込んでございますけれども、それ以外の地区におきましても新增築家屋が増加しているというようなことで平成29年度の税のほうの見積もりをしているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） ありがとうございます。ちょっと多かったですけど、申しわけありませんでした。じゃ、2回目の質問させていただきます。

まず、議案の第1号ですが、私河川といった場合に、すぐ中川と江川と、それから高崎川ですか、こういうのを想定をというか、浮かんでくるんですけど、今のご答弁の中にはどうも入っていなかったように思うんですが、こういう河川というのはどういう扱いになるんですかね。私は、特に高崎川が排水路なのかどうかもわかりませんが、そういった河川の名前が出てくるのかなと思ったんですが、それはもうどうも入っていらしゃらない。その辺の考え方というのは、どういうことなんでしょう。中川もいろんな意味で話題になって、事業化も図られる、そういう河川になっておりますけど、こういう準用河川というようなことでは取り上げられない。その辺がちょっと私解せません。具体的に、じゃ高崎方、江川、中川、これが準用河川の対象にならないのかですね、ちょっと教えてください。申しわけあ

りませんが。

それから、土砂のほうですけれど、結果的に本当に住民からの話があった場合に答えるために私ちょっと聞いている部分もあるんですけども、県はそういう状況でやったと、だから町も再生土については特にその環境基準に合っていないものがあるとは言えないというようなニュアンスなんでしょう。そうなんだと思いますが、そうすると、再生土で使う率が多くなったから、規制をするというのは悪い影響がありそうだから規制するわけですね、どう考えても。だから、その辺県がこの再生土についてどういう、何か場合によっては成分の規制もしているようでありますけど、その辺の見解は本当に今言ったような頻度だけの問題で県が改正をしたのか、ちょっとにわかには信じられないような、私には信じられません。町として再生土と、それからそれまで使われている普通の土砂、この辺の違いはどういうふうに認識されて今度条例改正されるんですか。

それから、2点目の崩壊したときの後の問題、これはそういう命令的なもの、あるいは罰則的なものをこの条例の中に加えることはできないんですか。完了前に命令に従わなかった場合は、それは当然罰則なりは対象になります。それは明記されているようですけども、問題は結果的に崩れたりなんかしたときに町が責任を負うことになるわけじゃないですかと私は思うんですね。だから、そういうための町の防御策といっちは何ですけど、そういう制度をやるように、条例で書くしかないんで、その辺の検討はできないんでしょうか。できないならできないで結構です。ちょっとお答えをいただければと、そういう余地はないということであれば、仕方ないんですけど、その辺もう一度お答えをいただければありがたいと思います。

それから、議案の第7号ですけど、コミュニティプラザのほうについては深い内容はわかりませんが、要するに他の機関との連絡調整がおくれたということで、7、8月まで延びてしまうということのようですが、それはそれで了解をいたします。

それから、総合交付金のほうですけれど、これだけ1億3,000万くらい落としているわけですね。交付金も6,100万ほどお国に返しています。これが主に用地購入費ですから、見通しがつかなかった場合は、それを工事費にかえることもできるわけだと思うんですね。工事費に科目がえをすれば、道路の進捗もそれだけ早くなるんだろうと思うんですが、そういうことは不可能なんでしょうか。きょういただいた監査報告なんかでも、ちょっと予算の残が大きいよというような指摘もあるようです。用地購入費を工事費に繰りかえて、来年度分を早目にやるとか、そういう補助金は確保されているわけですから、そういう方法をとれなかったのかですね、もう一度だけお答えをいただければと思います。

それから、議案の第11号の予算の全体の話ですけど、課長はですね、年度当初の話だから、年度末になればもっと数字が減ったり上がったりするよというようなことで、余り意に介していないように私には感じられましたんですが、例えばですよ、平成18年度、そのときは地方債の残高が55億ですよ。それから、財政調整基金はそのとき3億7,000万でした。町長が就任して間もない時期でありましたから、私の思いでは当時は財政の非常事態だというような認識の中でですね、町長の給与も下げたし我々議員らも下がっていたし、いろんな合理化をやられました。また、職員のもですね、勸奨退職もかなりやられましたよ。それだけ危機感があったと思うんです。そういう時期に数字的には近づいているというふうには私は思うんで、もっと、より認識としては厳しいんじゃないかなと思って今聞いているわけなんです。

が、平成18年、19年当時とは執行部側の受けとめ方はそんなに厳しいものじゃないというお考えなのかですね、もう一度お答えをいただければと思います。

それから、アウトレット関連のことは了解をいたしました。

それから、ふるさと納税ですけど、今聞いていきますと希望的観測みたいなもので、もう当然ご存じだと思いますけど、総務省がふるさと納税について見解を出しましたですね。身近なところじゃ茂原市あたりがそういう対象になっているようで、茂原は残念だと、こう言っているようですが、それを踏まえた上で民間業者にある程度の知恵をいただくということなのかですね、それをもう一度だけお答えをください。

それから、これは根本的な私個人の考え方かもしれませんが、これふるさと納税者はですね、所得税と住民税で両方で税額控除を受けるわけですね。なおかつこの率でいけば約3割の返戻金を受けるという形になってしまうわけです。これが通常税を納める方から見て平等性からいってどうなのか、その辺は町はですね、ふるさと納税を推進すればいいというだけでは、私は行政はないんじゃないかと思うんですけど、その辺についてはどうお考えかですね、所見があればお伺いしたいと思います。

それから、コミュニティプラザの改修についてですけど、7、8月にこの基本設計が出てくると、それから今度3倍の値段で設計業務をやるということですが、それなりの時期なりがですね、やはりかかると思うんですけど、この一千八百何万の設計業務の内容とですね、時期はどの程度見ているのか、もう一度お答えくださいよ。年度当初から始められればいいと思いますが、そうでもないようですから、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、ちびっこ天国につきましては、やれないものは仕方がないんですが、結局1年間全部閉園になるわけですね。これは臨時休園というわけじゃないと思いますよ。だから、設置条例の改正をして、29年度は休園するという条例改正が必要なんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。これは臨時休園は町長が決められるというふうに条例に書いてあります。ありますけど、それは何日か、事故のためにとか、そういうときの話であって、臨時休園とは考えられませんが、町民にこういうことですよということのためには、条例改正が必要だと私は思いますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

それから、最後、02-006号線と調整池のことなんですけど、まず02-006号線は設計料をことしも盛ったと、たしか設計で3年くらいやっているんです。そうすると、何か部分で分けているようなんですけども、ことしの設計が終われば一応02-006号線の道路線形というんですか、どこからどこまで、どういうふうにつくるよという結論が出るというふうに考えられるんですが、そういうことでよろしいのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 大変多い再質問をいただきましてですね、答えが行き届かない点については、またちよっご指摘いただきたいと思います。

まず、1点目の準用河川条例につきましては、先ほどのご質問でですね、とりあえずどこを指定という目的があるのかというお話があったんで、とりあえず馬橋の排水路というふうに申し上げたんですけども、基本的にはこれは大きな、町では高崎川と江川がございますので、そういったような河川も意識

した条例でございます。将来的には指定して整備していくこともあり得ることから、今回こういった条例を制定するものとお考えいただければと思います。それと、中川につきましてはですね、これは河川ということではございません。下流が低地排水路でございますね、排水路とお考え、河川という位置づけはなかなか難しいという状況でございます。

それと、次にですね、減額補正の件でございますけども、今回減額補正しますのは、基本的に全て用地というお話、ご質問いただきましたけども、用地だけではなくてですね、委託料等もございます。これは委託につきましてはJR成田線をまたぐ上野作跨線橋、こちらの修繕を予定していたんですけども、JRとの協議が調いませんでしたので、こちらについては中止してですね、先ほど工事費に振りかえることができないのかというお話がありましたけども、今回の補正で一部工事費に振りかえた補正を行っております。工事費が増額になっているところ、補正の予算になっております。

それとですね、あと29年度予算の02—006号線関係だと思っておりますけども、こちらにつきましては今年度行っている設計でルートが固まるのかということでございますけども、今年度行っておりますのはですね、JR成田線をまたぐ、横断する箇所ですね、概略設計を今行っているところでございます。それで、当初はですね、02—006号線全体のルート検討ということであったわけですけども、基本的にJRをまたぐ箇所につきましては、この路線のルートを決定する上でも、この路線の事業を進める上でも非常に基本となる重要なところでございますので、慎重に進めているということでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からまず6号議案のですね、再生土の土壌の関係でございますが、そもそも中間処理施設、こちらにつきましては千葉県の手続きを経て土質検査をしております。そこから運ばれてくるものでありまして、今回の条例改正についても環境基準に合わせた土壌検査のほうは提出してもらうことになっております。先ほどちょっとご説明しましたが、その中で環境基準にないpHのほうを加えたところでございます。

それと、あと事業完了後の罰則についてでございますが、その辺ができるかどうかにつきましては、ちょっと研究させていただくような形になると思います。

それと、コミプラの実施設設計についてでございますが、今回につきまして繰越明許をお願いした基本設計のほう、こちらの状況を見まして、その中の詳しい詳細設計を行うことを予定しているわけでございますので、時期については年度内の完成のほうを考えているところでございます。

あとちびっこ天国の条例についてでございますが、こちらについては今後の施設利用について、再開、公の施設としての活用や施設の多目的利用、新たな集客施設など、さまざまな可能性を検討してまいりますので、その辺も条例についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、私は何点かいただきましたので、ちょっと財政的に楽観的じゃないかというふうなご指摘を受けました。決して楽観的な考えじゃなくて、私の性格なのかもしれませんが、厳しいときこそ楽しく考えていきたいと、個人的には考えておりますが、確かに本当に厳しい

状況でございます。厳しい事業の選択をしてですね、財源の確保を図りまして、補助金や交付金を本当になるべく活用できるものは活用して、財政的に運営をしていかなきゃいけない時期でございます。ただし、町債につきましてはですね、国の交付税の考え方等もあるんでございますけども、町債の中身がですね、臨時財政対策債が約7割ほどを占めてきてしまうという、これ国の事情があって、本来交付税措置も若干ですが、あります。そういうものがありますんで、本当は国の抜本的なですね、地方自治体に対します支援なりですね、財源は本来は市町村のものじゃないかというような、交付税を配って上げるというような姿勢、余り言い過ぎちゃうと怒られますけども、そういうこともちよっとあるのかなということもございまして、本当に有効に、今回も減債基金や地域福祉基金の積み立てにつきましても、将来を見据えて積めるときに積んで、使えるときにまた事業で使いたいということを考えてございまして、決して楽観をしていることではないということでご理解いただければと思います。

また、ふるさと納税に関しましてでございますけども、最近の報道等で行き過ぎた過度の返礼品、また換金性のかなり高いものということで、去年は大多喜町がかなり問題になりまして、本年度につきましては隣接の市で7割とか還元しているとかということ、また商品券みたいなもので換金性が高いということで問題になってございますが、決してそういうものをまねしてやろうということではございません。とにかく地域の活性化の役に立つようなもの、地域のお米が返礼品でどンドンふえたり、酒々井のお米がおいしいとか酒々井のお水がおいしいとか、お酒がおいしい、その他もろもろ地域のですね、地域資源を見つけていただいて、それを返礼品として3割とか還元率になるかもしれませんが、それでも残るものがあるわけで、ふるさと納税の制度がある限り、少しその辺をてこ入れしたいということで、今回お願いをするものでございます。平等性の観点、考え方につきましては、よそで一生懸命何十億もとっているところもございまして、うちがそれほどとれるとは思いませんけども、少し頑張らせていただきたいということで、ふるさと納税につきまして今回お願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 済みません、2点だけ、ちび天の条例のことですけど、私は将来考えて方向としてはやめる方向のほうがいいだろうって常々言ってきたんで、そこですぐやめるという条例改正をしろというふうに言っているわけじゃなくてですね、これは休園なんですね。休園なんだけど、町長が単独で決められるのは何日か、事故あったりなんかして、そういうときに臨時休園という言葉ありますよ。だから、それはそれでいいんだけど、1年間もう営業という言い方はないけど、活用をもうやめるんですから、29年度に限っては開園しないという意味での条例改正というのを図るべきではないかということをお願いしているんです。誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。これが法制上問題なければですね、やはりそうすべきではないのかなと。公の施設ですからね、公民館が工事でやめるのとはまた違うわけですから、そういうことでご検討をいただければというふうに思います。答えはなくても結構です。

それから、もう一点は地方債のことで、政府の対策債の話がされましたが、それは平成18年度、19年度にももう存在してたことでありまして、それはさほど大きな問題ではないというふうに思います。実質的な借金は別としてですね、数字の比較の上では問題ないんで、それはちょっと誤解ないように願

いしたいと思います。お答えは結構です。

終わります。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 私からは3点質問したいと思いますが、先輩議員がもうふるさと納税のことを言ったんですね、簡単に聞きたいんですが、これは2017年1月14日の読売だったと思いますけど、残念ながら酒々井町は16万7,000円、52位です。下から3番目です。これは2016年度上半期のふるさと納税の発表ですけど、これ見ていたものですね、ことしの予算書見て、随分上がっているなという印象だったんですけど、この2016年度というのは何も返礼品がなかったのかですね、お聞きしたいと思います。今度の29年度の予算では返礼品の予算をどのぐらい見ているのかですね、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、82ページ、公有財産購入費1,953万8,000円が計上されているんですが、この用地を購入して、どのような事業をやろうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。先ほど町長からの予算の提案説明の中でですね、観光物産館という言葉が出てきたと思うんですけど、それと一致するのかわりかですね、具体的にどのような事業をやるのか聞かせて、なおかつその事業をやるに当たって、例えば農協だとか、あるいはその他の業者とですね、事前に内諾を得て見通しがあってですね、これを購入しようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目は、中央台公園の改修工事ですけど、私が議員になる前からこれで改修工事をやっていると思うんですけど、恐らくこれで4回目になるんじゃないかと思うんですね。その都度あそこが田んぼ状態になっているから、言われてきて今度でもう4回目になると思います。今までの工事についてどの点が不十分だったのか、どの点が甘かったのかということを含括しているのか、その辺をですね、ぜひお聞かせいただきたいと思います。総括していれば、こんなに3度も4度もですね、工事する必要はないと思いますけど、その辺ぜひ完成検査をちゃんとやっているのかも含めてですね、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、ふるさと納税の関係ご質問いただきました。

平成28年度におきましても、返礼品のほうはございます。ただし、品数が大変に少のうございます。お米とか、あと水と飯沼さんのお酒と、たしか10指では余ってしまうほどの返礼品しかないということでございますので、その辺の新年度は開発というか掘り起こしも含めてお願いしたいということでございます。平成29年度につきましては、返礼品の一応予算としては360万円を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは予算書の82ページ、公有財産購入費の関係でお答えいたします。

こちらにつきましては、先ほどから町長がおっしゃったとおり、観光物産館事業というようなことで計画しているところでございます。場所につきましては、南部地区の中でございますが、町のPRにつ

いてはコミュニケーションセンターで行っておりますが、そこで購入できないというご意見が多数寄せられていることから、近隣に観光案内所、また観光物産館をそちらに計画するものでございまして、協議についてはこれから協議していくというようなところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、中央台公園の改修についてでございますけども、総括ということでのお話ですけども、こちらの現状の原因につきましてはですね、当初の事業費を大幅に縮減したということが原因にございます。29年度はですね、この辺を抜本的な工事を行いますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 再質問させていただきますが、この観光物産館の具体的な位置図、それからどういう構図で考えているのかですね、その辺をぜひ資料として議員に提出していただきたいと、配付していただきたいと思っております。

それからですね、先ほど協議しているというのはどこの業者と協議していると、請負業者と協議しているというのか、どういう協議をしているのか。というのは、私は心配するのはですね、最近指定管理者の返上ということが、あちこちで相次いでいるんですね。これが未来房総の道の駅、それとほかにもいっぱいありますけど、そういうふうにはですね、いざ土地は買いました、業者がいまいませんということではですね、困るわけですから、見通しがあって買うのかですね、その点が聞きたいんで、特に強調しておきたいのは見通しを持っているのかと、事業をスタートするのに。それが無いのに、土地を買うことが目的で、後から事業が成り立つのかどうか、それはちょっと私は困ると思うんで、その点をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、資料についてですが、今回用地を購入します。それで、あわせて設計のほうも平成29年度で盛っておりますんで、まだそういった資料ができておりません。これから計画していくところでございます。協議については、まだそういった具体的な協議はどこともやっていないというのが現状です。

以上です。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） では、私のほうから何点かお聞かせいただきたいと思っております。

議案の第1号、酒々井町準用河川管理条例の制定についてお伺いいたします。本条の（延滞金）、第6条、第74条第5項の規定により、土地占用料の督促をした場合は延滞金を徴収するとあります。この料金についてはですね、酒々井町の道路占用料に準じているというふうに書かれております。酒々井町の道路占用料に関する条例と比較対照させていただきました。（督促手数料及び延滞金）、第6条、法第73条第1項の規定により、督促状を発したときは督促手数料及び延滞金を徴収するとあります。2、督

督促手数料の額は、督促状1通につき20円となっております。3、延滞金の額は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14%の割合を乗じて計算した額に相当する金額とするとあります。質問なんですけれども、1点目がですね、条文6条の1行上の括弧書き部分です。(延滞金)とありますけれども、なぜ道路占用料と同じように(督促手数料及び延滞金)としないのか。「督促手数料及び」をなぜ加筆しないのか、教えていただきたいと思います。

それから、2点目ですね、第2項として督促手数料の額をなぜ明示しないのか。

それから、3点目、町税等の延滞金については納期までに納めないと利息が発生します。本来支払うべき金額と、その金額に対する利息を延滞金として町民に請求しているゆえ、第3項として請求額に利率を加筆すべきと考えますが、お答えを願います。

それから、町では国の法や規則が改正されたときは文言の整理等と称して町条例を必ず改定しています。本議案も、町の他の条例と同様に整理された条例とすべきではないかと私は考えております。よって、第6条については道路のですね、管理の条例と比較対照すると不備があると思われませんが、いかがでしょうか。

次が、議案第6号になります。酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。附則についてお伺いいたします。

(施行期日)、1、この条例は平成29年7月1日から施行するとありますが、梅雨が始まる前に前倒しし、施行すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、7月1日というのは周知期間ということで、先ほど3カ月というようなお話がございました。法律で定められた周知期間というのは何日間必要なのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、経過措置についてお伺いします。経過措置の2、3について非常によく理解できるんですが、先ほど齊藤議員からもお話ありましたように、これがベストな考え方として書いてあるとは思いますが、埋め立て等についてはですね、これ以上の最善の措置はないのか、お伺いしたいと思います。

議案第11号、平成29年度酒々井町一般会計予算についてお伺いいたします。1点目としまして、酒々井町社会福祉協議会が使用している土地及び建物の賃借料が予算化されているが、平成29年度中に引っ越しができるのか、お伺いいたします。聞く理由なんですけれども、先ほど町長からもお話ございました。企画財政課長からもお話がございました。非常に財政が厳しい中、やりくりを一生懸命しているようなんですが、この社会福祉協議会の引っ越しというのがですね、多分平成27年度に出てきたと思うんですが、しかし、平成28年度も家賃として計上されて、29年度も計上されているんですね。動かない、行き先がないのであれば、そこにとどまるしかないんですが、こういうような予算状況の中ですから、引っ越しがですね、27年度に始まって去年1年間行けなかったということはですね、ちょっとまずいんじゃないか、三百数十万の予算かかっていますんで、年間。ですから、29年度中に引っ越しをいたしましてですね、町長、財政課長におっしゃるようにですね、経費節減をして、ほかのほうに回していただければなというふうに思っております。

2点目なんです、ふれ愛タクシー予算が大幅増になります。しかしながら、車両は1台減となる町民へのサービスは低下しないか、お伺いいたします。

それから、議案第15号なんです、平成29年度酒々井町水道事業会計予算についてお伺いいたします。

先ほど町長から千葉県、そして八ツ場ダムのお話がありました。水道事業ですね、多角的に水を確保し、災害等があったときにでも町民にですね、速やかにライフライン、お水をですね、供給することができるんでないかというようなお話もございました。厚生労働省はですね、市町村などが手がける水道事業の広域化を促進するため、都道府県ごとに再編計画の策定を求め、助成制度を検討しているようです。今通常国会に提出する水道法改正案に盛り込み、2018年度の施行を目指すようです。当町においては、このような動きに対し、予算に反映もしくは再編計画の方向性をもって、29年度の予算は予算編成しているのか、お伺いしたいというふうに思います。この広域化というのはですね、非常に施設がダブったりとか、それから同じ業務をやっているということで、国ですね、節約志向でやっていくような内容になっているようです。

以上の点についてお答えをお願いいたします。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、1号議案についてお答えをいたします。

土地占用料についてはですね、その額について酒々井町道路占用料に関する条例の規定を準用するというので、あくまでも占用料の額ということでございます。それと、第6条ですね、土地占用料の督促をした場合は延滞金を徴収する、これだけでは不十分ではないかと、利息も発生するではないかというお話ですけども、本条例についてはとりあえず延滞金を徴収することにとどめたいということでございます。この後、規則も定めていくわけですけども、基本的にはこの条例はですね、当然近隣市町村の条例も参酌して定めておりますので、今回は条例では延滞金を徴収するという形にとどめたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私から議案第6号の関係で、施行期日が7月1日ということで、梅雨前にとということでしたが、周知期間ということで千葉の検察庁のほうとこちらのほうは協議しまして決めたということでございます。

あと、事業完了後の関係でございますが、こちらに書いている附則につきましては、条例改正前に成ったものについては、前の条例を適用するというところでございます。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは議案第15号の水道事業の予算の関係でお答えいたします。

水道事業の広域化につきましては、当町におきますと印旛郡市のくくりになるわけでございますけども、その印旛郡市の集まっている水道事業運営協議会におきましても、今の現時点では具体的な検討には至っておりませんので、したがって平成29年度当初予算案には具体的に何というものは反映してはございません。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから2点ご質問にお答えさせていただきます。

1点目の社会福祉協議会につきましては、平成29年度中には移転を含め事務所として借用しております。

す土地、建物を千葉信用金庫へお返ししたいと考えております。

また、もう一点のふれ愛タクシーにつきましてはサービスが低下しないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） ありがとうございます。ぜひとも年度内に引っ越しをしてですね、36万でも35万でも節約してですね、ほかの部分で使っていただければなというふうに思っています。

それから、議案第1号なのですが、今金額のほうをうたったというふうにおっしゃいました。私も金額のほうをうたってあるから、比較対照をさせていただきました。

それから、ですからちょっと質問をさせていただきましたんで、最初だからこの程度ということではなくてですね、酒々井町の条例かなりたくさんありますけれども、古いものもですね、このときに見て当てはめているわけですから、そういったところのですね、是正するところは是正していただきたいなというふうに思っております。ですから、酒々井町道路占用料を直すのか、準用河川のほうにまたプラスするのか、ご検討いただければというふうに思っております。

それから、議案第6号でございます。検察庁というふうにおっしゃいました。通常役場の業務で条例とか何かというと、千葉県庁に行って、そこで打ち合わせをしてやると思うんですね。検察庁に行った理由をお聞かせいただきたいのと、それから施行のところですね、この日にちについて検察庁の多分お答えなんで、私は反論する余地は全くないと思うんですが、私の調べたところではこの部分は割と自由裁量のように考えられるんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） 残土条例の関係で、罰則規定のあるものについては検察庁と事前に協議することとなっておりますんで、それで検察庁と協議したということでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） ということは、3カ月の周知期間が要するということですよ。3カ月の、それは決まりですかね。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） 周知期間については、検察庁と一応いろいろ協議した結果、こういった形になったということでございます。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子さん） もう既に同僚議員がいろいろ聞いて質問されましたので、私はごく単純に答えていただくのを幾つか質問したいと思います。

まず、議案第2号なのですが、議案としては別にそんな大きな問題ではない中身ではありますが、行

政組織条例を変えるということで、住民課から今度は健康福祉課にこういう内容の実務ですか、変わりますよということなんですか、そうなんだというふうに思います。ほかではそういうふうになっているということなんですが、実際にですね、どちらも忙しいところだと思いますが、現実に健康福祉課のほうで実務がふえるのかなと、なかなか大変じゃないかなと思います、その点どうなのかなと伺いたいと思います。

次に、予算の関係ですね。予算の関係で4点ほど伺いたいと思います。最初に、こちらの予算の説明ですね。事業内容を記したのから、これのがわかりやすいと思いますので、ここで伺いたいと思います。25ページに前からも伺っている部分ですが、新規で今度やります防犯ボックス事業についてですね、1,000万ちょっとですが、全体として。この防犯ボックス、今東酒々井のあそこに今建設というか、つくっていますけれど、これ警察OBを配置するというふうに聞いていますが、何人配置するのか、それで報酬というのは具体的にどんな、それぞれ何人で幾らの報酬なのか伺いたいと思います。そしてですね、財源として国、県からと出ていますが、これはずっと期限なしで財源、国支出金、県支出金が出るのかどうか、その点を伺いたいと思います。警察官OBを配置して報酬を出すわけですから、ある意味専門職というか形で、片や自治会や防犯ボランティアの方は本当にボランティアで、一生懸命やっている人たちが何人もいるわけですが、その辺どういう仕事のすみ分けというか、やっていくのか、その辺を伺いたいと思います。

次にですね、27ページです。空き家対策について説明も先ほどありました。これはどこも、いつも何人か、私もなんですが、空き家対策どうするのかということで取り上げたりしているんですが、今後の課題でもあると思うんですが、ここに説明がありますが、空き家発生の防止と解消、空き家発生の防止といっても、これ個人所有の建物ですから、なかなか空き家発生防止をどういうふうにするのか、解消するのか、それから既存ストックの有効活用というのは、どういうものなのか、具体的に伺いたいと思います。それと、策定業務をすると、計画をつくるということなんですが、これは今年度でやるのかどうかも伺いたいと思います。

次に、今度は34ページです。私スマホ使っているんですが、なかなかそういうのを、パソコンも使っておりますが、なかなか得意ではありませんが使っております。そのところですね、34ページに100年安全・安心に住めるしすいづくり事業で二千百何万って出ていますが、この内容ですね、前も聞いたと思うんですけど、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業として100年安心して暮らせるまちづくりを推進するためにICT、情報通信技術を活用した情報共有による安心・安全なまちづくりとして云々と、いろいろ書いていますね、GIS、地理情報システムを活用して100年安心できるまちづくりをするということが、具体的にどんなことするのかということをお教えいただきたいなというふうに思います。じいちゃん、ばあちゃん、私もそうなんですが、これだけ聞いて、それで何、100年安全・安心なのって、よくわからないんです、私。教えていただきたいと思います。

最後にですが、37ページ、庁舎管理なんですが、東庁舎取り壊して、そこに駐車場スペースをつくったりということで、倉庫の整備ということなんですが、皆さんもご存じのように、本庁舎も手狭で、よく廊下にいろんなものが置いてあるので、すごく私は気になるんですよね。手狭だな、なかなか職員は狭い中で大変だなと思いつつ、やっぱり書庫、倉庫は必要だというふうに思っているものだから、

倉庫の整備はいいと思いますけど、実際どんなものをつくるのかなというふうに思います。倉庫ですから、いろいろな材料を置くということだと思いますが、私は書庫も必要だというふうに思うんですね。書類です。今はパソコン時代で、ペーパーレスということもありますから、書類そんなにないのかもしれませんが、煩雑になる事務の机、周り、その辺では整理整頓、きちんといつ何の書類も出せるような書庫を考えるべきだ。この際きちんとそういうもの、書庫も倉庫もきちんと整備すべきじゃないかと思うんですけど、その辺は庁舎管理事業として書庫についてはどんなふうに考えているのかなというふうに思いますので、その点考えがあれば伺いたいと思います。

ということで、よろしくをお願いします。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） それでは、ただいまの地福議員からの質問に答弁させていただきます。

まず、議案第2号ですけれども、酒々井町行政組織条例の一部を改正する条例ということで、今回内容につきましては保健事業関係あるいは年金事務関係を事務の所管がえをするというところでございますが、税務住民課から健康福祉課に事務の所管がえをするわけでございますけれども、現在あります国保班、年金班、これをそのまま隣の課になりますけれども、移すという形で、確かに課としては事務がふえるという状況でございます。ですけれども、その班自体も移すというようなところを考えておるものでございます。これにつきましては、移管する、移すという理由ですが、保険者の関係で、保険者が健康事業を行うに当たって、レセプト点検、検診データ等を活用した分析に基づき、効果的に実施することとされていることから、データ等を活用した予防健康づくりを推進しているところですが、保健事業と予防健康づくり事業の連携を強化し、さらなる推進を図るために国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事務を移すというものでございます。あわせまして、関連性がありますので、国民年金につきましても移し、住民の皆様の利便性を考慮して移管所管するというものでございます。

それと、もう一点、防犯ボックスの関係でございますが、防犯ボックスにつきましては今年度ご案内のとおり、交流センターを増設するという形で設置しております。来年度からの運用ということで、先ほどもございましたが、警察官OB、こちらにつきましては3名を雇用しまして、地域防犯力の向上を図るというような大きな目標の中で地域で防犯力を高めていきたいというところの趣旨でございます。こちらにつきましては、地域の自治会等と協力しながら防犯活動を行っていくというものでございます。活動というか、OB、防犯の雇用する者につきましては、勤務時間等、午後2時から夜の10時までということで、シフト勤務で、常に3名ということでもないんですけれども、午後2時から夜の10時まで地域防犯ボックス内に滞在あるいは地域の皆様とパトロールをしていくというような予定でございます。

その辺の県からの補助というお話出ましたけれども、人件費の関係で3分の2を県から補助していただけるというもので、上限は予算のとおりですけども、600万円を上限とした形の3分の2の補助事業という形でございます。補助につきましては、現在のところ5年間ということとなっております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 住民協働課長、清宮高由起君。

○住民協働課長（清宮高由起君） 私からは、100年安全・安心の関係でございますけれども、27年度からGISということで既存の紙ベースのデータであった地震ハザードマップや洪水ハザードマップ等

を、今ホームページ上、「しすいマップ」というバナーから見れるように公開をしているところがございます。来年度予算につきましては、国のですね、地方創生推進交付金を活用しまして、業者委託によりさまざまな課で保有している情報を公開できるものは公開していこうということで、業者委託により入力作業を行っていただくとする事業でございます。今検討しているのは、防犯街灯状況、災害時要援護者情報、地域の犯罪発生情報、交通事故情報等、今さまざまな内容をですね、各課の職員で構成しているGIS担当部会で検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からはですね、空き家の発生の防止と解消、それとあと既存ストックの有効活用、具体的にはどういうことをやるのかというご質問ですけども、これは総合的な対策ということになると思うんですね。それで、1つが適切な管理の促進を図る。これは具体的には啓蒙活動、空き家所有者へ対するアンケートとかチラシ、それと次に空き家でも非常に老朽化したものもありますんで、跡地利用の促進に関しての対策もあろうかと思えます。それは空き家バンク等の情報サービスとかですね、宅地建物業者との連携とか、そういったような対策が考えられます。それと、もう非常に地域でも危険と思われている空き家についてですね、一応これ特定空き家というんですけども、こちらを指定してですね、重点的に取り壊しとか、そういう対策を町としても介入してやっていくということも必要なのかと思えます。それは解消という部分になろうかと思えますけども、それとあと住民等の相談が当然あると思えますので、その対応の方向性とか、そういったようなものを町として検討していかなければならないと思えます。窓口もそうですし、相談体制も組織化していくということも一つの方策だと思えます。それと、これらひっくるめた対策をですね、どう実施していくか、その体制の検討も必要だと、こういったことをですね、空き家対策計画で29年度に策定していこうということで予算に計上させていただいております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、倉庫の新設工事に関しましてご質問いただきましたので、お答えいたします。

倉庫につきましては、東庁舎を今年度解体撤去いたしまして、そこにはですね、倉庫もございまして、書庫もございました。ということで、まずは倉庫につきまして、そこに入っていたものもございしますものですから、倉庫をまずは建てたいということでございます。あと書庫も必要ではないかとお話でございますが、とりあえず徹底した文書の整理徹底ですね、要らないものまでとっておいているような状況もございしますので、その辺徹底してITを利用したペーパーレス化も図るということで、書庫については今後検討していければと思います。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） ありがとうございます。2号議案については、要は担当職員は異動して対応すると、基本的にはそういうことになりますよね。といっても、またまたなかなか大変だなと思えます。

もちろん再質問ではありませんが。

確認と答えていただきたいのがちょっとなかったので、防犯ボックスの3人というのは、前にも聞いたので3人というのは聞きました。2時から夜までというのも聞いたんですけど、報酬についてもう少し具体的に教えていただきたいと思います。5年間ということは、5年たったら、これはなくなるということになりますよね。次どうしていくのか、わかりませんが、ただ防犯ボックスはそのまま残るわけですから、5年後どういうふうにしていくのか、そこまで考えていないかもしれませんが、5年になったらこれはなくなると、警察官OBを配置することはなくなるということになるということですのでよろしいでしょうか。

次に、質問というよりも空き家対策、今お聞きしましたけれど、啓蒙活動だとか相談体制とかとおっしゃっていましたが、本当にこれは相談体制が必要だというふうに前から考えているんですよね。前にも言いましたが、私の知り合いにももう既に亡くなって空き家になっているうちが何件もあって、その遠くの親族からどうしましょう、どうしたらいいんでしょうかということをお聞かされたことがあるというのをここでもお話ししたことがあるので、ぜひどうしたらいいんでしょうか、遠い親戚ですよ。でも、家族で兄弟の家がもう誰もいなくなって、そのうちどうするかという体制は本当に必要だと思うんですよね。ですから、そういうことの強化をぜひしていただきたいし、持ち主の立場に立った、それも大きな空き家対策でもあるかなというふうに思いましたので、これはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、これは先ほどの安全・安心というのは前にも聞きましたから、こういうことなんだなと思います。要は各課が持っている情報を「しすいマップ」の中に入れて、見ることができると、パソコンから取り出して情報を得ることができるようにしますよということで、ざらっとですけど、そういうことですよ。そういうことでいいんでしょうか。

あと、庁舎管理なんですけど、倉庫整備を行います。要はこのまんまの回答なんですけれど、どんな大きさなのか、今までの小さいものなのか、もうちょっと大きいものをつくるのか、倉庫と云って、小さいから大きい、いろいろあるわけですから、どのぐらいの大きさのつくるのか、今までのあったものをきれいにするだけのことなのか、その辺をどんな規模のものを倉庫として整備するのかということが聞きたかったんですね。書庫については、今後も検討するということでしたけれど、私は行政は本当に書庫は整備すべきだというふうに思いますので、今後の中で書庫をぜひ考えていただきたいとは思いますが。昔若いとき、私は一般企業にいたんですけど、書庫は大事でした。大きいスペースをとって引き出して、どこに何があるというのはわかるようにきちんとしていくということは、大事なことで、行政もやっぱりなかなかスペースが酒々井町だんだん減築みたいにやっている状況ですから、ただ外に倉庫とか書庫をつくらうと思えばつくれますので、ぜひ今後検討すべきだと思います。どんな大きさの倉庫をつくるんですかということで伺いたいと思います。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） ただいまの防犯ボックスについてでございますけれども、まず県からの補助金の話で3分の2、5年間と、そのお話がありましたので、5年間で3分の2だということでお答えさせていただいたものでありまして、今後につきましてはまた状況により検討していくことになろうかと

思っております。

それと、報酬についてでございますけれども、予算書の32ページ、当初予算のっているわけですが、報酬額891万円ということで、嘱託員ということでのせてございます。3名分の今回の報酬予定しております、この中からの支払いになる予定でおります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 倉庫について、どの程度の規模かというご質問かと思いますが、役場と中央公民館を入ったところに左側に白い扉のついた倉庫があるかと思いますが、ああいう3連なり4連なりのイメージの程度のものを予定してございます。また、文書の管理、書庫につきましては、文書のほうは本当に大切なものもございまして、その辺は今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） 少しつけ加えて、済みません、ありがとうございます。

今、約900万、3名分ということでしたから1人300万ですよ。すごい、金額大きいんじゃないかなと思いました。2時から10時までという時間ですけど、それなりの時間はお仕事をしているんでしょうけれど、1人年間300万というのはちょっと大きいかなと思うんですけど、どういう算定基礎でそんなになっているのかわかりませんが、感想として非常に私は300万は大きいなというふうに思いましたけれど、それで算定基礎というか根拠は何なのかなというふうに思っていて、答えられれば、よろしくをお願いします。この1点だけです。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） ただいまの金額ですけども、報酬プラス通勤手当ということで、手当も3名分見込んでおるものでございました。

○議長（内海和雄君） ほかにありますか。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、質問させていただきます。

まず初めにですね、町長の施政方針に関して、それと関連しまして今年度の29年度の予算との関係ですね、まず最初にお尋ねいたします。

先ほど町長の施政方針演説で、学校教育関連についてですね、町長は28年度に引き続き中学校グラウンド拡張整備に向けた諸事業を進めるというような、こういう施政方針がありましたけども、私今回の29年度の予算書を見ますと、いわゆる中学校整備事業費の中に用地購入費が去年はあったんですけども、今回ないということですね。施政方針の町長の方針とですね、今回の29年度の用地代がここに含まれていないということですね、そういう点での整合性について、まず1点お尋ねをいたします。これは、平成11年にこの議場で中学生の子ども議会で、子供から訴えられ、町長も中学校の耐震補強工事と同じ時期に拡張をすると、生徒に約束しているわけですけども、その辺についてお尋ねいたします。

次にですね、議案の7号についてお尋ねいたします。ページでは35ページです。酒々井小学校のグラウンド改修ということですね。1,155万6,000円ということでもありますけども、どういう改修がなされる

のか、お尋ねをいたします。何で補正だったのか、その点についてもお尋ねいたします。

次に、36ページです。中学校のグラウンド設計費の618万8,000円が減額されておりますけども、減額理由についてお尋ねします。

次に、39ページでありますけども、プリミエールの増築工事費、1億4,000万ですが、増築の内容です、それと増築する床面積、どのくらいなのか。それと、ぜひどういうものが施設の設計、施設の計画書をですね、議会に提出をお願いしたいと、このように思います。

次に、新年度予算の議案第11号、29年度予算についてお尋ねいたします。36ページの庁舎管理で、4,142万4,000円というような計上されている中でですね、庁舎改修工事ということで130万ございますけども、これはどういうことで改修されるのか、あとその下のですね、備品購入ということで900万ほど組まれておりますけども、具体的な備品についてもお尋ねをいたします。

続いて、48ページ、民生費でありますけども、社会福祉一般事業ということですね。ふれ愛タクシー運行業務委託費で2,659万2,000円と、28年度は2,592万ということでありますけど、約600万ほど増額になっておりますけども、これはたしか多分12月議会で福祉課長のほうからも説明がありましたようにですね、この間ずっと業者の皆さんが上げてこなかったということですね。今回大幅に上がるんだというようなご説明もありましたけども、それとの関連だと思っておりますけども、教えていただきたいと思っております。

次に、59ページですけども、子育て支援事業、いわゆる支援センターの施設の整備費ということで1億5,000万ほど計上されておりますけども、ぜひこれも施設の計画図ですね、を提出願いたいと思っております。そして、事業内容についてはね、これまで3つの事業を行っていくということでもありますけども、確認の意味でもう一度お答えください。そして、ここには人員配置、何人ぐらい予定されているのか、そして、駐車場の能力はどのくらいの確保を検討されているか。あと床面積ですね、どのくらいの建物を計画されておられるのか。この施設そのものもですね、1億円からの施設ですので、町は当然設計委託前に類似施設を視察、調査されておると思っておりますけども、もしされておるとすれば、どこの類似施設を視察されてきたのか、その辺についてお答えを願いたい。

最後に、98ページ、スクールバスの運行業務ということですね。1,520万ほど組まれておりますけども、28年度は947万8,000円ということで、570万ほど増額になっておりますけども、先ほど全員協議会で説明があったようにですね、いわゆる利用料、バスの運賃の補助金というふうに思われますけども、確認の意味でお聞かせ願いたいと思っております。その下の通学費補助金ということで、137万4,000円とありますけども、これはどういうあれなのか、あわせてお尋ねして、第1回目を終わります。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） では、幾つかご質問をいただきましたので、順次お答えしたいと思います。

中学校グラウンド用地の購入費が出ていないということでもございましたけれども、こちらのほうにつきましては、今回計上はいたしておりませんが、地権者さんとお話をさせていただく中でご理解がいただければ、補正予算等でも対応させていただきたいと考えておりますので、そのときには皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

それから、酒々井小学校のグラウンドの改修でございますけれども、どんな改修かということで、土

のほうが大分表面の土が減ったり、あるいはすごく細かくなり過ぎて泥のようになってしまっていて、霜などの害を受けやすくなっておりまして、使えないことが出てきてしまいました。補正としましたのは、この冬の状態が想定していた以上に悪くて、改修する必要があるということで考えたものでございまして、これが新年度の6月補正にいたしますと秋の運動会と、その前の練習とかまでに工事が終わらない可能性があり、特に一番学校の授業に支障の少ない夏休み中の完成を目指して考えましたものですから、それで3月補正で出させていただきます、繰越明許という形でさせていただきます。

それと、本年度の中学校グラウンドの設計費の減額についてでございますけれども、設計費につきましては、入札を行ったところでございますが、不調になってしまったために設計が業務委託ができなかったもので、一応今年度減額をいたしました。来年度につきまして、こちらは始められるように来年度の当初予算には計上させていただいております。

それと、29年度子育て支援施設のことにつきましてなんですけれども、予算の一応計上した金額、1億5,000万ではなくて、1億500万円ということをお願いいたします。計画図ということだったんですが、申しわけございませんが、まだ今設計のところまで完成のところまではちょっと至っていないものですから、その図をとすることはちょっと難しいんですが、こちらのほうで説明できる限りの説明させていただきます。人員の配置につきましては、つくるのが来年ということなので、はっきりと決まっているわけではございませんけれども、今役場のあいあいルームでやっておりますような形で、同じか、それ以上には考えております。それから、駐車場の台数につきましても、まだ設計のほうでやっているところなので、はっきりちょっと今台数をお答えすることができません。床面積のほうにつきましては、概略なんですけど、260平米程度を考えております。類似施設を視察したかとのことだったんですけども、28年度におきましては済みません、視察をしておりませんです。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 庁舎管理事業の関係の130万円の工事費でございます。ご質問の内容でございますが、先ほどもちょっと出ておりますけれども、社会福祉協議会、また地域包括支援センターが平成29年度中に移転ということとなつてございまして、その関係の部屋の空調関係などの設備の改修経費などとして130万円を盛っているものでございます

あとは900万円の備品購入費のご質問かと思いますが、こちらにつきましては分庁舎の2階にございます。災害対策本部と機能を発揮するための備品購入、また各会議室で老朽化した机、椅子等の購入費用に充てるものでございまして、テーブルですね、机、椅子、パーティションとか、あと放送設備ですね、災害対策本部設置した場合にも使えるワイヤレスマイク等のマイクとか受信機、チューナーのユニット等の部品の購入費でございます。また、教育長室の応接セットも傷んでございまして、そちらの購入費用も入つてございます。あと通常分の傷んだ机や椅子、職員が使っているようなものの更新費用も含まれた金額でございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） プリミエールについてでございます。今回増築を考えている面積は、225平

方メートルでございます。図面関係に関しては、提出することで検討させていただきます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうからふれ愛タクシーについてお答えさせていただきます。

平成29年度のふれ愛タクシーの運行業務につきましては、2,659万2,000円、これは前年度当初比600万2,000円の増でございます。こちらふれ愛タクシーにつきましては、平成24年のバス事故以降、運賃制度を抜本的に見直し、車両の借り上げ料の増額となり、現在の4台から3台の運行とさせていただきます。3台につきましては、3台で前年度当初比600万2,000円の増額でございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） では、私からはスクールバスの運行業務についてお答えいたします。

まず、予算書でいいますと98ページのスクールバス運行業務についてですが、これは今までと同様ですが、社会福祉協議会との委託を結んでおりますので、それとあとまだ契約を結んでおりませんが、業務の運転をしていただくところへの金額、それとほかのバスというのは3台料金は発生しますが、私どものほう、学校教育課のほうで用意するバスについては料金を発生しないということで、ほかのバスとの調整のために、ほかのバスの3台分の支払いに対しての補助ということになります。それを合わせますと、この金額ということになります。

それから、下のページの通学費補助金につきましては、済みません、ちょっと詳しく負担の公平感ということで、下岩橋在住の京成電鉄を利用している児童に対しても補助金を予定しておりますが、それだけではありません。ちょっとほかの部分もありますので、詳しくはそれを含めてということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） ありがとうございます。小学校のグラウンド改修については、わかりました。ありがとうございます。

中学校のグラウンド設計費の減額ですけども、入札不調ということでありましたけども、不調になった原因は何だったのか、もしございましたらお答え願いたい。

庁舎管理費の関係で、庁舎改修について説明がございました。社会福祉協議会の移転に伴うものということですが、昨年も西庁舎に移転するというような、そういうあれも受けましたけども、先ほど福祉課長からもありましたけども、29年度は移転ということは合意されておるのかどうか。私福祉協議会の関係者と話したらですね、まだ具体的にはそういう段階になっていないという話ですけども、その後話が進んでですね、29年度中に移転するということが明確になっているのかどうか、その辺確認しておきたいと思います。

それから、備品購入ということですね、私も机や椅子だとそんなにしないなと思っていたんですが、いわゆる分庁舎の多目的室にマイクやいろいろな設備、機能を発揮する備品ということでもありますけど

も、前にもお話ししてありましたけど、言っておりましたけどですね、ビデオテレビとか、そういうものも設置されるということなんでしょうか。ちょっと金額が大きいものですから、再度お聞きいたします。

それから、ふれ愛タクシー運行業務なんですけど、ことしから3事業者で行うということでもありますけども、600万といたしますと単純にいけますと200万円増額されたということでもありますけども、これは当然今バスを管理する側に見ればですね、やむを得ないことだと思いますけども、これまでは大体1日当たりどのくらいの業者に支払っていたのかなど、かなり低い額だったという話も聞いておりますので、お聞き、もしわかれば、わからなかったらいいです。

それから、子育て支援に関してですね、まだ設計ができていないからということでもありますけども、床面積では260平米というようなお話でありますけども、私ども議会ですと、ことしの1月30日に富里市のこども館を視察してまいりました。私視察をして非常に感じたのは、本当に立派な施設ができたなという、ぜひ酒々井でもですね、こんな施設があったらいいなというふうに思ったんです。課長も先ほど視察していないという話でありますけども、ぜひできたらですね、富里、隣ですのでですね、ことし4月からオープンするということで作られたもので、床面積は447ということで、酒々井よりは大きいんですが、ここは酒々井と違ってですね、いろんな機能を持った保育施設ですけども、いわゆる木造でやっぱりつくられているんですね。非常にこの施設計画図いただいてきたんですけども、木材をですね、できる限りそのまま見せることで、温かみのある空間をつくりますとかですね、子供たちの手のふれる腰板にはヒノキの板材を採用し、木のぬくもりを感じられる環境をつくりますとか、あるいは小さな子供のスペースは段差のないフラットな、一部ホール、畳になっているんですね、フラットな畳敷きとして小さな子供の匍匐スペースとしております。あるいは床にはヒノキの無垢材を使い、裸足でも安全に、快適に過ごせる環境をつくります。また、床空調を採用し、天井が高くて床に近い活動域は快適な温度環境を保っているというようなことですね、非常に使う子供たちのことを考えてですね、床暖房のいいなというふうに私思いました。

そして、もう一点はですね、非常に多目的ホールにですね、子供たちがまたここへ遊びに来ようというような、そんな非常にいい床に映像画像が人の動きによって動く、インタラクティブプロジェクションシステムというようなですね、マッピングということの上から画像して下に映るということで、子供たちが動くと動くというようなことで。

〔「質問だけだよ」と呼ぶ者あり〕

○13番（竹尾忠雄君） ぜひそういう点ですね、課長さんは行ってないということでもありますので、ぜひ今設計やっているということでもありますけども、ぜひ視察してですね、本当に子どもたちがまた来てみようというようなですね、そんな施設をつくっていただきたいなと思いますけども、ぜひお願いしておきます。

最後にですね、スクールバスの関係でありますけども、きょう全員協議会で説明されたときにはですね、無料にするということでもありますけども、しかし3台についてはですね、一旦保護者からいただいて、年末に補助金として返すという、これ何でこういう煩雑な方法でやらなければならないのかなというふうに思うんですけども、その理由についてでお聞かせ願いたいなと、墨方面のバス、町のバスのよ

うに取らなくてやったらいいんじゃないかなと思いますけども、その辺はどういう関係で一旦取るのか。

そして、もう一点ですね、皆さん一番心配しているのはバスの運転手なんですね。先ほども委託するところに払う金額ということでもありますけども、委託先、12月議会ではシルバー人材に委託するということですが、そうなのかどうか。多くの皆さんがね、そういう点では町の職員がすべきだという、そういうことでもありますけども、その辺委託先についてお答え願いたいと思います。

中学校のグラウンドについては、非常に当初予算に組まなかったということで、補正で対応するということでもありますけども、やっぱり子供たちの願いを一日も早くかなえるということですね、私最優先課題だと思いますので、ぜひ用地購入進めていただきたいことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 中学校の基本設計業務の入札が不調になった原因ということなんですけれども、これは業者さんのほうで入札のほうはしていただくので、原因ということでは何ともちょっとお答えのしようがないんですが、こちらとして推測にはなりますが、事業の関係上、こちらのほう、入札が年度の後半になってしまったものですから、その時期的なものがあったんではないかということをお考えしております。

それから、子育て支援施設についてでございますけれども、富里市のこども館のことは聞いておまして、確かに隣にある保育園とかとあわせて資料とかは見せてもらっているんで、よい施設だとは思っております。富里市さんの施設と同じようにというわけにはいかないとは思いますが、運営の仕方とか、いろいろあると思いますので、町民の方々が使いやすい施設を考えてやっていきたいと思っております。

酒々井中学校のグラウンドにつきましても、先ほどもお答えしましたが、できるだけ地権者さんのご協力を得られるように、努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 備品の購入の中にビデオテレビが入っているのかということでございますけども、この中には入ってございません。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） 社会福祉協議会の移転につきましては、現在大きな課題については協議が調っております。現在担当で詳細と申しますか、細かいところを今詰めているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） スクールバスについてですが、ふれ愛タクシーは現在有料となっておりますことから、そのような措置をとりました。また、安全管理についてですけども、いずれのところに委託するにせよ、町で安全管理を徹底してまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第16号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号ないし議案第16号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

◎休会の件

○議長（内海和雄君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。議案調査のため、3月8日から3月14日までの7日間は休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月14日までの7日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時40分）

平成29年第1回酒々井町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年3月15日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	木内達彦君
総務課長	大塚正徳君	税務住民長	大崎智行君
健康福祉課長	河島幸弘君	企画財政長	岡野義広君
住民協働課長	清宮高由起君	経済環境長	芝野芳弘君
参事兼まちづくり課長	松本有二君	上下水道長	板垣一成君
農業委員会事務局長	芝野芳弘君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	猪鼻慎二君	生涯学習課長	木内達彦君
会計課長兼会計管理者	河合昭男君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	福田良二	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事は、お手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長（内海和雄君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 御園生 浩 士 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 皆さん、おはようございます。議席番号5番、会派絆の御園生浩士でございます。町民の皆様には、議会の傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。今国会は、予算審議白熱中と思いきや、スキャンダラスな事件の真相の究明で忙しいようです。国会でも地方議会でも同じような問題が起き、同じようなことを議論しているなど、テレビ中継を見て思うきょうこのごろです。

そして、きょうの天気でございますけれども、3.11東日本大震災を思い出します。あのときに震災後ですね、寒い小雪の舞い散る中のテレビの映像がございました。きょうもそんなような天気、また関東地方においては雪がぱらつくような予報も出ておりました。私たちは、このことを忘れてはいけいんではないかなというふうに変更して肝に銘じたところでございます。

では、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問通告に従いまして質問させていただきます。答弁漏れなきようお願いいたします。

初めに、酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。今月で株式会社ヤマロクとの当初契約の工期終了後1年となりました。一向に解決の糸口が見出せないでおります。私は、昨年12月定例会において、9月定例会より12月定例会までの株式会社ヤマロクとの交渉経過の質問をいたしました。交流の家に町と株式会社ヤマロクとの交渉経過や主張の書かれた張り紙が張られているという行動があったものの、町への回答はないとの答弁でした。下請業者は、工事代金の支払いなく2回目の年度末を控え、早期の清算をしたいのではないのでしょうか。心配です。完成後の施設を利用するB-N e t関係者や、子供たちや、その家族も気をもみ、一日も早い解決を望んでおります。

以上を踏まえ、質問いたします。昨年12月より3月、本日の定例会までの株式会社ヤマロクとの交渉経過や動きをお聞かせください。そして、今後の町の方針として、平成29年度予算にこの問題についてどのように反映されているのか、あわせてお聞かせください。

次に、酒々井ちびっこ天国についてお伺いたします。本議会初日、町長より酒々井ちびっこ天国の休園についての行政報告がなされました。指定管理者の1回目の公募による現地説明会には4者が参加しましたが、応募はなかったとのこと、その4者を対象に2回目の再募集実施の結果、やはり応募がなかったとのこと。町では応札のなかった理由として、近年の不安定な気象、入園者数の減少、開園後43年経過の建物施設や設備の老朽化等々が原因としておりました。

そこでお尋ねいたします。1つ目として、酒々井ちびっこ天国検討委員会の提言によると、町は平成19年3月に千葉県より施設を譲り受け、また維持管理、運営及び処分の財源とすることを目的として、千葉県及び財団法人千葉県ふれあい財団から受け入れた負担金4億958万5,000円を基金とした。平成25年度見込み残高が3億1,000万円、施設の受け入れ時の解体概算見積もりが2億から3億円となっております。直近の解体費用見積もりと現在の基金残高についてお聞かせください。

2つ目として、検討委員会では施設についてどのような提言をしているのか、お聞かせください。

3つ目として、当初一般質問を作成しているときに、平成29年度予算書、行政報告、施政方針演説の概要も私の手元にはありませんでした。施設休園ということは知りませんでしたが、改修工事等の予算計上がしていないものと思いますが、念のため予算に計上しているのか、お聞かせください。

4として、昭和49年度から平成28年度までの入園者数、来場者の地域別上位7位までをお聞かせください。あわせて現在のゼロ歳から18歳までの人口と、今後10年間の人口予測についてお聞かせください。この予測結果を見て、担当課は利用者がふえると予測できるのか、お聞かせください。

次に、千葉氏まつり、ふるさとまつり、新酒祭についてお伺いたします。祭りの事業が短い期間に集中し、職員及び町民の皆様のご意見は賛否両論ございました。1つ目として、バスなどを運行する必要のない町の祭りではありましたが、バスの運行費用はどこが負担したのか、年初予算の計上額と負担理由をお聞かせください。

2つ目として、千葉氏まつりを初め各種催しが行われ、各チラシで周知されたが、町はどのチラシに幾ら負担したのか、お聞かせください。

3つ目として、平成29年度予算でバス代及びチラシの費用について計上しているのであれば、明細をお聞かせください。

次に、再生可能エネルギーについてお伺いたします。酒々井町にも太陽光発電のソーラーパネルがあちこちで見られるようになりました。自然環境の保護という立場で見ればよいことのように見え、自然環境の保護及び景観で見ればよくないのではないかと見え、どのようにすればよいのでしょうか、質問をさせていただきます。

1つ目として、太陽光発電等について、買い取り制度の法律の施行日をお聞かせください。

2つ目として、当町の太陽光発電設置済みキロワット数と現在申請中のキロワット数、土地の地目及び面積、受け入れ量に限度があるのであれば、当町においては何キロワットまで受け入れられるのか、お聞かせください。

3つ目として、農業従事者の土地に設置する太陽光、水力、風力発電について、農業委員会としてどのように対応していくのか、お聞かせください。また、平成29年度より農業委員会の改変もあり、本来の仕事と再生エネルギーの問題について、どのようなかじ取りをし、指導を行っていくのか、お聞かせ

ください。

次に、酒々井町景観基本条例についてお伺いいたします。国では平成15年7月、美しい国づくり政策大綱を公表いたしました。同年同月観光立国行動計画を公表いたしました。平成16年2月景観法閣議決定がされました。同年6月景観法が公布され、全国一斉に勉強会やワークショップが市町村単位で開催されました。当町においてもスタートラインに並び、ワークショップを開くこととなりました。

1つ目として、景観法の概要についてお聞かせください。

2つ目として、景観行政団体とはどのような団体か、またいつからこのような団体になれるのか、お聞かせください。

3つ目として、景観計画の策定が他市町村に先駆けて行われているが、取り組みが他より早いのか遅いのか、見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。議会初日の行政報告、施政方針と重複する箇所もございますが、詳細なご答弁をお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。きょうから一般質問をお受けすることとなりましたので、よろしく願いをいたします。なお、答弁につきましては、政策的なものは私からお答えし、細部にわたるものは副町長、教育長、または担当からお答えをいたします。

まず、5番議員、御園生議員からは5点の質問でございますので、順次お答えをいたします。私からは、5点目の酒々井町景観条例等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の景観法の概要につきましては、景観法は平成16年6月に制定され、都市や農山漁村等における美しく風格ある国土の形成などを目的として、基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務等について規定され、景観行政に関し、市町村が中心的な担い手となるよう、景観行政団体という新しい概念が導入されています。景観行政団体は、景観計画の策定等景観法に基づく各種景観行政事務を行うことが可能となります。景観法自体は直接都市景観を規制しているわけではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例をつくる際の法制度となっております。

2つ目の景観行政団体にいつなれるのかとのご質問でございますが、当町におきましては既に平成25年9月に景観行政団体へと移行をしております。

3つ目の景観計画の策定状況といたしましては、平成28年3月31日現在、全国で523団体、県内では54市町村のうち16団体、約3割程度の市で策定済みとなっております。当町におきましても今年度中に計画がまとまりますので、早いほうではないかと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 酒々井町青少年交流の家についてのご質問でございます。12月定例会以降、（株）ヤマロクとの交渉経過ということですが、その後の動きはございません。12月定例会でも答弁しましたが、繰り返しますと、9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士への通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため契約を解除する、5月9日付で通知した

2,446万791円を請求する、請求の内訳については近く示すとのことでしたが、それ以降相手側からの通知はありません。

また、今後の方針、29年度の予算についてでございますが、今後の予定が不確実なために計上してございません。目的別の引き渡しの条件が整い、金額が確定いたしましたら、補正予算として議会にお示ししたいと考えております。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私から2点目のちびっこ天国について、3点目のふるさとまつり、新酒祭について、4点目の再生可能エネルギーについてお答えいたします。

初めに、ちびっこ天国についてでございますが、基金の設置等と施設解体費用に関するご質問でございますが、平成19年3月、千葉県及び財団法人千葉県福祉ふれあい財団から負担金4億958万5,000円を受け、基金を設置いたしました。平成29年3月の基金残高見込みは約1億8,000万円でございます。また、解体費用については直近ではとっておりませんが、過去の参考見積もりによる積算では、概算で約2億円と試算されております。

2点目の検討委員会での施設のあり方についてのご質問ですが、子供たちが元気に遊べる社会的価値のある施設であり、地域活性化の一環としてもあるもの磨きをして有効に活用していくべきとある。一方では、開園後40年が経過し、施設の老朽化による突発的な緊急投資や、管理棟の耐震問題を含め、施設の廃止や跡地利用について検討すべきであると、存続、廃止についての提言がありました。

3点目の平成29年度予算の施設改修費等のご質問ですが、施設の維持管理に必要な経費だけを予算計上しております。

4点目の入園者数などについてのご質問ですが、昭和49年度から平成28年度までの入園者数は記録として残っておりますが、地域別来園者データなどは記録としてとっておりません。なお、検討委員会を設置しました平成25年度に来園者にアンケートを実施し、来園者の地域別などを調査した結果、上位から佐倉市、成田市、酒々井町、八千代市、印西市、八街市、四街道市の順となっているところであります。

また、行政報告でご報告いたしましたが、来年度の運営については、指定管理者の応募がなかったことから休園することいたしました。今後につきましては、ちびっこ天国の再開や公の施設としての活用、施設の多目的利用、新たな集客施設など、さまざまな可能性を検討していきたいと考えております。

続きまして、ふるさとまつり、新酒祭についての関係についてお答えいたします。ふるさとまつり、新酒祭については、平成28年度は同日開催することにより、酒々井の秋まつりとして位置づけて開催いたしました。バスの費用負担については、昨年11月20日のシャトルバスは合計6台が運行されたところですが、そのうち4台分の経費36万7,200円をイベント時の周遊バス運行事業であります地方創生加速化交付金推進事業と位置づけ、全額交付金により支出したところでございます。負担理由につきましては、平成28年度は地方創生加速化交付金を充てられたことによるものでございます。

2点目のチラシ等についてお答えいたします。酒々井の秋まつりに係る合同のチラシ等は、ふるさとまつり実行委員会から約4万4,000円を負担し、ふるさとまつり、新酒祭の個々のチラシについては両実行委員会において負担しております。

3点目の平成29年度予算におけるバス代の費用については予算計上はしていません。また、チラシ代については本年度同様と考えております。

4点目の再生可能エネルギーについてお答えいたします。1点目の太陽光発電等についての法律施行日でございますが、平成24年7月1日に電気事業者に対して再生可能エネルギー電気の固定価格での買い取りを定める電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が施行されております。

ご質問2点目の当町の個人住宅の屋根等に設置してある太陽光発電を除く設置済みキロワット数及び土地の地目と面積、そして受け入れ最大キロワット数についてでございますが、太陽光発電設置に対し、農地転用に係る届け出以外は把握していないところでございます。

次に、再生可能エネルギーの3点目でございますが、農業委員会の局長としてお答えさせていただきます。農地を利用した太陽光、水力、風力発電に係る農業委員会の見解についてでございますが、太陽光発電施設等の設置につきましては、東日本大震災以降、国のエネルギー政策の見直しにより全国的に増加しており、特に耕作放棄地等への設置が飛躍的にふえております。農業委員会としましては、農業生産の基盤となる優良農地を守り、農地の有効利用を図ることが使命でありますので、農用区域内にある農地及び集团的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地については、原則として転用は認めておりませんが、市街化区域に近接する農地や小集団の農地が点在する区域等につきましては転用が可能な区域となっており、これらの区域に係る農地転用につきましては、農地法や県の農地転用関係事務指針に基づき、営農状況、農地の状態等を勘案し、個別の事案ごとに判断を行っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、千葉氏まつりにつきましてご答弁させていただきます。

バスの費用につきましては、昨年12月2日に開催しました酒々井・千葉氏まつりに大型車1台、小型車1台、合計2台のシャトルバスを運行いたしまして、バスの運行費用として17万7,768円を支出したところでございます。

2番目の酒々井・千葉氏まつりに係るチラシ等でございますが、ポスター、チラシの印刷費、合わせて約18万円を支出してございます。チラシ等の作成費用については、バスの運行費用とともに、町が国の地方創生加速化交付金を活用したところでございます。

3点目でございますが、バスの運行費用につきましては平成29年度は計上してございません。また、チラシ等につきましては、平成29年度予算に計上しております酒々井・千葉氏まつりの補助金によりまして、酒々井・千葉氏まつり実行委員会において検討されるものでございまして、その中でチラシ等の作成について議論されることとなります。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 細部にわたりご答弁いただき、ありがとうございました。では、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、酒々井町青少年交流の家についてお伺いいたします。この交流の家についての問題は、相手のあることではありますが、年度をまたがった懸案事項となっております。そして、数多くの議員の質問、町民の間での話題にもなっております。町民の皆様に対しては1度広報されましたが、議員に対して本定例会の全員協議会や行政報告、今回は次年度予算編成に当たり、町長の施政方針演説の中でも触れられてはおりませんでした。私を初め各議員の質問があるため、そのときまでにとっておいていただいたのかもしれませんが、いかがでしょうか。施政方針演説で、平成28年度の懸案事項になっております酒々井町青少年交流の家の問題につきましては、一日も早い解決に取り組んでまいりますくらいは発言してもよかったですのではないのでしょうか。議会初日の施政方針演説では、平成29年度の町政運営に関する町長の所信の一端と発言しておりましたが、その一端の中にぜひ入れていただきたいかと思うのが私の感想です。

次に、ちびっこ天国についてお伺いいたします。この時期、国ではちび天と同じようなことを計画していました。これは、ちび天ができるころの話です。私も資料を集めながら質問書いていたのですが、その中でちょっと感じたものですから、ご披露させていただきながら質問させていただきます。

恐らく国が先行し、各都道府県が追従したものと思います。その施設はグリーンピアといいます。日本列島改造論を掲げる田中角栄内閣の計画のもとで、昔の厚生省が被保険者、年金受給者のための保養施設として、旧年金福祉事業団が昭和55年から昭和63年にかけて日本全国に13カ所設置いたしました。平成17年度までに廃止することが平成13年12月に閣議決定され、公的施設として引き続き活用されるように地方公共団体等への譲渡を進め、平成17年12月に全てのグリーンピアの譲渡が完了いたしました。

グリーンピアは、厚生年金保険及び国民年金の受給者が、生きがいがある有意義な老後生活を送るための場を提供するとともに、これら年金制度の加入者及びその家族等の有効な余暇利用に資すること等を目的として、年金資金運用基金、年金福祉事業団が旧大蔵省資金運用部から財政投融资による貸し付けを受けて設置いたしました。地方公共団体に委託して運営した。しかし、経営者でもない役人が計画性なく無駄に資金を投入し、当然のごとく経営不振になり、施設を廃止することに決定した。グリーンピアは、公的な施設として設置運営されてきた経緯に照らし、地域の状況や周辺の自然環境の保全、雇用の確保を図る観点から、施設の売却はできるだけ一括して、まず施設所在同県等へ譲渡、それが進まない場合は民間に譲渡する方針のもとで譲渡を進めました。結果、年金保険料1,953億円を投じて整備されたグリーンピアの売却代金は、わずか48億円でした。

これと同じことが千葉県でも行われておりました。財団法人千葉県ふれあい財団は、ちび天の所有者でした。この財団の事業内容は、皆さんの年金を活用し、児童から高齢者までの幅広い年齢層の県民を対象とした施設を設置し、管理運営するとともに、子育てを支援し、子供が健やかに生まれ、育つ環境づくりを推進するための事業及び高齢者福祉の増進を図り、明るく豊かで活力ある長寿社会を実現するための事業を実施することに県民福祉の増進と文化の向上を図るとありました。文言等は違いますが、国と全く同じような趣旨で計画され、運営をされてまいりました。当然のごとく両方ともですね、経営自体はよく立ち行かなくなりまして、地方団体へ譲るという結果になりました。

当然県からの職員の天下りもあり、経営が悪化し、千葉県こどもの国は民間企業へ移譲、酒々井ちびっこ天国は地元酒々井町へ移譲、ユートピア笠森は民間企業へ売却され、今日に至っています。このよ

うな似たような構図に対して考える余地はないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。ちび天の当初の目的は達成されていると思われませんが、どのようにお考えでしょうか。提言者にスポーツ施設の経営の専門家がないこと、自然環境の専門家がないことについてどのようにお考えでしょうか。残り少ない基金をどのように活用するのか、お聞かせください。

それともう一点、土地譲渡契約で町有財産になっている今、町有財産を土地譲渡契約どおりに実行することができるのか、する場合どのような手続を経るのか、お聞かせください。これは町有財産をですね、もらい受けた当事者に返すということが提言書に載っておりましたので、質問させていただきました。

次に、千葉氏まつり、ふるさとまつり、新酒祭についてお伺いいたします。千葉氏まつりは業者発注のように感じますが、平成28年度と平成29年度の予算にかなりの開きがございます。まちづくり創生資金を使ってというようなお話ではございましたが、次年度についてはどのような内容で考えているのか、お聞かせください。同祭りは実行委員会方式で、他の祭りと一緒に実行することによりスケールメリットはあったと思いますが、自主財源を調達し一生懸命やっている祭りに対し、そこまでする必要性はあるのか、お聞かせください。

私は、手挙げ方式で事業を企画立案し、実行する団体に補助金を出すことに大いに賛成です。しかし、町内には手を挙げなくとも多くのボランティア団体が活躍しております。目配り、気配りをさせていただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、再生可能エネルギーについてお伺いをいたします。町の総合計画等の町民アンケート調査によると、緑や自然環境などに関する項目が常に上位5位までに複数ランクインします。町民は、自然環境の中に太陽光発電のためのパネルを望んでいると思いますが、お聞かせください。担当課は違いますが、酒々井町景観基本条例を考えた場合、担当課として農地の活用をどのように指導していきますか、お聞かせください。先ほどお話ございましたけれども、再度お願いいたします。

次に、酒々井町景観基本条例についてお伺いいたします。国土交通省のアンケート調査がございました。景観法活用意向調査についてお伺いいたします。アンケートの実施期間は、平成17年2月23日から3月25日までに調査されました。町では以下についてどのように答えたのか、お聞かせください。景観法の知名度、関心、活用意向について、景観法を知っているか、景観法に関心があるか、景観行政団体になる意向があるか、以上の3点でございます。

この景観法については、千葉県では先駆けとなっております。市川市が平成17年1月27日に景観行政団体となっております。酒々井町は、町長のご発言ございました平成25年9月1日、これは御宿町、多古町、白子町に続き、町としては4番目の速さです。太陽光発電のパネルが町の農村部にですね、目立つようになってきたが、電気の買い取り制度が平成24年7月から始まっております。この基本条例がもう少し策定が早くなっていれば、太陽光発電事業に節度ある規制がかけられたのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

また、課は違いますが、景観の担当課ということでお答えいただければ結構でございます。太陽光発電の買い取り制度開始で町内にたくさんのパネルが設置されました。このことについての考えをお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） ヤマロクにつきまして、感想ですというお話だったんですが、ヤマロクにつきましての案件につきましては、ヤマロク側の不誠実な対応、不当な請求がございまして、それに対して双方とも代理人弁護士での間で、を通じて交渉を行っている現状で、今回全く動きがございませんでしたので、大きな変更がなかった関係で説明をしなかったものでございます。しかしながら、28年12月の定例会におきましての行政報告、またホームページの掲載等、説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からはちびっこ天国、再生可能エネルギーについてお答えさせていただきます。

初めに、ちびっこ天国の関係でございしますが、提言書、提言をつくるのに当たって、運営にかかわるプロがいない、自然環境の専門家がないのはなぜかということでございますが、当検討委員会につきましては、今後の施設の方向性を検討するため、町民の目線で意見を伺ったものでございます。

それと、残り少ない基金をどのように使用していくのか、それと土地譲渡契約の成った場合、その手続はどのようにしていくのかということでございますが、今回行政報告で報告させていただきましたが、今後につきましては、ちびっこ天国の再開、公の施設としての活用や施設の多目的利用、新たな集客施設など、さまざまな可能性を検討していく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーでございしますが、農地の活用をどのように指導していくのかということでございますが、農用地区域及び集团的に存在する優良農地につきましては、原則転用は認めておりませんが、転用可能区域については、農地法など個々個々の案件ごとに判断を行っているところでございます。

それと、町の総合計画で自然環境などが上位に来ているというご質問でございしますが、私としてはアンケート調査の結果のとおりと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、千葉氏まつりの関係でございします。国の加速化交付金の対象事業となったもので、28年度に酒々井・千葉氏まつりを行ったものでございしますが、委託費につきましては国の交付金を100%いただいてやったものでございしますが、平成29年度の予算額といたしましては、実行委員会の補助金といたしまして375万円を計上しているところでございします。こちらのほうは実行委員会の決定とはなるとは思いますが、町としては酒々井・千葉氏まつりを2回目、10月1日に予定をしたいと考えてございします。補助金の内訳といたしましては、テントなどの会場設営費、また競い馬に関する謝礼やばか乗り、仮装コンテストでございしますけれども、そちらでかかる経費などを想定して予算をお願いしているところでございします。

また、この酒々井・千葉氏まつりでございしますが、こちらのほうは地方創生関係で考えたものでござい

いまして、今後人口減少をとめるため、また人口減少を緩やかにするため、酒々井の魅力です、酒々井に住む子供たちにわかってもらうため、また外の方にもわかっていただくため、特に酒々井の、今小さい子供たちが学校の通学や結婚などで町外へ出てしまっても、またこの酒々井・千葉氏まつりが見たいということで、また集まっていけるようなまちづくりをしたい、そういう祭りにしたいという趣旨で始めたものでございます。また、多くのボランティア団体とは一緒にこの祭りを盛り上げられるように、実行委員会等で話し合いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、景観に関してのご質問にお答えをいたします。

国土交通省のアンケートなんですけれども、これは平成16年度のアンケートでございまして、景観法が施行されたばかりですから、先ほどのご質問では意向調査なのかなと思います。これは、このアンケートを行ってから12年たっていますので、恐らく廃棄されておりますので、内容についてはわかりませんので。

それと、あとですね、次にですね、景観行政団体には25年9月になったわけですが、先ほど御宿、多古、白子、4番目という答弁でございますけれども、具体の計画を策定するのは、恐らく1番目だと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

あとですね、景観法を活用しての太陽光パネルの設置についてでございますけれども、この辺はですね、設置自体はですね、一律に規制していくのはなかなか難しく、どこの自治体も苦慮しているようでございます。理由はですね、太陽光発電システムについては、国や県が推進する事業であること、そういうこととですね、また現在設置に関してですね、建築基準法等による規制は行われていないことが挙げられます。また景観法はですね、必要な限度での規制を、規制力を持ちますけれども、私権の制限がどこまでできるかということもですね、大きな懸案の一つでもあるわけでございます。とにかく今後景観形成重点地区をしていく中でですね、そういった太陽光パネルの目隠しとか、色彩などの設置する基準を研究していく必要があると考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（内海和雄君） 5番議員、御園生浩士君。

○5番（御園生浩士君） 2回目のご答弁ありがとうございました。

3回目の質問となります。景観基本条例については、国、県からはですね、手挙げ方式になっておりまして、これを市町村やれよというような形では来ておりませんでした。その中で酒々井町はですね、手を挙げて実行していくということには非常に私は敬意を表したいと思っております。

それから、総合計画にのっとりこのまちづくりをしていく上で、非常に大切なことだというふうに思っております。国のほうはずるいもので、机の上、頭の上でこういった計画をつくりまして、全国にばらまきまして、手挙げ方式でないにもかかわらずアンケート調査をしましてですね、そのアンケート調査をですね、必ず節目節目で出すんですね。そうすると、それに携わることの必要性はないのに、必然にですね、市町村の名前が出てくるんですね。そうすると、自分のところの町や村や市がですね、やってないというような状況になってしまっていますので、担当課長、担当者の方は焦るところがあると

はと思いますが、そういうことにですね、負けずに一生懸命やっていただければというふうに思っております。

それから、こういったものについてはですね、人員がですね、非常に確保されている市町村、それからそれだけの能力がある担当者なりがいるところがですね、かなり早く進んでいくんですね。それを考えますとですね、当町においてはぎりぎりの人数でやってですね、こっちの事業、あっちの事業、たくさん抱えてやっていますので、非常に大変な作業ではないかなというふうには感じております。ぜひともですね、町長の方針もございます、どんどんですね、国の制度で補助金、それからこういったことをやってくれないかということについて、その先にお金がついているようであればですね、担当者の方、そして課長の方はですね、ぜひともですね、手を挙げていただいて、仕事の量がふえるかもしれませんが、町民のためにですね、一層頑張っていただければなというふうに思います。

それから、ちびっこ天国についてお伺いいたします。本議会初日に行政報告第3号が報告されました。暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しにかかわる要望書の提出についてでありました。当町においては、生命を維持する飲料水を町内の井戸より確保しております。また、町のレジャーの水源も地下水を使用しています。遊びと命をつなぐ両方を酒々井町は井戸に頼っております。その報告書では、以下のように報告されています。地下水源の確保については、水量、水質ともに安定しており、災害時や事故発生時における有効な水源であるとともに、浄水費用も安価で、水道事業経営の安定化の面から見ても有効であり、地下水源の存在がますます重要となってくるものと認識しておりますとあります。ライフライン確保と環境保全の立場から、酒々井町の飲用にしている井戸は守り、レジャーで使用しているちび天は廃止すべきと考えます。この休園という時間を捉え、行政報告の中で再開を唱えておりますが、慎重に結論すべきと私は考えます。

また、提言書にも以下のように書き込んであります。新規の井戸については、千葉県環境保全条例から許可される可能性は低く、現在使用している井戸については暫定井の扱いになっているため、ポンプ修理等の維持管理は、認められるもののポンプの交換は不可となります。したがって、期限付きの許可となっている可能性が高く、仮に水道に変えた場合は、本管の引き込みの工事や上下水道料金については、平成24年度の使用水量で試算すると、約3,000万円が新たに発生してくるとあります。

それと、施設の撤去及び土地については再考が必要と思われます。土地については、昭和29年の京成電鉄株式会社と町の無償による条件付きの土地譲渡契約では、こどもの国、当時の名称として、使用しない場合は返却することを条件として契約を締結しているとありますが、当時の京増町長のお願い、これは文書でございます。京成電鉄の回答、文書で回答しております。そして、土地譲渡契約書の第1条、第2条を精査する必要があるようにと思われます。ぜひご検討をいただければというふうに思っております。

以上、私の所感を述べさせていただきました。これで質問のほうは終わりますが、最後に1つ。ぜひともですね、ちび天の跡地については、未来、それからエコとか、子供とか、福祉とか、年寄りとか、そういったものをですね、頭に、念頭に置いて開発するなり、施設をつくるなりしていただければというふうに思っておりますが、できましたらですね、酒々井町住宅のですね、開発をしてもいいのかなというふうに思っております。京成を中心にですね、酒々井町には数多くのディベロッパー、それに準ず

る企業も進出しておりますので、ぜひともですね、その辺時代に逆行しているというお話もありますでしょうけれども、ぜひとも検討していただきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（内海和雄君） それでは、5番議員、御園生浩士君の一般質問が終了しました。
ここでしばらく休憩します。

（午前 9時49分）

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前 9時59分）

◇ 越川廣司君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に12番議員、越川廣司君。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司君） 議席12番、越川でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、初めに町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。平成の大合併のころを振り返ってみますと、町の行財政状況につきましては今に増して大変厳しく、年々借金もふえ、他会計からも借入れをするなど、このままの状態で行きますと破産寸前になると言っても過言ではない、そのような状況であったわけでございます。そのような中、酒々井町は最終的に平成17年の住民投票において自立の道を選択をされたわけでございます。当時町長は県の職員として活躍をされておりました。町長は、地元生まれ育ち、県の職員といたしまして常に54市町村を見ながら、愛する酒々井町を見守ってまいりました。

しかし、酒々井町をこのままにしておいてはいけないということで、町長は勇気を出しまして県を退職されたわけでございます。そして、当時未来を向け、新しい町に立て直すために立候補をいたしまして、5つの政策、3つの約束を掲げ、平成17年12月7日に初当選をされました。そして、3期目を残すところ9カ月余りになりますが、今日まで大変厳しい状況の中でありました酒々井町を、まずは行政経営の合理化、職員の意識改革、あるいは行財政改革など行いながら、酒々井町に住んでよかったと言える町に、これまで町長が培ってきた経験の蓄積によりまして各種施策に取り組み、数多くの実績を上げてまいりました。

しかし、町民にとりましては引き続きお願いをしたいと、そんなような声も私どもは聞いているところでございます。思えば、反対の反対をされるなどいたしまして、大きな事業も残され、事務事業は山積しているのが現状でございます。そこでお聞きいたしますが、本年12月6日に3期目の任期満了を迎えることとなりますが、町長の考え方をお聞かせください。

次に、新年度予算編成についてお伺いをいたします。町長は、3期目の任期の最後の予算編成となるわけでございますが、どのような点に留意をされ、またその特徴と主要事業についてお聞かせください。また、3月26日に知事選が控えておるため、千葉県は骨格予算編成となっておりますが、当町の予算編成に影響はなかったのか、お聞かせを願います。

次に、本佐倉城址についてお伺いをいたします。周辺整備の一環といたしまして、進入路の整備につきましては、アサヒガスのところから妙見神社まで、28年、そして29年として進めていただいております。

すが、一部道路の形が見えてまいりました。地元はもとより近隣の方々はとても喜んでおります。大変ありがとうございます。

そこでお伺いいたしますが、妙見神社下の回転広場について、どのように整備をし、活用していくのか、またその先の入り口広場まではどのように考えているのか、あわせてお聞かせください。

次に、根古谷内の主要道路につきましては、昭和43年ころに簡易舗装をされたままで、至るところ破損をしております。きょうみtainな雨の日は、水たまりが何カ所もあるような状況でございます。町長は、進入路とあわせて整備をするというようなことも言っておられました。いつごろ整備をされようとしてるのか、お聞かせをください。

次に、周辺整備につきましては、一部整備されてきておりますが、いま一つ全体的なものが見えない、そんなような状況でございます。今後どのように整備をされていくのかもお聞かせを願います。

最後に、本佐倉城址の未指定地についてでございますが、何回もこの関係については質問させていただいておりますが、関係機関との指定地の追加方法や工程など検討していくということでございますが、私が質問した後にどのような検討されてきたのか、その内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、12番議員、越川議員からは3点のご質問ですので、お答えを申し上げます。

まず、1点目の町長の政治姿勢についてですが、私は平成17年12月に町長に就任し、3期目の任期が本年12月6日に満了となります。就任以来厳しい財政状況の中、行財政改革などにより財政基盤づくりを行いながら、自立のためのまちづくりを進めてまいりました。住民投票により、佐倉市との合併をせず、自立の道を選択した町民の皆様の負託に応えるべく、合併せずとも新市計画のメニューのほとんどを達成することができました。さらには子育て支援や教育環境の整備、住民協働の推進、安全・安心、高齢者や障害者に優しいまちづくりなど、先進福祉千葉県一を目指し各種施策に取り組んでまいりました。

これまで町民の皆様や町議会のご理解と町職員の協力により、多くの分野で成果を出すことができましたが、まだまだ十分とは言えない状況のものもあります。ぜひ町長選挙につきましては、これまでの12年間の実績をもとに、町民の皆様を初め、町議会議員皆様のお許しをいただけるのであれば、酒々井町を未来に向けてさらに飛躍させるため、町政のかじ取りを担わせていただきたいと考えております。

来る平成29年度は、第5次酒々井町総合計画後期基本計画の初年度であり、5年間の計画がスタートするわけですが、今後の国、県の財政事情や社会情勢を考慮すると、町財政も予断を許されないものと考えております。また、少子高齢化のもたらすさまざまな影響が実社会に表面化してくるものと考えられます。円滑な町政運営に立ちはだかるリスクは数多いものと承知しておりますが、議会、住民と行政が一体となってさまざまな問題を克服していくことで、総合計画に掲げた将来都市像の実現を目指し、かつ多くの人々が酒々井町に住んでみたいと思える魅力あふれるまちづくり、100年安心して住み、暮らせる、おしゃれで高品質なコンパクトシティづくり、先進福祉千葉県一のまちづくりに取り組

んでまいりたいと考えております。町民の皆様の負託に応えられるよう全力を尽くしてまいりますので、皆様のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の新年度予算編成についてのご質問でございますが、それにお答えを申し上げます。議員からご指摘のとおり、任期中最後の予算編成となったわけではありますが、これまでのまちづくりを振り返りますと、大変厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行政経営に努め、持続可能な町への財政基盤づくりを行いながら、町民福祉の向上と町の均衡ある発展を図ってまいりました。特に酒々井インターチェンジの開通と酒々井プレミアム・アウトレットの開業後は、町の知名度が一気に全国的なものとなりましたが、そうしたブランド力を生かし、さらに向上させ、町民生活の質を高められるよう、各種施策に取り組んでまいりました。しかし、この間にも全国に衝撃を与えた人口減少問題を初め、震災後の防災力の強化への期待、公共施設の老朽化対策、待機児童問題と子育て支援の充実、高齢化への対応等々、次々と山積してくる諸問題に対しましては、限られた財源を有効活用するため、厳しい事業の選択を行いながら、1歩ずつ歩みを進めてきたところであります。

なお、平成29年度は第5次総合計画後期基本計画がスタートする年であり、6つの基本目標の実現に向け、前期基本計画での成果を継承しつつ、各種施策における町民皆様の満足度向上を目指し、予算編成を行いました。具体的には、子育て支援関係では、母子に対する切れ目のないケアを目指し、昨年度開始しました酒々井版ネウボラの母子保健事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業を継続し、自立した子育て支援を目指してまいります。

特に、今年度は子育て支援施設の設置工事に着手してまいります。その設置場所となる上岩橋地先には、医療法人社団千葉光徳会が開院を予定、既に包括的な連携協定も締結しており、岩橋保育園付近のコンパクトなエリアの中に、保育園、子育て支援拠点施設、病院、消防署が隣接することとなり、地域医療、保健、福祉等が密接に連携し、町民の皆様にとって安全で安心して暮らすための魅力あるエリアになるものと考えております。

次に、教育関係におきましては、県内においてもいち早く各小中学校の耐震化を完了し、太陽光発電や教室のエアコンを設置するなど、安全で快適な学習環境を整備してまいりました。今後はさらに質の高い教育が受けられるように、教育委員会とともに、3歳から、すなわち中学校卒業までの12年間を通じて、充実した全人教育環境の整備や教育内容の充実に努めてまいりたいと考えております。そういった中で、来年度は国際交流事業として新たにドイツへの中学生派遣を実施する予定であります。また、中学校のグラウンド拡張事業も引き続き行ってまいります。

その他都市基盤整備や農業基盤整備、観光、防犯事業などにおいても新規事業に取り組み、これらを総合的な推進することで町民満足度の向上を目指してまいります。

なお、千葉県の骨格予算の影響についてであります。県民生活に直接関係する事業等は骨格予算に計上されており、町の予算編成に特段影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の本佐倉城跡についての1点目と2点目についてお答えします。

1点目の妙見神社下の回転広場につきましては、一部文化財区域となっておりますが、団体、観光客のためのバス回転場を整備する計画となっております。また、その先の入り口広場までの道路については、まずは現在町道02—011号線の旧296号から回転広場までの完成を目指して進めているところでありますので、今後検討していきたいと考えております。

2点目の根古谷内の道路につきましては、平成29年度の道路改良工事の迂回路として予定している区間につきましては、あわせて整備できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 私のほうからは、本佐倉城についての周辺整備及び未指定地域、区域についてご答弁させていただきます。

現在本佐倉城跡については、東山馬場において来訪者のための諸整備を入り口広場整備事業として進めています。既に供用を開始しています駐車場のほか、今後は同敷地内にトイレ、資料配布や導入展示を行い、ボランティアガイドが待機する管理詰所、倉庫等を整備していく計画であり、観光資源の中心として利活用を図っていく予定です。

本佐倉城跡の向根古谷、荒上の未指定地につきましては、本佐倉城跡を解明する上で重要な場所です。追加指定につきましては、平成15年度に策定した整備実施計画、また実施計画をもとに平成23年度に策定した整備基本計画においても城跡を確実に後世に残し、保存、活用していくための長期的課題として位置づけられています。そのため継続して国に対しては追加指定の打診を行い、県に対しては補助率の要望をしております。城跡を大切に保存し、後世に伝え、活用していくためにも、指定地の追加は必要であり、地元や地権者の皆様の理解をいただき、意見を大切に組み入れながら関係機関と協議を行い、指定地の追加方法や工程などを含めた計画の策定を進めてまいります。

○議長（内海和雄君） 12番議員、越川廣司君。

○12番（越川廣司君） 大変ありがとうございました。

まず、町長の政治姿勢の中での町長の考え方お聞きいたしまして、大変安心をしたところでございます。実は早いときから、うわさでございますけれども、同僚議員が議員になるときに町長を目指して日ごろの活動をしておりまして、もう既に準備に入ったというような、そんなことを小耳に挟んでおりましたことから、今回ちょっと早いのかなと思いましたが、質問をさせていただきました。

町長におかれましては、これまでの実績をもとにいたしまして、町民のために引き続き町のかじ取りをしていただくようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（内海和雄君） それでは、12番議員、越川廣司君の一般質問が終了しました。

◇ 平 澤 昭 敏 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 11番議員、公明党の平澤昭敏です。通告に基づき、4点質問をいたします。

1点目は、高齢ドライバーが自主返納したとき、公共の交通機関の乗車券やふれあいバスの乗車券を

提供するなど、返納しやすいようにする取り組みについて伺います。

高齢ドライバーによる事故が近年続いております。生活の必要に迫られて自動車を手放せない人は多いし、免許更新時に行われる認知機能検査で、認知症の人が全てわかるわけではありません。75歳以上の免許保有数は増加しています。2001年末の約154万人が、15年末は約478万人となり、3倍を超えています。自主返納は道路交通法改正もあり、12年から急増しましたが、15年末の65歳以上の自主返納は約27万人で、これは65歳以上の免許保有者約1,700万人の2%に満たしません。高齢者が自主返納しても困らない移動手段確保に向け、安心して返納できるよう、ふれあいバスを知ってもらうためにも乗車券の配布がよいと思いますが、どうでしょうか。昨年12月現在で県内14市1団体142事業所が公共交通割引等の優遇措置を実施しております。町の考えを伺います。

2点目は、職員の不正会計情報漏えい防止の取り組みについてであります。報道によりますと、総務省は地方自治体の職員による不正会計や情報漏えいなどを防ぐ体制づくりを自治体に義務づけるようになりました。上場企業が導入している内部統制によるリスク管理を参考に、基本方針や実施計画などをつくるよう求め、地方行政への住民の信頼を高めるものです。地方自治法に新たに内部統制に関する項目を追加し、不祥事や業務上のミスなどを防ぐ首長の責任を明記しております。日常業務で事故や不正が発生するリスクについて、首長が各部署から徴集し、不祥事を未然に防ぐための基本方針と実施計画を策定します。そして、人事体制の見直しや業務プロセスの改善を進め、1年に1回内部統制状況評価報告書を作成します。報告書は監査委員の監査を受け、議会によるチェックも定期的に行われるようになります。住民の税金で運営されている自治体も信頼確保のため内部統制が必要だと思います。最初は、都道府県と政令指定都市が対象ですが、将来的には全市町村で導入していきます。内部統制の取り組みについて、町の考えを伺います。

3点目は、小中学校の給食費の就学援助についてであります。現在公共小中学校の給食費無料化は、全国で約55市町村あります。家計の負担軽減による子育て支援や少子化対策として有効であると思います。北海道三笠市、栃木県大田原市、滋賀県長浜市、兵庫県相生市の4市と28町23村が実施しております。ことし4月から群馬県みどり市や鹿児島県長島町が予定しております。いずれも人口1万弱で過疎化している市町村であるかもしれません。また、千葉県では大多喜町が実施しております。また、神崎町は2017年度から小中学生の給食費を無料にする方針を決めました。子育て世帯に対する支援強化の一環として無料にしました。無償化は無理としても、就学援助として補助ができないか、町の考えを伺います。

4点目は、書籍消毒機の導入についてであります。幼いころから良書に触れることはとても大事なことでと思います。そして、こうした機会をつくる上で重要な役割を担うのは地域の図書館です。活字離れが指摘される今ほど、本に親しむための教育が求められているときはありません。

書籍消毒機は、小型の冷蔵庫程度の大きさです。借りたい本を中に立てて設置すると、下から風が送られて、全ページが紫外線で消毒殺菌、そして消臭される仕組みです。ほこりや紙の毛、ダニも除去できます。図書館の本は不特定多数の方の手に触れる上、本棚に置かれているだけでほこりがつくなど、意外に汚れております。また、子供の絵本を借りる保護者の方から、絵本にばい菌が付着していないか不安という声もあります。ノロウイルスなどが流行している時期ともなれば、感染による不安感が大き

くなります。書籍消毒機があれば、本を気持ちよく安心して借りることができ、読書人口の増加も期待できます。書籍を清潔に保つため、日々図書館職員は苦勞されていると思います。書籍消毒機の設置で、活字文化の向上と安全・安心な図書館環境の構築に役立つと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、11番議員、平澤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

2点目のご質問の地方自治体の内部統制制度につきましては、総務省で地方公共団体における内部統制のあり方について検討がされていたところであり、今般総理大臣の諮問機関である第31次地方制度調査会が取りまとめた答申を受けた制度化に向け、地方自治法を改正し、2019年度以降の施行を目指しているところであります。答申では、地方公共団体における事務が適正に実施され、住民福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、長みずからが事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制である内部統制体制を整備、運用することが求められております。

なお、制度の導入に当たっては、組織や予算規模が大きく制度化された場合に十分対応できる体制の整っている都道府県や指定都市等から導入し、その運用を通じた結果として、内部統制体制の整備及び運用の標準となるモデルを確立し、全市町村に導入していく方針であると伺っております。

今後につきましては、地方自治法の改正及び先行して制度化が予定されている都道府県や指定都市等の状況を注視し、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、1点目の高齢者ドライバーの自主返納に対し、乗車券の提供についてお答えいたします。

高齢化が進む中で、個人差はありますが、身体機能の低下により高齢者が関連する交通事故が増加していることを踏まえ、警察では高齢者の運転免許の自主返納を呼びかけており、自主返納した方には公的な身分証明書として使用できる運転経歴証明書を交付し、公共交通機関の割引など優遇措置を行っているところでございます。町といたしましても、警察からの依頼により、自主返納に関するポスター等を掲示し、広報等を行っております。また、交通安全協会の協力により、交通安全運動期間において、街頭監視や街頭啓発キャンペーンなどでチラシや啓発物資を配布し、高齢者の交通安全対策に取り組んでおります。

ご質問の運転免許証を返納しやすくする方策につきましては、高齢者世帯における生活スタイルが多様であることから、今後調査研究していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、3番目の給食費の援助についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条で経費の負担について規

定しており、給食施設の設備や運営に係る経費以外、いわゆる食材費等については保護者負担と定めております。また、無償化もしくは補助を行うとした場合、毎年度大きな財政支出を伴うことから、現時点では無償化や補助については考えておりません。今後無償化等実施している市町村について、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 私のほうからは、質問の4番目、書籍消毒機の導入について答弁させていただきます。

議員ご提案の書籍消毒機は、本の消毒を行うための機械であり、ページ間の清掃や殺菌消毒、消臭抗菌を30秒から1分程度で行うことができるものです。図書館では子供から高齢者までの幅広い皆様に利用していただいておりますので、本に汚れなどが付着していた場合は除去するなど、書籍を清潔に保てるように心がけています。書籍消毒機の導入につきましては、今後他の図書館での導入状況などを見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 11番議員、平澤昭敏君。

○11番（平澤昭敏君） 小中学校の給食費の就学援助についてなんですけれども、前回は質問したとき、同じような答えだったんですけれども、ぜひ前向きなですね、検討をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（内海和雄君） それでは、11番議員、平澤昭敏君の一般質問が終了しました。

◇ 那 須 光 男 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に4番議員、那須光男君。

〔4番 那須光男君登壇〕

○4番（那須光男君） 4番議員の那須でございます。私からは大きく言って3つの問題を質問したいと思います。

1点目は、（仮称）青少年交流センター建設工事についてであります。1番目は、昨年12月定例会以降、解決に向けて町長みずからどのような取り決めをされたのか、お聞きしたいと思います。

2つ目は、いつまでに解決しようとしているのか、お聞きしたいと思います。

2つ目は、防災無線のデジタル化についてです。1点目は、平成28年度だけで……ごめんさない。こういう表現の仕方をしていましたので、先ほど事務局長からありましたように、誤解を与えるので撤回します。

1つ目、したがって、順次繰り上がりまして、1つ目、国の無線整備規則の改正に伴って改修するしていますが、規則作成及び改正の日時、規則改正前と規則改正後の具体的な内容の説明をしていただきたいと思っております。

2つ目は、国の規則改正に伴う改善整備であれば、全国の市町村もデジタル化に取り組む必要があると思っておりますが、実際にデジタル化に取り組んでいる市町村の数、特に近隣市町村についての現状をお聞

かせください。

3点目は、現在のアナログ防災無線老朽化が進んでいることも改修の理由としていますが、現状の機器のどこの部分が、その部分を修理した場合費用は幾らかかるのか、お聞かせください。

4点目は、デジタル化は拡張性があるとしていますが、どのようなのか、具体的にご説明してください。

5点目は、デジタル化のメリットとして緊急情報メールの一斉配信が可能としていますが、誰にどのようにメールを送るのか、具体的に説明をお願いします。

6点目は、防災テレホンサービスは、現状のアナログシステムもできる機能であり、デジタル化のメリットとは言えないのではないのでしょうか。

7点目、現在の防災ラジオを導入したとき、何台発注したのか、また支払った総額をお聞かせください。

8点目は、無償化配布した数、有償販売した数、現在町が抱えている在庫数をお聞かせください。

大きな3点目は、ふれ愛タクシーの1台の減車についての問題です。1点目は、ちばグリーンバスが2台から1台減らすことを申し入れてきた日時、また町がその申し入れを受け入れた日時。

2点目は、今後もバス会社1社とタクシー会社2社から同様の申し入れがあった場合、受け入れなければならないのか。

3点目は、過去3年間の利用者数が年々増加していますが、1台減ってもしようがないとした根拠についてお聞かせください。

4点目は、12月議会の一般質問で、同僚議員から土、日曜日の運行、夕方5時以降の運行を要望する町民の声が取り上げられていますが、町が1台減車に応じたことは、まさに真逆ではないかと私は思います。

5点目、グリーンバスが1台減車したいと申し出たときに、他の2社に1台の肩がわりを依頼するなど、1台減車を回避する努力をしたのか、お聞かせください。

以上が私の1点目です。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、4番議員、那須議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

2点目の防災無線のデジタル化についてのご質問ですが、国の無線整備規則につきましては平成17年12月1日に総務省が無線設備規則を改正いたしました。規則改正の具体的な内容は、無線通信規則のсприас発射、これは必要周波数帯の外側に発射される不要な電波の強度の許容値の改正であります。また、平成19年11月30日までに製造された無線機で免許を受けている場合は、平成34年11月30日まで旧規則の無線設備の条件で運用が可能とされております。

デジタル化の取り組み状況についてであります。平成28年3月末時点において、全国でデジタル化に取り組んでいる市町村の数は788団体、45.3%であります。県内では34団体、63%であります。近隣の状況といたしまして、印旛郡市では1市を除き、当町を含めて8市町で実施済み、または実施中であ

ります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、防災無線のデジタル化につきまして、引き続き答弁させていただきます。

3点目の防災行政無線を改修した場合の費用についてですが、旧設備は平成4年度と平成5年度の2カ年で設置し、設置から23年が経過し、老朽化したこと、また操作卓、無線送受信装置、屋外拡声子局装置を構成する電子部品につきましては、製造の終了により調達が困難な状況にあるため、修理できないおそれがあります。また、さきに、先ほどありましたとおり国の無線設備規則の改正により、平成34年11月末をもちまして現在の無線機が使用できなくなることから実施するものであり、修理をした場合の費用は算出しておりません。

4点目のデジタル化の拡張につきましては、主にパソコンを主体とした制御となるため、IP通信による外部機器、メール配信等でございますけれども、との連携が可能となるものであります。

5点目のデジタル化のメリットにつきましては、外部機器との連携として、携帯電話等から防災メール配信サービスに登録いただき、防災行政無線で放送した内容やその他の情報を登録いただいた携帯電話等にメールで配信するというものでございます。このサービスにつきましては、工事が完了次第広報ニューしやすい、ホームページ等で皆様にお知らせし、登録をお願いしてまいります。そのほか携帯電話事業者がサービスを行っているエリアメール、緊急速報メールへの緊急情報の配信を行うものであります。

6点目の防災テレホンサービスにつきましては、今回のデジタル化とは直接関係するものではありませんが、今回のデジタル化工事とあわせて整備することとしたものでございます。

7点目の防災ラジオにつきましては、平成24年度に導入し、配布しております。購入数につきましては1,800台でございます。購入価格は1,530万9,000円でございます。

8点目の配布につきましては、無償配布台数は459台、有償配布台数は1,164台、現在の在庫につきましては177台となっております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 私からは、青少年交流センターの建設工事について答弁させていただきます。

12月定例会以降問題解決への取り組みということでございますが、酒々井町代理人弁護士とも協議し、相手方からの請求内訳の提示待ちの状況でございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私から酒々井ふれ愛タクシーについてお答えいたします。

酒々井ふれ愛タクシーは、高齢者等の交通弱者の外出しやすい環境整備を図ることにより、地域間コミュニティの形成や日常生活の利便性の向上を目的に運行しております。また、スクールバス機能を

あわせ持つ巡回デマンド複合型の新総合交通システムとして平成16年に導入し、社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会を運営主体として、13人乗り小型バス2台、10人乗りジャンボタクシー2台の計4台で運行しております。

ご質問の1点目、1台減らすことを申し入れてきた日時、町が受け入れた日時につきましては、昨年の10月に申し出がありました。また、12月の定例議会に車両購入の追加議案の可決をいただいた後に、先方に受け入れることをお伝えしました。

2点目の同様の申し入れがあった場合につきましては、利用状況や運動機能が低下した移動困難者に対する支援等、総合的に検討してまいりたいと考えております。

3点目の1台減っても支障がないとの根拠ですが、運行日報の利用実績から大きな支障はないものと考えています。

4点目の12月議会の一般質問から町が1台減車に応じたのは真逆ではないかでございますが、町では高齢者や障害者が自宅に閉じこもることなく、外に出てさまざまな活動を行うことは、認知症予防や身体機能の維持に効果があり、健康づくりや介護予防の観点から大変重要であると考え、健康で歩いて暮らせるまちづくりに取り組んでおります。

また、今後介護が必要な高齢者の増加が見込まれる中、ふれ愛タクシーは自分で乗降できることが基本となることから、重度心身障害者等が外出のためタクシーを利用する場合に料金の一部を助成する福祉タクシー事業を拡充し、障害者や要介護者が外出しやすい環境づくりを支援していくこととしております。

5点目の1台減車を回避する努力をしたのかにつきましては、撤退した1台の車両、13人乗りを他者から借り上げる場合、他者は10人乗りしか保有しておりませんので、スクールバスの利用児童数を考慮しますと、10人乗りの車両2台が必要となり、膨大な経費の増額となることから、財政状況を鑑み、12月議会でご承認をいただき、車両1台を購入したものでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 2回目の質問をさせていただきます。

まずですね、申し上げたいのは、町長は私の質問に対してですね、答えてない。前回は申し上げましたけど、答弁者の名前を記入しろということで書いてありますので、1点目の問題は私が町長に答弁してほしいということですね、届けてあります。にもかかわらず、町長みずから答弁しないということについてはですね、大変遺憾だと思います。

まず、これだけ町民の方も大変心配しておる問題についてですね、経過報告で一言も説明がない。これは先ほどの同僚議員でも指摘されておりますけど、なぜ経過報告さえもしなかったのか、この点についてはですね、私は納得できません。先ほどの課長さんの答弁だと、文書でやりとりしたのを12月議会で報告して、12月から3月までは何ら動きがなかったので報告しなかったのだと、これはおかしい話ですよ。つまり12月から3月は全く、町ばかりじゃなくて相手方も動かなかったと、相手方が動かなかったから何もしないんだと。こういうことはですね、私に言わせればこの問題を解決する姿勢がないと言われても仕方ないんじゃないかと思うんですね。これはですね、建設の完成の予定から1年をですね、

もう早くも経過しようとしているのに何にもしないのだと、みずから解決しようという姿勢を示さないということについては、政治姿勢としてですね、大いに疑問を持つのは私一人だけではないと思うんですね。

紛争には相手があるということは、私も十分承知しております。自分の思うようにならないということも、私も十分承知しておりますが、しかし政治の最高責任者として、1年間もほったらかしになっている問題を、相手が動かないからほったらかしでいいんだと。これではですね、政治の長としてですね、私は許されないんじゃないかと思しますので、ぜひですね、町長みずからこの問題をどのように決着しようとしているのか、いつまで決着しようとしているのか、再度お答えを求めます。

デジタル化の問題についてですね、一番問題点は34年ですか、11月に使えなくなるんだということですが、私ね、総務省のホームページをいろいろ見ても出てこないんですね、34年11月が。私の能力が悪いかどうかなんですが、ぜひですね、この34年11月にこの電波が使えなくなるということについて、どこの法律の何ページに出ているのかですね、何ページというか、どこの部分に出ているのか、ぜひですね、お聞かせいただきたい。それが私もう最大の納得いかない点なんですね。

それと、先ほどの町長の答弁で、全国市町村の導入している割合、私が持っているですね、総務省の資料とですよ、大分違うんですね。町長が先ほど発表した数字は、周波数が150メガヘルツの移動式デジタル方式のことを言っているんじゃないかと、これがそうですよ。上がですね、総務省が言っている同報系の、町が今導入しようとしている同報系の数がこれです。デジタル方式に移行しようとしている移動式というのもあるんですね。移動式というのは、主に消防だとか、そういうところを使っている、要するにスピーカーとか何か移動するもの、それを移動式と言っているのです。同報式って、何で同報式なのかは説明がありませんけど。移動式は確かにですね、全体の整備率が79.5%、それは1,742世帯のうち1,385世帯が導入していると、これは総務省もはっきりホームページに言っています。

しかし、今町が導入しようとしている同報式については、1,742市町村のうち36.0%、627市町村だということですね。これだと先ほどの町長と全然数字が違うんだけど、多分町長がおっしゃった数字は移動式の数字だと思うんですけど、それぜひですね、もしあれだったらお渡ししますが、どうしてそういう差異が出ているのか。これです。総務課長さん、これです、総務省の。お渡ししますから。いつの時点かということで、わずかな違いがあってもですね、こんなに大きなですね、違いが出るというのは、私間違っているんじゃないかというふうに、まずは指摘しておきたいと思います。

先ほどの答弁の中でいろいろ聞きましたけど、私からはですね、先ほど言いましたように、何と言っても12月議会で、同僚議員が聞いた34年11月、これくどういようですけど、このですね、時期が全然ホームページで出てこないんだけど、もう一度お聞きします。なぜ出てこないのか。別に文書で通達あるのか。あれば文書を見せてください。

しかもですね、これは11月から使えないということであれば、国策じゃないですか。そうでしょう。それなのに、今回のこの同報系のデジタル化については全く国の補助金が出ていないんですね。一方で移動式、要するに消防署とか何か使うやつは移動式と言っていますが、それは国の補助が出ているんですよ。この違い、どう国から説明受けているのか、お聞かせいただきたいと思うんですね。

私、昨年町長の答弁と違う大きな点はですね、千葉県内で、先ほど町長は1市を除いて全部デジタル

化しているというふうな多分答弁だと思うんですけど、近隣、私は千葉県の中で、市がこの同報系のデジタル化について導入したのは、ホームページでも余り出てこないんですね。近隣では、市町村では、栄町が昨年度完成したようです。これは新聞で出ています。ことし九十九里町が導入しようとして予算化したそうです。これも千葉日報に出ています。もし必要であれば後でお渡ししますけど。この数字も全然、市町村の数も全然違うんです。どこからこんな大きな違いが出てくるのかですね、ぜひですね、お聞かせいただきたいと思います。

この改正をした時期がいつだということ聞いたんですけど、それもお答えしていないんですね。改正前と改正後とどう違うか。特に同報系についてはどう違うのかということがわからないんですよ。いつ、何年に改正したのか。さっき答えられましたか。私はちょっと聞き漏らしたのか、答えてないと思うんですね。

それで、なぜこの問題を聞くのかというと、改正時期が5年前の24年に現在の防災ラジオを販売したわけですね、有償販売と無償配布したわけですね。24年、前にあって、それがずっと前だったらわかるんですけど、24年前後にこれ改正されていれば、何で、34年ですか、11月に使えなくなるものを売ったのかという問題が出てくると思うんですよ。それでお聞きしているんです。これ大変重要な問題です。だから、改正の時期を答えないというのはどういうことなのかですよ。わかります、私の言っていること、課長さん。わからないならわからないで言ってもらわないと。3回しか質問できないんだから。だからね、要はなぜ同報系を34年に廃止される、しかも国策だと言っておきながら一銭も補助金がないということはどういうことなのか、国からどういう説明を受けているのかですね、ぜひお願いしたいと思います。

それで、私これ非常にこの問題を取り上げようとしたきっかけは、最大のきっかけはですね、町の予算の編成の仕方を見てびっくりしたんです。当時はですね、同報系で34年か何か知らないけど、使えなくなるんだと。老朽化したこともあるし、使えなくなるから、予算を承認してくれということですね、当時の予算は3億7,121万2,000円でした、28年度提出されたのが。ところが、実際にこれが入札した結果、2億9,700万で落札されたんですね。そうすると、1億4,010万は差額として出るんです。予算、28年に予算を組んだときに、3億7,121万2,000円というのはどういう積算をしたのか、これをお答えいただきたい。こんな予算と入札価格に差があるというのは、私は100%理解しています。そういうことがあるから、一般競争入札しろということになっているわけです。競争入札をしろということですから、それは差が出るのはわかるけど、3分の2しか、3分の2の値段でできるということは、落札されるというのは、どういう積算したのかなということが疑問が出てきて、どんどん調べていったら、何で同報だけで、国の補助がないんだとか、いろいろ出てくるわけですね。そこぜひ、いよいよですけど、1億4,800万のこの見積もりの差が出たね、入札と見積もりの差が出たですね、根拠について、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

もう一つはね、昨年というか、28年度で栄町は終わったようなんですが、その金額がね、出てこないんですね。わかりません。ところが、ことしの九十九里の予算はですね、1億5,081万です。これで競争入札されればもっと下がると思うんですけど、九十九里町のほうが広いんですよ、酒々井町より。このデジタル化にすることによって、同報無線をデジタル化にすることで、無線が届かなくなった。届く

領域が狭まるんですね、防災ラジオ、あれをですね、ふやさなきゃならないんですね。酒々井町も防災デジタル化によって5本ふやすようになっているんです。これは、12月議会の先輩議員の質問に対して町長が答えているんです。5本ふやす。

九十九里町は、酒々井よりはるかに広いわけですね、面積。そうしたら、もっと無線基地をつくらなきゃいけないのに、酒々井町の2億9,700万より高いというのはどういうことなのか、疑問に思っています。ですから、ぜひですね、特に何年何月にですね、この改正が行われたんだと。34年11月というのはどこに出てくるんだと、法律上。これをぜひお答えいただきたいと思います。

3点目のですね、ふれ愛タクシーの問題ですが、いろいろ答えられていますけど、私はね、ふれ愛タクシーのことについて、12月議会で、残念ながら私一人しか反対しなくてですね、スクールバスの購入が賛成多数で可決された。スクールバスは1台買うことを可決されたということは、私は自動的にふれあいバスが1台減車されるということで反対したのです。それは、ぜひおわかりいただきたい。

私が調べたところですね、ふれ愛タクシーの3社、1つのバス会社と2社のタクシー会社ですか、これは毎年毎年ですね、増額を要求していた、しかし、ほとんど応じてくれなかった。特に平成24年に関越道でスキーバスの事故があってから、規則や管理が大変厳しくなってですね、それと同時にですね、コストも急激にですね、上昇したと。そういうふうに、これはご存じだと思うんですね。しかし、町は一向に値上げしてくれないと。そうすればですね、バス会社も慈善奉仕でやっているわけじゃないから、利益が下がればですね、利益が下がってですね、赤字になるようであれば、それは当然半分にしちやおうとか、そういうのを考えるのは当たり前だと思うんですよ。それを12月議会では大型ドライバーの不足が原因だ、運転手が不足だということで法律をつくって、私はそれもあるけど、要するにですね、何でもかんでも低く抑えればいいと。そういうことが結果的にですね、このバス会社が1台撤退するですね、きっかけになったんじゃないかと、そう思っていますので、ぜひそうでないんだという根拠を示していただきたい。

それで、利用者は年々増加しているんですよ。2つ目の問題です。それは、町が出した資料でもはっきりしておるんです。申しわけないです。28年度まだあと数日残っていますけど、28年度の傾向についてですね、ふえる傾向にあるのか、減る傾向にあるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

ふれ愛タクシーが4台から3台になって何か支障はないかという私は資料請求をしたら、過去の利用状況を根拠にしたんだと。根拠じゃないんです、それは。過去の利用状況を口実にしているだけであって、4台が3台になれば、物理的にですね、運行のあれが狭まるわけだから、これは根拠にならないと思うんですよ。今までどおりのサービスができるという根拠にはならないと思いますよ。だから、ぜひ再度ですね、もう少し町民が納得するようなですね、根拠をぜひ示していただきたいと、私は思います。

次に、先ほども同僚議員から発言がありましたけど、これですね、新聞折り込みに入ってた「いわちゃんポスト」という千葉県議会議員のニュースです。ここにもはっきり出ているんですけど、高齢者ドライバーの事故が多発していると。それと同時に県警がですね、高齢者ドライバーに免許の自主返納を呼びかけている、先ほど答弁されてましたよね。そういう時代にですね、ふれ愛タクシーを減らすということは、全く真逆の施策じゃないかと私は思うんですね。返納した人には、先ほども指摘がありましたように、各市町村でタクシーやバスの運賃の割引を出していると、これが既にもう15市町村ですか、

なっていると書いてあるんですけど、酒々井は逆にふれ愛タクシーを減らしているんです。これはですね、誰が見てもですね、納得しないと思うんですけど、このことに対して先ほど課長はですね、では手足の動かない人はふれ愛タクシー使えないんだから、福祉タクシーを使えばいいんだと。そういうことは僕は口実だと思うんですね。福祉タクシーは福祉タクシーであって、歩いて買い物に行きづらい人、手助けの必要のない人でも、ふれ愛タクシーがあれば便利だ、そういう人にですね、あるのがふれ愛タクシーじゃないんですか。そこをぜひですね、勘違いしないでほしいと思うんですけど、ぜひですね、お願いしたいと思うんです。

先ほど1台減らさない取り組みをしたのかということですね、1台減らさないための回避をしたのかということについて、片一方は10人乗り、片一方は何人乗りだけ、あれが違うからね、そういうことをおっしゃったんだろうと思いますけど、それであればですね、同じ規模でもいいから、ふれ愛タクシーだけは減らさないでくれと言うことができなかったのかですね、そういう努力をしたのか、ぜひお聞かせしていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流センターの建設について、再答弁させていただきます。

本件に関しましては、現在双方とも契約解除を申し出て、弁護士を通じて交渉しているものであります。12月以降の解決に向けてどのように取り組まれたのか、またいつまでということですが、現在先様の通知を待っている状況でございます。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、先ほどの防災行政無線について答弁させていただきます。

先ほどもございましたけれども、平成34年11月までに、どこに改正は出てくるんだというお話でございましたけれども、こちらにつきましては国の防災無線整備規則につきまして、平成17年12月に総務省が無線設備規則を改正しました。その中でですね、直接デジタルという言葉が出てくるかどうかというところもございまして、平成19年11月30日までに製造された無線機器で免許を受けている場合、当町の無線機になります。要はアナログの機械になります。こちらについては、19年11月30日までで製造されている無線機ということで、平成34年11月末までに無線設備の条件で運用が可能とされているというような言い回しのものでございまして、この辺からアナログ、またはアナログ波からデジタル波に変える必要性というものが出ているものでございまして、この電波の関係につきましては、先行しましたのがテレビでございまして、テレビのアナログ電波がデジタル波に変わるというものでございまして、その関連といいますか、その中で防災行政無線の電波もというようなところで、運用ができなくなるというようなところで聞いております。

それと、先ほどのデジタル化の取り組んでいる市町村の状況ということでございまして、これは移動式の数字ではないかということでございまして、こちらにつきましては平成28年3月31日現在で同報デジタルということで、同報系の数字でございまして、先ほど申し上げましたとおり、788団体で45.3%、県内につきましては34団体で63%ということでございまして、あと、1市を除きというようなところがございましたけれども、こちらにつきましては、印旛郡市での状況でございまして、当町を含めて

8市町村で実施済み、または実施中になっているものでございます。移動式の数字ではありませんので、よろしく願いいたします。

あと、防災ラジオにつきましては、先ほども言いましたけど、平成24年度に整備始めたところです。こちらにつきましては、平成23年に東日本大震災ということで震災がありました。その中で防災行政無線の利用も多くなったものでございます。その中で住民の方が聞こえない難聴地域の方というようなところもございすけれども、あるいは家の中にいて、気象状況によっても聞こえないというお話が大きくなったものでございます。この難聴地域の改善を図るべく、町としまして個別受信機にかわるものでございますが、防災ラジオということで事業を始めて、配布を始めたところでございます。

それと、整備の財源のお話ございましたけれども、財源につきましては、こちらの今回の事業につきましては、緊急防災・減災事業債ということで、100%の起債を利用させていただいております。この中で地方交付税交付金算入率ということで、70%交付税で算入されているというようなところで、国のほうの制度がございすので、そちらを活用した形で今回整備を行っております。

あと、予算に対しての契約額のお話ございましたけれども、この予算につきましては、設計を行いまして、この防災行政無線の設計ということで、その設計を行いまして、設計額に基づいた予算確保をしたものでございます。なお、差が大きいと言われましたけれども、契約差金、入札差金ということで考えております。

それと、ほかの市町村との設置費用のお話もございましたけれども、こちらにつきましては、その町内の地形等によりまして、防災行政無線の子局ということで、マスト町内にあるわけですが、当町におきましては39カ所予定しておりますけれども、そのマストの数の違いですとか地形によりまして、無線ですので、電波の届き、あるいは音声の届きが変わってきておりますので、その辺の調査を行いながら実施しているものでございますので、市町村によって状況が違うものと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから、ふれ愛タクシーにつきましてお答えさせていただきます。

まず、1点目の値上げでございすが、こちらにつきましてはデマンド交通事業の事業費案が町のほうに提示というか、提出され、初めてそこで増額がわかったものでございます。

2点目の28年度の運行の状況でございすが、こちらにつきましては、毎年5月に運行委員会が開催され、前年度の利用者の実績が判明いたしますので、そのときに利用者数が、実績がわかるものと考えております。

3番目のこちらの支障ですか、支障がないことにつきましては、日報により各車両の時刻別の利用者数が確認したところ、1車両につき1から2名の時間帯が多いことから、1台減にしても大きな支障はないものと考えております。

続いて、根拠でございすが、こちらの免許を返納された方につきましては、いつまでも健康を保持していただくため、近くを歩いていただき、遠くはふれ愛タクシーをご利用いただきたいと思います。

最後に、こちらの、それぞれふれ愛タクシーでございすが、膨大な経費の増額となることから、限

りある財源等を鑑み、運行実績から3台で対応できるものと判断しております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 4番議員、那須光男君。

○4番（那須光男君） 最後のふれ愛タクシーの問題で私強く言っておきたいのはですね、今回の1台撤退を認めたと、のんだということは、今後も会社は1台減らす、完全撤退したいとか、そういうことになった場合に、全く歯どめなく会社側の言い分を聞き入れなきゃいけないのかということ、資料請求でも出したんだけど、非常に誠意がない回答があつてですね、社会福祉協議会がバス会社1台とタクシー会社2社とそれぞれ年度ごとに1年契約を締結しますと、全く私の質問に答ええないようなことを文書で平気を出してきているんですよ。大体このふれ愛タクシーは、社会福祉協議会と締結しているんですか。そういうのは、ちょっと誠意がないと思うんですよ。先ほど自分から何カ月前に交渉してるんだとか言ってたじゃないですか。

それでですね、もう一点誠意がないというのは、私は、28年度はまだ終わっていないけど、大体どういう傾向にあるんですかと聞いているんですよ。具体的数字出せと言ってませんよ。それでですね、28年度はまた大幅というか、増加傾向にあればですね、過去の実績をもとになんていうこと言っていられなくなるじゃないですか。そう思いませんか。

青少年交流センターの問題ですけど、私はね、計画の検討が十分じゃない、説明が不十分で余りにも拙速だということで議会から修正案が出されて、一旦この計画を白紙に戻して、もう一度検討し直せと、こういう案が出されたわけですが、私に言わせれば残念ながら否決されてしまったと。このとき修正案の議会の声をですね、もっと真摯に耳を傾けてやって、あるいは時間をかけてやっていけば、こんなことにはならなかったと思うんですね。ちゃんと仕様書をつくって、慎重に工事を着工していればですね、こんなことにはならなかったと私は率直に思っているのです。

ここはですね、ぜひですね、私指名してあるんですから、町長にお答えいただきたいんですけど。町長が私の質問に対してですね、危険なところで遊ばすわけにはいけない、遊ばせておくことはできないんだと、だからこの工事に着工したんだと、こうおっしゃっているんですよ。ところがですね、相手も動かない、町長も動かないで1年間ほったらかししておいてですね、私に言わせればですね、これは事件というか、これも物事の解決姿勢を全く投げ出しちゃってですね、安全でない現在地で利用している子供たちを危険場所に全くほうり出していると、こう言わざるを得ないと思うんですよ。

先ほどの質問で、12月の町長選挙で再度立候補したいということであれば、ましてやですね、これね、この議会でどういうふう、今後どういうふう解決していくのか、いつまで解決していくのかというのをですね、誰にも言われなくてもみずからですね、やっぱり言うべきことだったんじゃないんですか。私はつくづく、これは投げ出しだと思うんですね。子供を危ない場所にほうり出していると、ほうりっ放しだと言わざるを得ないと思うんですね。この点については、町長ぜひですね、もう時間もないから答弁していただきたいと思うんですけど。

それから、デジタル化の問題ですけど、34年11月に切れるという文書が出ていないんじゃないですか。以降使っちゃいけないということは文書あるんですか。あれば出していただきたいんです。全てその文書を出していただければ、私の疑問、町民の疑問も相当解消すると思うんですけど、ぜひそれ出して

ただきたいと思います。

以上で、もう時間がありませんので、3回目の答弁願います。

○議長（内海和雄君） 答弁よろしいですか。

〔「いや、町長」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） まず、那須議員のご質問でございます。基本的に那須議員はご理解いただいていると思うんですが、この議会の答弁というのは、誰が答えても町としての公式な答弁なわけでございます。その辺はですね、わかった上でのお話だと思っておりますので、私が答えないということではなくて、町としては答えているということです。

それとですね、少しいろいろな話になってきているので、少しその辺についてのお話をさせていただきますが、酒々井町の青少年交流の家といいますか、これにつきましては平成27年12月から28年の3月までは工事をやっていて、請負業者と町のほう、いろいろやりとりをしておったんです。そのうち3月18日にですね、請負者であるヤマロクのほうから代理人弁護士を選任したという話をいただいております。そういうことで、弁護士対応ということ判断して、町といたしましては28年4月に酒々井町の代理人弁護士を立てて、そしてその話し合いに入ったということでございます。そういうことからいきますとですね、町と事業者でのお話の段階は、28年、去年の3月で終わったと解釈するのが相当でございます。これは、もう那須議員わかっているとおりですね、そのさきのことは言わずもがなでございます。

そしてですね、要するに何ら動きをしないと、いろいろあったわけですけれども（終了5分前のベルの音あり）ヤマロク側からの内訳書の提示がないもので、町側からはこの内訳書の催促をしたらいいかどうかを酒々井町の代理人弁護士と協議をいたしました。そうしたところ、静観するしかないとの判断でございます。私どもは弁護士と相談の上で対応していくと。請負者側も同じような形になっていると思いますので、そういうことで誠実に取り組んでいきたいと、こう思っております。よろしく願います。

○議長（内海和雄君） それでは、4番議員、那須光男君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前11時27分）

○議長（内海和雄君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

（午前11時38分）

◇ 酒瀬川 健 一 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に3番議員、酒瀬川健一君。

〔3番 酒瀬川健一君登壇〕

○3番（酒瀬川健一君） 3番議員の酒瀬川です。今町は少子高齢化や産業振興、雇用の創出、また防災、環境、交通アクセスの改善など、さまざまな問題を抱えております。このような諸問題の課題解決に向けまして、私からは安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの実現を目指し、通告に従いまして、議

長より、ちょっと短いのですが、時間をいただきましたので、お許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず1点目は、定住促進事業について伺います。本格的な人口減少に向かっている日本では、人口流入と定住化促進を図るために、定住促進や住宅取得等に補助金や奨励金等を交付し、転入にかかる費用の一部を補助したり、高齢者の孤立を防ぐために3世代同居の推進や子育て世代を支援し、若者世代の移住、定住の一層の促進を図る定住促進事業に取り組む市区町村が全国でふえてきております。近隣の市町村でも住宅支援や空き家情報、就業支援などさまざまな支援事業を実施しております。佐倉市では、中古住宅を新たに購入した場合のリフォームにかかる工事費用の一部を補助しております。そのほかにも18歳未満の子供を育てている世帯や、親世帯と同居するために新たに新築、中古住宅を取得した場合に住宅取得費用の一部に補助金を交付しております。

また、成田市では創業にかかわる費用、これは店舗等の借入費用とか、あるいは広報費用などなんですが、これらの創業にかかわる経費の補助や看護師等の学資資金貸付制度を設けて、看護学校に在学し、将来成田市内の病院に看護師として勤務しようとする学生には就学資金を貸し付けるなど、積極的に定住促進事業に取り組んでおります。佐倉市、成田市両市とも人口の流入と定住化促進を図るため、空き家、空き地のさまざまな有効活用法を提案したり、サポートし、所有者との橋渡しを行う空き家バンクや新規就農者への支援事業として新たに農業を始めようとする人や、また就農したばかりの人を対象にしたさまざまな支援事業にも積極的に取り組んでおります。酒々井町でも町内に新築住宅を取得した子育て世代及び若年層並びにUターン者に対し、定住促進と地域経済の活性化を図るため、住宅取得奨励金を交付するなど、定住促進事業に新たな取り組みをしております。

この業務とは別に、中心市街地であるJR酒々井駅周辺の利便性向上や、町の玄関口としての景観と防災機能の向上を図り、町民や来訪者が安心して定住、回遊できるまちづくりを目指して、目標を設定したJR酒々井駅周辺地区を対象とする都市再生整備計画を昨年(平成28年)に作成し、その計画期間を平成28年度から32年度までの5年間と定めております。この目標設定の根拠として、将来の酒々井町を担う20代、30代の若年層が他の都市に流出しており、このままでは地域コミュニティの衰退や、にぎわいの喪失が進むとして、都市としての魅力づくりや住宅取得に向けた支援策と、総合的な対応の一層の取り組みが求められているからであります。このことから、若年世代の定住促進に向けた事業に積極的に取り組もうという姿勢が十分にうかがえます。この都市再生整備計画と、これに関連すると思われる定住促進事業のそれぞれの相違、またそれぞれの事業の進捗状況など、以下の点についてお伺いたします。

まず1点目は、都市再生整備計画と定住促進事業のそれぞれの事業の進捗状況と相違点について、またどちらの事業を優先させようとしているのか、町の考えをお伺いたします。

2つ目は、近隣の市町村では、創業にかかわる経費や空き家、空き地のサポートや就業、就農支援などにかかわる費用の一部を補助しておりますが、当町でも検討されているのか、伺います。

3つ目は、都市再生整備計画の目標として、若年世代の定住化促進を図るために、未利用地を利用する事業を挙げておりますが、その対象と考えている事業とはどのような内容のものなのか、お伺いたします。以上、3点について、町の考えをお伺いたします。

2点目は、子供が事故に巻き込まれやすいとされている場所は、交通事故、総合分析センターの分析によりますと、道路の道幅の狭い交差点付近であるとされていることから、道路幅員の狭い生活道路の安全確保について伺います。

まず1つ目は、狭隘道路について伺います。町には道路幅員が4メートルに満たない道路、これは建築基準法第42条第2項で定められた道路、いわゆる狭隘道路と呼ばれる狭い道路が数多くあり、それらの道路は沿道住民の住環境や防災面からも問題が多く、また、地震や火災などの災害時における救急活動や住民の避難にも支障が出るのが予想されます。いつ発生してもおかしくないと言われている首都圏直下型地震に備え、多くの人命を守るために、狭い道路の拡幅や整備は、防災・減災機能を向上させるために必要不可欠であります。

このような狭い道路は、日常生活を行う上で交通上や安全上の問題があるばかりでなく、緊急時において緊急車両の進入が困難となるなど、消防活動や他の救急活動にも大きく支障を来すことから、災害に強い安全・安心のまちづくりを進めるためには、狭い生活道路を拡幅することは緊急かつ重要な課題であると思います。町の財政が厳しいことは十分に承知しておりますが、町民の生活の利便性の向上や人命にもかかわる道路改善は、行政としては計画的にしっかりと整備する必要があるのではないのでしょうか。

2つ目は、ゾーン30についてであります。住宅地内の生活道路における交通事故の発生件数は、幹線道路の約2倍であると国土交通省は分析しております。車と歩行者や自転車が一緒に利用する住宅地内の道路では、周囲に十分に気を配らないと接触する危険性があり、車のスピードが出ていなくても死傷者を出す事故につながる可能性が高くなります。

このことから、住宅地内の道路の狭い生活道路の交通事故を抑止するために指定しましたエリアの最高速度を30キロに規制するゾーン30の取り組みが全国で始まり、県内でも今年の9月までに25市町村の107カ所で整備が進められております。このゾーン30は、住宅地内における通学路や生活道路の安全を確保するために、一定の区域内の最高速度を30キロに規制し、歩行者や自転車の交通安全対策を行うもので、道路を管理する自治体と警察によって整備が進められております。

また、道路に着色をしたり、ハンプと呼ばれる起伏やスラローム、これジグザグなんです、その道をつくったり、車道を狭く見せるためにセンターラインを消して歩道を広げるなど、エリアで指定した地域全体で交通安全を目指せるのが特徴であります。対象になるのは、住宅地内の生活道路でありまして、幹線道路の抜け道として使われるような場所や、通行する車両の数を減らし、速度を抑えることにより重大事故を減らす狙いがあります。幸いにして町内の住宅地内での人命にかかわるような事故はここ数年起こっていないようではありますが、今後の交通事故撲滅に向けての活動や取り組み等を行政としてはどのように対応されるのか、以下の点につきまして町の考えをお伺いいたします。

まず1点目は、町には緊急車両の進入が困難な狭い生活道路が数多くありますが、利便性の向上や安全の確保を求める要望に応え、速やかに改善すべきと考えますが、町の整備計画について伺います。

2点目は、町ではセンターラインを消去し、外側線での歩道の確保やペイントや道路の一部を盛り上げるハンプなどさまざまな対策を講じておりますが、それぞれのメリット、デメリットについて伺います。

3つ目は、区域内の最高速度を30キロメートルに規制し、安心して生活できる区域づくりを目的とするゾーン30の取り組みを町でも検討されているのか、伺います。

以上3点につきまして、町の考えをお伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、3番議員、酒瀬川議員からは2点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の定住促進事業についての2つ目のご質問ですが、少子高齢化の急速な進展に伴い、全国の市町村では、移住、定住など地方創生のさまざまな取り組みが展開されているところであります。当町におきましても、平成27年10月に策定した酒々井まち・ひと・しごと創生総合戦略により、各種事業を戦略的に展開しております。ご質問にあります定住促進に関する町の検討状況につきましては、当町の地方創生の取り組みの中で、空き家の実態調査等を行う空き家対策事業、空き家の実態調査等をデータ化し、有効活用を図る空き家バンク事業、また農作業の省力化、生産性向上により、地域の担い手を育成する担い手育成支援事業などを主に事業化しております。今後創業、就業、就農支援など、町の産業を活性化するための新たな取り組みについては、地方創生の取り組みの中で継続して調査研究を行うとともに、人口流入を図る上で効果的な取り組みについて、実現に向けた検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、1番目の定住促進事業の1点目と3点目、それとあと2番目の生活道路を安全にすることについての1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、1番目の1点目の都市再生整備計画と定住促進事業についてですが、当町の都市再生整備事業は、JR酒々井駅周辺の機能を改善し、利用者の利便性と景観の向上を図り、さらに未利用地を利用することにより若年世帯の定住を促進する事業であり、今年度は駅前駐輪場整備事業に着手いたしました。

また、定住促進事業は、住宅取得奨励金を支給し、当町への住宅取得を促すための事業を予定しておりましたが、財源としていた国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が個人対象のものについては不採用となったことから、実施は取りやめました。定住化促進は喫緊の課題であることから、今後も効果的な方策を研究し、具体的な施策に反映してまいりたいと考えております。

次に、3点目の事業内容のご質問ですが、今回の都市再生整備事業では、JR酒々井駅前の活性化を促進するための駅前駐輪場整備事業を着手しましたが、今後は定住化の促進を図るために市街化区域内未利用地へのアクセス道路の整備も予定しております。

次に、2番目の生活道路を安全にすることについてですが、1点目の町内の幅員が4メートルに満たない道路につきましては、交通量を勘案し、拡幅や局部改良に努めているところですが、予算の関係もあることから、全ての要望にお答えすることは困難な状況であります。そのため、町では4メートル未満の生活道路を対象に、酒々井町狭隘道路拡幅整備事業を推進しているところであります。

2点目のセンターラインの消去等のメリットといたしましては、現況の幅員の中で歩道帯を確保でき

ることとあわせ、それをカラー化することで、ドライバー側からも車道との区分が明確になり、歩行者への安全性を向上させることができると考えております。

また、道路の一部を盛り上げるハンプにつきましては、車のスピードを抑制する効果がありますが、二輪車等への衝撃や騒音の発生等に留意しなければならない点がデメリットとして挙げられます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、生活道路を安全にすることについての3点目のゾーン30についてお答えいたします。

ゾーン30につきましては、町のボランティア団体より東酒々井1丁目の信号機から動物公園を通り、大森公園信号機までの区間でスピードを出して通行する車両がふえている状況であるため、このエリアにおいてゾーン30の速度規制が可能か、警察に確認してもらいたい旨連絡がありました。町としましては、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保、また近くに大室台小学校もあり、通学路の安全対策上の観点から、交通規制を行う警察と現況のエリアを調査した結果、警察からゾーン30の速度規制は可能との回答でございました。現在町からボランティア団体に対し、警察からの回答を伝えており、今後同団体が規制対象エリアとなる自治会及び周辺自治会において導入の意向を協議していくと伺っているところでございます。この結果に基づき、ゾーン30の要望を調整し、警察と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 酒瀬川議員。

○3番（酒瀬川健一君） 2回目の質問ではないんですが、要望なんですが、1回目の質問で全部お答えいただけまして、まことにありがとうございました。

定住促進事業についてであります。今全国の市区町村では人口減少の歯どめにしようと、盛んに若者世代や、あるいは子育て世代、この方たちの流入や定住の促進化に一生懸命取り組んでおります。中にはですね、先ほども申しましたが、高齢者の孤立を防ぐために、3世代住宅を積極的に推進している市町村もございます。これは近隣の市町村でもあります。また、この辺ではちょっと珍しいんですが、高速バスの定期代、通勤用の高速バスの定期代の会社から負担される交通費を除いた残りの部分の半額を支給している市町村もございます。市町村というか、市ですが、町もございます。

このように全国では人口の減少を何とか抑えようと必死になって取り組んでおるわけでございます。当然近隣の市町村、成田、佐倉、富里、八街もみんなそうなんだろうが、みんなこの定住促進には力を入れているはずですね。今後ますますですね、これに力を入れてくると思います。中でも栄町では、随分前から移住者に対して補助金出したり、支援金出したりして、人口の減少に少し歯どめがかかっているようには思えるんですが、栄町でもそのように、この事業をですね、積極的に取り組んでおりますので、町としましてもこれに対して十分に対応してですね、今後の人口減少というのは避けては通れない道でございますので、まだ20年も30年も続きますので、避けては通れない道に何とか歯どめをかけるようにですね、取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

それからもう一点、ゾーン30で、今ですね、町は今後検討したいというような前向きなご意見いただ

きました。このゾーン30は、エリアを決めて、このゾーンですね、ゾーンを決めて、その中の狭い道路を30キロに規定するものでありまして、広い道路を30キロにするというわけじゃございません。要は宅地内というのは狭い道路が、交差点がいっぱいあります。そしてその交差点での事故というのは非常に多くて、子供の飛び出したとか、自転車の飛び出したとか、それと車の接触による、大きな事故には余り至らないんでしょうが、それにしても事故に絡むことが多くあります。

これらの事故撲滅に向けましてですね、町のほうから大変積極的な意見を、ご回答いただきましたんで、今後このゾーン30についてご検討されていくと思われませんが、そのときには当然警察と道路管理者である町は当然の、検討会開かれるときには当然メンバーに入りますが、それ以外にですね、地元のもですね、住民、その区域の住民、その方たちと十分な検討会を開くことを要望いたします。もちろん学識経験者もその中に入りますけども、何よりも地元住民が一番よく自分たちの生活のことを知っておりますので、その方たちを加えた検討会にさせていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（内海和雄君） それでは、3番議員、酒瀬川健一君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 零時03分）

○議長（内海和雄君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

（午後 1時00分）

◇ 濱口信昭君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に1番議員、濱口信昭君。

〔1番 濱口信昭君登壇〕

○1番（濱口信昭君） 1番議員の濱口でございます。議長よりご許可いただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、初めにいつもやっている内容なんですけど、子育て支援に関する質問、これをやらせていただきたいと思っております。過去の質問におきまして、酒々井版ネウボラは子育て支援事業として行っていく地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、ファミリーサポートセンター事業、これに保健センターで行っている母子保健事業を加えた妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を目指していると、こういった内容でご回答をいただいております。この中で言われております利用者支援事業、これにつきましてはですね、このネウボラという言葉を書かれた、酒々井まち・ひと・しごと創生総合戦略を出されます半年ぐらい前に、平成27年3月なんですけど、酒々井町子ども・子育て支援事業計画、平成27年度から31年度というものが出されているんですけど、その中で本町では実施を見込まずというふうな書かれ方をしております。

そこで、お伺いしたいのはですね、その時点で本町では実施を見込まずという結論に達した理由といえますか、どうして実施を見込まなかったのかということ、それからその半年後に出された酒々井まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では酒々井版ネウボラということが言われておりますので、当然実施

をするんだというふうになったと思うんですが、そこに変化された経緯とございますか、そういったものをお伺いしたいというのが1点。これ決して変更されたことについてどうこう言っているわけではなくて、むしろこの利用者支援事業というのは取り組むべき仕事だと思っておりますので、その認識に立った上で、町としてどういう考え方をされてこうなったのかということを確認させていただきたいということでございます。

それから、子育て支援に関する2つ目としまして、過去の質問とも重複する部分もありますし、また先日行われました教育民生常任委員会の内容とも重なる部分があるので、恐縮ではあるんですけども、もう一度同じようなことを聞かせていただきたいと思います。

新たに建築、建設が予定されております子育て支援施設、これの中でやろうとされている具体的な事業、過去に回答していただいている分を紹介しますと、保育、教育に関する、子育てに対するさまざまな相談への対応、高齢者やボランティア団体との世代間交流というようなことをやるんだというふうに言われているんですけども、この建物の中にこういった施設、設備があって、そこでどのようなふうに今まで言われているような内容のことをやろうとされているのか、そういったことにつきまして、施設的设计を依頼されているということなんで、当然こういった形というイメージはお持ちだと思うんで、そこいらをお伺いしたいと思います。

それから、また過去の質問の回答の中でですね、保健センターとの連携を強化するというようなお話を伺っておりますので、具体的にはどのような連携を考えておられるのか、そこいらについてもお伺いをしたいと思います。

それから、子育て支援に関する3つ目なんですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では、酒々井町独自の地域性を加味した特色ある子育て支援の制度づくりなどを推進し、あわせて町の魅力的な子育て支援方を積極的にPRし云々と、こういうふうな表現がされております。この観点からして、計画中の支援施設というものが町内外に対して何を特徴的にしているのか、アピールポイントとしては何を考えるのか、そこいらをお伺いしたいというふうに思います。

私としましては、以前から申し上げますとおり、母子保健事業全てとは言わないまでも、一部でも実施できるような施設にさせていただいて、本当に妊娠から就学までほとんどの子育て支援が同じ場所で賄えると、こういった形がコンパクトシティ酒々井の利点を生かしたものになり、町内外にアピールできるんじゃないかということで考えておましてずっと申し上げてまいったわけですけども、もちろん現時点でそのような形がすぐ実現できるとも思っておりません。無理かもしれないですが、無理なら無理で、じゃ酒々井のアピールポイントをどういうふう考えられているのか、どういうふうにPRしようと考えられているのか、そこいらを何か知恵を絞ったものがあればお伺いをしたいということでございます。

それから、次の質問、これは酒々井町総合計画に関するものなんですが、基本構想の中で、成果指標の設定と評価の徹底という項目があります。その中で、PDCAサイクルの各段階における指標の効果について検証しながら目標達成に向けた取り組みを推進し、今後の町政運営に反映させていきますというふうに書かれているんですけども、この文言は前期後期共通したものになっています。私は、今までそのことを深く考えずに読んでおまして、計画を確実に実行するに当たって、PDCAサイクルの

考え方を取り入れていくということを言われているんだらうと思って解釈しておったんですが、今回改めて読みましたところ、どうも私の考えていたP D C Aサイクルの考え方と何かちょっと違うようなふうに印象受けましたので、質問をさせていただくことにしました。

どういったことをお聞きしたいかということ、まずこの文章の中にある各段階における指標の効果、これは一体どういう意味のことなんだらうかということ。それから、次に各段階における指標の効果を検証というのは、具体的にどういうふうなことをやられようとしているのか、どんな方法でやられようとしているのか、そこいらをご説明いただければと思います。

そして、さらにですね、このことについてはさっきも言いましたように、前期から共通した内容になっておりますので、当然前期でもこれに従ったアクションがとられているかと思えます。したがって、前期の実施期間内にですね、実際に行ったP D C Aサイクルの各段階における指標の効果を検証ということにして、事例を挙げてご説明いただければというふうに思っております。

それから、最後もう一つの質問なんですが、この質問に入ります前に、一言ちょっとお礼とお願いを申し上げておきたいと思えます。といいますのは、昨年12月の一般質問の中で、町内に潜むハザードということで、J R軌道内に容易に立ち入れる場所があり、危険ではないかということをお知らせしました。その後ですね、速やかに町のほうで柵を設けていただき、またさらにですね、私が指摘した場所以外に、町の判断で何力所か柵を設けていただいております。大変ありがたいと思っております。改めてありがとうございますと申し上げたいと思えます。ただ、このような対策というのは、一義的にはJ Rがやると。このことは、前回のご回答の中でもいただいておりますが、やはりJ RにやってもらうべきことはJ Rにやらせようということで、今後もJ Rに対する働きかけ、これを継続してお願いしたいというふうに思えます。

最後の質問でございますが、酒々井町総合計画基本構想の中にはですね、④としまして都市基盤、生活機能の整った歩いて暮らせるまちづくりというのがございます。その中で、歩いて暮らせるまちづくりを進めていきますというふうに書かれておりますので、であれば町民が町を歩く上で基本となるのは歩道ではないかということで、歩道に関する質問を何点かさせていただきたいと思えます。

1点目は、歩道の整備ということに関する町ですね、基本的な考え方というのがどのようなものであるのか、大まかなところで結構なので、お話を願いたい。その考え方を踏まえた上で、2点目以降はですね、具体的な事例を挙げてお伺いをしたいと思えます。

まず、町道01-009号線ですか、東酒々井からふじき野を通過して尾上のほうに通っている道なんですけど、ふじき野のほうから尾上のほうに向かって歩いていきます。ファミリーマート側の歩道なんですけど、要するにしばらくはちゃんとした歩道があるんですが、だんだん細くなって、最後のほうは歩道か何か全くわけがわからないところがあります。つい最近なんですけども、その部分の土砂が取り除かれていて、若干広くなって、一人一人は十分歩けるぐらいの広さは確保されてはいるんですけども、今後あのままなのか、それともさらに整備をされる計画があるのか、そこいらをお伺いしたいと思えます。この部分については、地権者との間で境界をはっきりしていないとか、そういった問題があるんだよというようなことを耳にするんです。でも、そこいらの話も含めて、答えられる範囲で結構ですので、ご回答をお願いしたいと思えます。

それから、次は県道の話ですので、直接町でどうこうできるという問題ではないかと思うんですが、町の方からいろいろと話が入ってきますんで、私も自分で歩いて確かめてみたところ、やっぱりそうだなと感じたところがありますので、ご質問させていただきたいと思います。

主要地方道になっております富里酒々井線、それから成東酒々井線、これにつきましては、かなりの部分で両側、もしくは片側に結構立派な歩道というのができております。そして現在も歩道整備も進められている部分というのがあります。ところがですね、いまだに歩道未設置部分というところが結構ありまして、結構車も通るのが多い道路なんで、そこを歩く人は非常に危なく感じるというようなことが耳に入っています。また、実際に整備作業が進められている部分につきましても、非常に何か進み方が遅いという印象を皆さん受けておられるんで、そこいらの話についてですね、この未設置部分の今後の整備と、それから現在進行中の部分の進捗、こういったものについて町から県にどういうふうな働きかけをされているのか、されようとしているのか、そこいらについてご紹介願えればというふうに思います。

それから、次は国道の部分なんですけど、これももちろん町でどうこうできるという問題でないことは十分承知の上でございます。もし情報があれば教えていただきたいなということなんですけど、国道296号線の墨入り口の交差点のところに、成田方面へ向かって左側なんですけど、200メートルほど歩道ができていますね。その入り口のところに看板がありまして、これより200メートル先は歩道がありません。反対側の歩道をというような案内が出ている。この200メートルほどの歩道を歩いてみますと、その歩道に面して建物なんか全くない、何のために歩道があるのか全くわからんような、首をかしげたくなるような歩道なんで、これが一体どういう経緯でできて、これからどういうふうになるのか、これらをまず知りたいのが1点と、それから総合公園の駐車場の入り口のすぐそばに横断歩道があるというのはご存じの方もありますが、この横断歩道を渡った先、それから一体どこに歩いていくのか、どう考えても道があるようには思えない。ただ、聞くところによりますと、昔そこから今のふじき野のほうにおりる道があったということらしいんですが、今はどうも通れるような状況じゃない。にもかかわらずいまだに横断歩道だけしっかりときれいに残っているというのは、これもちょっとよく意味がわからないんで、これから先ふじき野におりる道を整備されようという予定があるのか、そういうことを含めてお話をいただければというふうに思います。

それから、これが最後になりますけれども、町道、県道、国道、全て共通して言えることだと思うんですが、道路脇の歩道にある雑草、それから落ち葉、枯れ枝、それから土砂、ここいらの処理について、町はどういうふうを考えているのか、お伺いをしたいと思います。特にですね、歩道のない道を歩いていて感じるということなんですけども、道路の両脇をですね、落ち葉や枯れ枝、土砂というものが占領しておりまして、細い道に引いてある白線ありますよね、道の脇に引いてある。そこは、当然歩く道はある程度確保できるような形で引いてあると思うんですが、そこはもうほとんど枯れ枝とか落ち葉、土砂で埋まっていて、歩く人は結局はその白線よりも車道寄りを歩かなければいけないと、こういう道路は結構あります。そういったところ、これから雑草や何かもどんどんはびこってくる時期なんで、そこらについて、町としてはどういうふうな処理をさせたいのかな、されたいのかなというあたりをお伺いしたいと思います。

それから、特に今の季節は冬で、大して感じられないんですけども、春から夏になりますとですね、特に国道296のあたりで感じるんですけども、歩道、そこいらに雑草がすごい伸びてきて、非常に見た目が悪いといいますかね、よそから来たところはちょっと言われたことがあるんですけども、非常に町の印象があれで落ちるよというふうなことを聞きました。今町では景観計画とか、そういうことも策定していろんなことが進められているということなんですが、やっぱり酒々井町をアピールする前に、その前提となる通りに面したところ、そこいらで、せっかく来てくれた人に悪印象を与えるというのは感心しないと思いますので、そこいらの整備ということも考えられる必要があるんじゃないかと思えますんで、そこいらもあわせて、もし町でこういうふうにやりたいというお考えがあるんでしたら、お伺いをしたいというふうに思います。

以上、ざっと申し上げましたけども、よろしくご回答のほう、お願いいたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、1番議員、濱口議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の子育て支援についてのご質問の3つ目、子育て支援施設の特徴的な点、アピールポイントについてであります。現在酒々井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、岩橋保育園を中心とした子育て支援拠点を整備するというので、子育て支援施設の建設を進めております。建設予定地であります上岩橋地先は、JR酒々井駅、京成酒々井駅から徒歩圏内に位置し、岩橋保育園や消防署が立地するほか、隣接地には病院の開院が予定されており、地域医療や子育て支援の拠点として魅力あるまちづくりが進められています。利用の面では、岩橋保育園に隣接する施設でありますので、両方の施設が協力し合うことができます。また、利用者のお子さんが伸び伸びと遊べる庭や砂場、そこで保育園と共用することで、新施設の利用者が保育園の様子をよく知ることができます。また、ファミリーサポートセンターの研修等も新施設で実施し、ファミリーサポートセンターの会員と利用者の方々との交流が図れます。

さらに、新施設には、キッチンや食事スペースを設け、離乳食の教室等の実施に加え、町内のボランティアの方、農業や商業の方、近隣の方々等の協力をいただき、利用者が喫茶を楽しむなどにより、子育ての方がリラックスできる場所として利用していただくことを考えております。

以上のような取り組みを行うことにより、利用者だけでなく、各種団体、個人を問わず、さまざまな形で子育て支援に参加する町民の皆様に集まっていただき、町全体での子育て支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 私からは、子育て支援についての1点目と2点目について答弁させていただきます。

まず、1点目の利用者支援事業に関しまして、酒々井町子ども・子育て支援事業計画策定の時点では、利用者支援事業の情報提供や相談には担当課窓口で職員が対応する予定でございましたけれども、子育て

て支援制度のさらなる充実を検討する中で、子育てや保育園に関する相談や情報提供にできるだけきめ細かく対応するためには、専任の職員の配置が必要であると考え、新たな子育て支援事業の一つとして、平成28年度から利用者支援事業を実施することとしたものでございます。

新たにつくられる施設についてのご質問でございますけれども、新たに建設する予定の子育て支援施設には、幼児室、食事のスペース、キッチン、会議室など設ける予定でございます。また、外遊びができるよう、広い庭と砂場の整備も予定しております。新施設では、現在あいあいルームで実施している地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業に加え、ファミリーサポートセンター事業を実施いたします。保健センターとの連携といたしましては、支援施設で保健センターの保健師、栄養士、歯科衛生士が子育ての講座や相談を行うことや、保健センターで行う母子保健事業の中で利用者支援事業担当者が事業の紹介や説明などを行いたいと考えております。

また、妊娠期から新施設を利用していただけるよう、現在保健センターで実施しているマタニティ・ママパルクラスの講座を新施設で実施できるよう内容の検討をしておるところでございます。さらに、岩橋保育園に隣接しておりますので、新施設の利用者が保育園の行事を参観したり、新施設で行う保護者向けの研修などの講師を保育園の保育士や栄養士が担うことなども検討しております。また、保育園の3歳未満の乳幼児が新施設の庭で遊ぶことも想定しております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） それでは、私は2番目の酒々井町総合計画につきましてご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

まず初めに、各段階における指標の効果とのご質問でございますが、第5次酒々井町総合計画では、町において特に重要性、緊急性が高いと認められる課題について重点施策を設定しております。重点施策については、それぞれ目標値、指標ですね、指標を設定し、その目標値を達成するために必要となる取り組みについて、PDCAサイクルを通じ、その効果等を検証し、必要に応じ改善を図りつつ、PDCAサイクルの各段階においても事業展開を効率的に進めることとさせていただきます。

2点目でございますが、指標の効果について検証するのご質問でございますが、各重点施策に設定された目標値、指標については、PDCAサイクルを通じ設定された目標値の到達状況など、その効果等を検証し、必要に応じ改善を図ることとしておりますが、あわせて社会情勢の変化等を踏まえ、その目標値についても各施策に及ぼす効果と、その有効性なども含め必要に応じ検証をいたします。

3つ目の事例を挙げて解説願いたいということでございますが、前期の実施期間内で実際に行われた各段階における指標の効果の検証についてでございますが、一例を挙げさせていただきますと、基本目標として産業経済のにぎわいと活力に満ちた魅力あるまちづくりにおける農業施策につきましては、町の農業は、都市化の進行や農産物の輸入自由化など、社会情勢の変化とともに農業従事者の高齢化や後継者の確保、育成が課題となっている中、営農意欲の高い農業者の育成を図るため、農業振興について重点施策とするとともに、担い手育成、前期基本計画においては後継者育成と記載しておりますが、担い手育成の進捗状況を図る指標として認定農業者数を目標値、指標として設定しております。

具体的には、町内の状況等を踏まえまして、前期基本計画策定、プラン、Pでございます、において

計画策定時点で認定農業者は5人でありました。前期基本計画終了後の平成28年度目標値を15人と設定しておりまして、平成24年度より前期計画の実行に取り組み、ドゥーでございますけれども、各年度事業進捗を図りつつ、町内農業が効率的、安定的に営めるよう認定農業者などの多様な担い手の育成及び農業経営の向上に努めました。

平成27年度末時点における当事業の進捗状況など、担当課を含めました庁内組織等において、目標値、指標の達成に向けた進捗及び効果等の検証、チェックを行っております。これらの効果検証等をもとに、既存の取り組みについてブラッシュアップ、アクションでございますけれども、させ、地方創生の取り組みとあわせ、国の交付金を有効に活用できる取り組みとして改善を図りました。また、目標値15人であったものを、取り組みの結果、実績値が平成27年度中には6人であったことから、現状等を分析いたしました上で、後期基本計画における計画期間終了時点の平成33年度末の目標値、指標についても検証を行い、新たな目標値を設定する予定としております。

今後とも各施策の重要性を基準にした事業選択により、限られた財源の有効活用を図るとともに、成果指標を活用して検証することで、効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の町内歩道についてのご質問にお答えいたします。

1点目の歩道に関する考え方とのご質問ですが、交通量の多い幹線道路については、交通安全の観点から歩道は必要であり、特に通学路については積極的に整備していかなければならないと考えております。また、町の道路改良事業では、幹線町道については基本的に歩道の設置を計画しております。

次に、2点目のふじき野から尾上方面へ向かうファミリーマート側につきましては、平成27年度に車道の舗装修繕事業にあわせ、ふじき野の既設の歩道の延長上にある植樹帯スペースについて舗装したところです。ファミリーマートまでの区間につきましては、今年度も、先ほどご質問にありましたけれども、路肩の土砂等の除去を行いました。境界が不明確な箇所がありますので、今後境界を確定するための調査や立ち会い等を行い、確定後に路肩を含めた舗装について検討してまいります。

次に、県道の歩道未設置部分についてのご質問ですが、県道は歩道が整備されていない箇所がまだ多くあることから、町では優先順位を踏まえて、道路管理者である千葉県に設置要望をしているところです。また、国道296号については、両側に歩道があることが理想であると考えております。ただ、県道と同様に道路管理者は千葉県でありますので、歩道が寸断されている箇所から総合公園前までの横断歩道につきましては、ほかの要望との優先順位を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

続いて、道路脇の雑草、落ち葉や枯れ枝などの管理についての町の対応ですが、国県道についてはパトロールでの発見や住民からの通報があった場合に、現地を確認した上で、各道路管理者に速やかに連絡をしております。町道につきましては、日常的な管理業務を委託し、定期的なパトロールによる処理や住民通報などにより随時対応しております。また、道路除草等については、定期的に委託業務を発注しております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 1 番議員、濱口信昭君。

○1 番（濱口信昭君） ご回答ありがとうございました。

まず、1 番目の子育て支援についてなんですが、こういう特徴があるということで、町長のほうからお答えをいただきましたし、こども課のこともいろいろ考えていられるということにはよくわかりました。私は前々から言っていますように、子育て支援というのは、こども課でやるもんだ、健康福祉でやるもんだ、そういう分けて考えるもんじゃなくて、もっとトータルに流動的にやっていって、それこそ効果が出るもんじゃなにかというふうに考えておりますので、そこのところ十分に連絡をとり合って、まさに連携を深めてやっていただきたいなと思います。

そして、町の子育て支援施設のアピールポイントとしては、町長もいろいろおっしゃいましたけども、そういったことをですね、この場だけではなくて、町の中とか、外部とかに大きくPRできるように、そういうふうな形でやっていただければ非常に効果的かなというふうに思います。我々だけの内部で話し合ってもしょうがないので、できるだけほかの人に、周りの人に知らしめるような努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、町の総合計画に関することについては、私の質問のポイントとはちょっと若干ずれてはいるんですけども、でも、町としてPDCAという考え方をちゃんと進めていきたいんだというふうなことは伝わってきましたので、これ以上質問することはやめることにいたします。

それから、町内の歩道については、もう先ほどいただきました回答でほぼ、それ以上のことは余り高望みしてもしょうがないのかなというふうにも考えますので、ありがとうございましたということを申し上げておきたいと思います。特に2 回目としては質問ございませんので、どうもありがとうございました。

○議長（内海和雄君） それでは、1 番議員、濱口信昭君の一般質問が終了しました。

◇ 川 島 邦 彦 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に6 番議員、川島邦彦君。

〔6 番 川島邦彦君登壇〕

○6 番（川島邦彦君） 6 番議員、川島邦彦でございます。

国民健康保険制度は、現在市町村単位で財政運営が行われております。制度変更により、平成30年度から財政運営の主体は県に移行する予定であり、千葉県においては市町村との協議の場を設置し、移行に向けた検討を進められていることから、制度設計につきましても成熟していると認識しております。そこで、県の運営方針を踏まえた酒々井町の対応について、以下の3 点をお伺いいたします。

1、平成30年度移行に向けた酒々井町の対応について、平成29年度のタイムスケジュールをお伺いいたします。

2、県から通知される保険税納付金額を確保するため、酒々井町独自の基準で被保険者から保険税を徴収することになります。その場合、県の算定基準に合わせて変更するのか、あるいは現行の町の算定基準を踏襲して納付金額に合わせるのか、検討の方向性をお伺いいたします。

3、財政運営の制度変更に伴い、税率の見直しも想定されることから、町民の理解を求めため、早

期に町の方針を周知することが重要と考えております。そういう観点から、町民に対するアクションプランについてお伺いいたします。

次に、事業所移転についてお伺いいたします。社会福祉協議会及び地域包括支援センターの役場庁舎内への移転計画について、検討の概要をお伺いいたします。

次に、町道整備計画について、特に上本佐倉から本佐倉城までの町道02—011の進捗と見通しをお伺いいたします。

○議長（内海和雄君） 小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、6番議員、川島議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

1点目の国民健康保険についてであります。国民健康保険の制度改正については、平成27年5月27日、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。町は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率決定、賦課徴収、保健事業等地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うなど、県と町が共同で運営することとなり、連携を図りながら適切に対応していくことが重要となります。

千葉県では、千葉県国民健康保険運営協議会が設立され、千葉県国民健康保険運営の方針の策定に向けた審議が行われているところであります。平成30年度から町が県に納付することとなる国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率については、現在県において試算状況の検証を行っており、仮の計数については本年10月下旬に提示される予定であります。

町としましては、平成30年度の予算編成に向けて、県との連絡会議を通じて、県から示される試算段階での標準保険税率等を参考に、近隣市町村の動向や町国民健康保険運営協議会の意見等を踏まえながら、早期に保険税の算定方法や税率などの算定基準を検討していく必要があると考えております。

また、今回の国保制度改正については、国、県の広報に合わせて、町としても広報紙等を活用した周知と、国保被保険者に向けたリーフレット等による周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私から2番目の事務所移転についてお答えさせていただきます。

町社会福祉協議会と地域包括支援センターの事務所につきましては、現在千葉信用金庫から店舗を借用して業務を行っております。ご質問の事務所の移転につきましては、平成25年に町社会福祉協議会長より町長宛てに、役場敷地内への事務所移転要望書の提出があったことから、関係者と協議し、移転に伴う解決策を検討してまいりました。このたび課題でありました移転場所について、役場西庁舎事務室のほか庁舎内の各室、さらに中央公民館等を利用することで、事務室、オペレーター室、相談室、関係団体の活動場所、備品の保管場所等の協議が調いましたので、現在事務所の移転に向け準備を進めているところでございます。

また、移転時期につきましては、当初は両事務所とも本年4月を目途に準備してまいりましたが、社会福祉協議会は、業務上の都合により7月移行に変更したい旨の申し出がございました。一方、地域包括支援センターは4月当初から役場内で業務を開始する予定でございますので、移転に必要な経費を補正予算として計上させていただきました。社会福祉協議会と地域包括支援センターの同時移転とならないことで、しばらくの間利用者にご迷惑をおかけすることとなりますが、移転完了後には、役場、社会福祉協議会、地域包括支援センターの3者間の連携をより密にし、福祉サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の町道整備についてお答えいたします。

上本佐倉から本佐倉跡までの町道02—011号線整備のご質問ですが、今年度延長約220メートル区間の工事を実施しました。残りの区間において、一部用地協力が得られていないところもあり、財源確保も厳しい状況ではありますが、鋭意完成を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 6番議員、川島邦彦君。

○6番（川島邦彦君） ありがとうございます。

まず、国民健康保険の関係について質問をさせていただきたいと思っております。いずれにしても県の準備状況きちっとしていないと、町としてもその後の対応ができないという、そういう段取りになってこようかと思っておりますけど、30年度からこちらに移行するということははっきりしているわけですので、それを踏まえて、やはり準備は万全にしていかなければならないと思っております。そういう意味でのタイムスケジュールなんですけれども、実施時期からさかのぼると、町民への周知期間などを含めますと、条例改正という時期がやはり半年は必要じゃないかということ考えた場合は、12月の定例議会あたりが条例改正のタイムリミットかなと、こんな思いがしております。具体的な保険税の基準など、県は10月の下旬と今おっしゃいましたけれども、それを除いて、条例などの準備は淡々と進める必要があるだろうと思っております。そういった意味での条例制定に向けては12月定例議会を目標にと、こんな思いで私はおりますけれども、そんなようなタイムスケジュールで進めるということで町のほうも準備していくのかということについてお伺いしたいと思っております。

それから、一番町民にとっては気になるところのというか、保険税の財源確保という問題で、基本的なところを抑えたいと思っておりますが、3点質問させていただきます。1つは、現在酒々井町の算定基準では、保険税の項目では4項目、つまり所得割、資産割、均等割、平等割と、4項目を使って個々人の保険税を確定しているわけです。特に問題というか、懸念しておりますのは、この4つのうちの資産割という項目でございます。この資産割を使って保険税を決めている市町村というのは年々少なくなってきているんじゃないかと、こう思っております。わかる範囲で結構ですけれども、県内では、この資産割というものを導入して保険税を決定しているという市町村はどの程度存在するのか。県のほうが、第1の質問でも申し上げましたけど、県の算定基準が恐らく資産割というのを適用しないんじゃないかと思っております。そうすると、酒々井町独自で決めればいいんですけど、資産割を入れた上での従来

どおりの形でいくとすると、それに合わせなきゃいけないわけですね、その割り当てられた金額を資産割を当てはめた上で県に納めなければいかんと。こうなると非常にややこしいというか、難しいという側面が出てくると思っております。

そういう意味を含めて、県内の現状はどうか、そして県のこの30年から導入する算定基準の中に資産割というものが果たして含まれるのか。含まれないとすると、酒々井町もそれに合わせるのかどうかというのが第1の質問の趣旨だったわけでございまして、その方向性だけは答弁の中にありませんでしたので、ここのところはきちっと押さえておきたいと思っておりますので、お願いしたいと、答弁をお願いしたいと思います。

それから2点目は、所得によってですね、低所得者に対する軽減措置というのが行われております。非課税の人には7割とかですね。7割、5割、2割軽減措置をとっております。その軽減分の財源は、現在一般会計から繰入金で国保のほうに繰り入れて対応しているという現状だろうと思うのです。この措置について、この30年度の移行になったとしても、この考え方については継続するということよろしいかというのが2点目の質問でございます。

それから3点目は、逆に高所得者に対するということになりますけど、限度額が設定されているわけですけど、現在酒々井町では68万円というのが上限になっているわけです。ただ、法定限度額では89万ということで、法定よりも酒々井町は21万低い上限額で設定されております。そういったことについては、県の状況も見なきゃいけないとは思いますが、この辺の限度額の水準について見直しを行うかどうか。現在それを見きわめるに当たっては、県内の国保運営についてですね、ほかの市町村は限度額についてどんな対応されているのかというのがわかればお答えいただきたいと、ありがたいと思っておりますけど、それによって大分国保税の算定というか、個々のあれが随分変わってくる可能性が高いということ踏まえて、またそれが一番町民にとっては関心事という意味合いで、この3点について、基本的な考え方を質問させていただきたいと思っております。

それから、大きな2点目の事業所の移転の関係なんですけども、移転時期について、当初4月一緒にということだけでも、社協のほうは都合で7月以降になると。ずれると。町民の皆さんには少しご不便をおかけしますがという答弁だったんですけど、逆に言えばですね、じゃ社協のほうに合わせて、包括のほうも同時がよければですね、むしろ7月以降の社協に合わせて同時移転ということが合理的じゃないのかというふうに思うんですけど、その点はどういうことなのか。

それとの関連にもなると思っておりますけれども、千葉信用金庫との賃貸借契約というものはどうなっているのかと、つまり中途半端に借りるというか、時期はずれても7月以降まで社協がいるということは、そこまで賃貸料を支払いをしているんだらうと思うんですけど、だとすれば、町民にとっては同時移転のほう望ましいとするならば、むしろ包括センターのほうはちょっと待っていただいて、7月以降の社協に合わせて同時移転ということのほうはむしろ理想的ではないのかというふうに思いますが、その点について、賃貸借契約の中身も含めてですね、お答えいただければというふうに思います。

それから、現在生きがいデイサービス事業、隣保館とやっているのと、今の社協のほうの会場でやっている、2カ所でやっていると思っておりますけど、その生きがいデイサービス事業については、隣保館でやっていたものを拡大してそちらの社協のほうでも新たに始めた。その経緯としては、隣保館は町内の

端っこのほうなので、そこまで行く距離が遠過ぎるというご意見もあって、この2カ所で、追加して2カ所目で始めたところ、こういうふうな理解をしているんですけれども、さらにこちらにまた寄ってくるということに対しての、その当事者、参加者の意向などについてはきちんと対策がなされているのかどうか、その点について。それから、会場、デイサービスの会場についてはどのような確保がされるのかという点についてお伺いいたします。

それから、2つの事業所が移転してくるということですので、結構会議なども頻繁に行われているのではないかと推測しておりますけれども、この役場のほうに移ってきた場合の打ち合わせだとか、会議だとか、そういったところの手当てとしてはどのようにお考えなのかという点についてお伺いいたします。

それから、どうなんでしょうか、その場所は西庁舎、それから中央公民館。食堂は潰れないんですかね。その辺の福利厚生面、職員のですね、福利厚生面についての、もしその食堂もお使いになるということであれば、職員はそんなぜいたく言っちゃいかんという、そういうことじゃないと思いますので、きちんとした確保ができていますのかどうかについて、その辺もあわせてお伺いいたします。

さらに先の話でお伺いしますが、この移転というのは、もうここで福祉関係というかね、恒久的にここで使うのかと。新たに福祉会館等の建設は将来的に考えているのかどうか。ここまでもひとつ見通せる範囲でお答えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 税務住民課長、大崎智行君。

○税務住民課長（大崎智行君） 私のほうからは、国民健康保険につきましてお答えをいたします。

まずですけれども、タイムスケジュール等の関係でございますけれども、今平成28年度の各市町村のデータに基づく納付金及び標準保険料率の試算結果につきまして、国のほうの取り扱いの変更というようなことがありまして、県においてですね、検証作業を行う必要が生じたというようなことから、その公表時期が2月の予定から先送りとなっている状況でございます。そのような状況からも、具体的な日程につきましては今後調整していかなければならないというふうに考えておりますけれども、まずその条例の改正の関係でございますけれども、県のほうとしては12月、県として12月議会のほうの条例改正を目指しているということになりますので、町としてはそれを受けて、3月議会での改正という形を考えております。

それから、国民健康保険税の関係ですけれども、酒々井町のほうは議員おっしゃったように、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式によって算出をしております。県内では同じ方式で算出している団体が16団体ございます。ほとんどは所得割、均等割、平等割の3方式という計算方法が主流の状況でございますけれども、それからまた賦課限度額につきましては、酒々井町の場合、平成18年度から長い期間ずっと据え置きとしている状況でございますが、県内はちょっと今詳しくわかりませんが、郡内の状況としては、酒々井町以外は法定限度額まで限度額の設定をしているところがほとんど。ほとんどというか、酒々井町以外はそのような状況でございます。

そういったような状況を踏まえまして、平成30年度の当初予算編成に向けまして、できるだけ早い時期、夏前ぐらいからは、現在検証中でありまして、そういった試算結果を参考に、算定方式や税

率について実質的な検討を進める必要があるというふうに考えております。

あと、低所得者に対する軽減分の財源措置でございますけれども、これについては今まで同様一般会計からの繰り入れと、あと国、県からの負担という形で変わりないと思います。そういったことで、3月末までにですね、準備作業ができるだけ完了するように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私のほうから再質問にお答えさせていただきます。ちょっと申しわけございません。ちょっと順番がずれるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず最初に、同時の移転時期というお話がございましたが、先ほどご答弁させていただいたとおり、町では両事務所とも4月、4月を目途に移転の準備を進めてまいりました。社会福祉協議会は都合により7月以降となりますが、地域包括センターは予定どおり移転の準備を進めさせていただきたいところでございます。

あと、利用している生きがいデイサービス、こちらの今社会福祉協議会の2階をお借りして、それぞれ活動しておりますが、そちらについては先般会長、生きがいデイサービスの会長を初め、役員会でそれぞれ事情を説明し、ご了解をいただいたところでございます。

また、遠くなるのではということでもちょっとお話いただいておりますが、デイサービス事業につきましては、60歳以上の高齢者の閉じこもりによる社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、要介護状態への移行を予防することを目的としておりますので、役員会の説明したときに、移転についてご説明したときに、遠くなることについては全く気にしない様子でございました。

続いて、この場所が最後かと申しますと、こちらについては西庁舎の1階の事務室への移転に向け、現在準備を進めているところでございます。

あと、食堂につきましては使用はいたしません。こちらの今回の移転につきましては、食堂は使用しない予定です。

あと、それぞれ会議とか何かございますが、それにつきましては、役場庁舎内の各室と、あと中央公民館等を活用して、それぞれ事業を進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 6番議員、川島邦彦君。

○6番（川島邦彦君） 国保の関係では、大分ずれ込んでいるなという印象ですけど、県が条例が12月だとすると、かなりしわ寄せが町のほうに来るなという思いがしております。懸念するのは、どうしても町民に、家計のやりくりのところにダイレクトに響く見直しになると思いますので、その辺の県の対応と町のしわ寄せというところの踏まえた対応の仕方というのは、随分苦労しなきゃいかんのかなという印象です。

どうするかという方向性がはっきり出なかったんですけども、その資産割の扱いはどうするのかということについてはですね、県のほうが決まれないことには決められないのかもしれませんが、県の算定基準に合わせるのか、現在の町の算定基準、この4項目を使った算定基準を踏襲して割り振られた給付金額を、これに合わせる形で今後もいくのかというぐらいは方向性を出してほしいという思いがして

おりますけど、答えられる部分で、もう少し突っ込んで答えていただきたいと思います。

それと、法定限度額じゃない、安く、68万円というのは酒々井以外はみんな法定限度額89万使っているということですから、この辺もどういうふうにするのかというのは、本当に個々の保険税の額が相当違って来るんじゃないかという、今のあれでですね、違って来るんじゃないかと思いますが、そのことを懸念をしながら、答えられる範囲で、その方向性についてですね、再度答えていただければというふうに思います。

事業所の移転の関係につきましては、関係者については、協議して了解いただいた、生きがいデイサービスについてはいただいているということで、それは受けとめたいと思います。あとは会場だとか、会議室だとかですね、その辺についてのちょっと懸念はしてはいましたけども、そごのないように十分対応、慎重にやっていただきたいと要望しておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 税務住民課長、大崎智行君。

○税務住民課長（大崎智行君） それでは、国民健康保険の関係でございますけれども、今具体的に町として何方式で算定ということはちょっと申し上げられませんが、県内の状況から見てもですね、算定方法等について見直しをしていかなければいけないというふうには感じております。そういった場合についても、納税者の方々に大きな変動等が生じないような形で、その辺に留意して方向性等決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、6番議員、川島邦彦君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

（午後 2時05分）

○議長（内海和雄君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

（午後 2時16分）

◇ 齊 藤 博 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、さらに7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 7番議員の齊藤博でございます。一般質問きょうは最後だそうで、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

今回は、私大きく5つの質問でございます。執行部の皆様には明快なご答弁をお願いをしておきます。まず1点目は、小坂町長の情報共有に対する姿勢についてというような題名で質問をさせていただきます。私は、昨年12月の議会の一般質問で、プリミエール酒々井の改修工事等5つの事業に関し、民間委託の成果として事業計画概要や完了年度、完了予定年度及び事業費等についてお伺いをいたしました。答弁では将来の予算計上年度及び予算案をお示しすることは困難ということで、需用費についてのご答弁がありませんでした。

私は、私なりに納得できず、各年度の予算額をお尋ねしているわけではなく、委託結果の事業費を質問していると、再度事業費をお答えいただくよう要請をいたしました。しかし、町は予算案は示せないとの答弁を繰り返し、質問3回までのルールで終了をしてしまいました。しかし、今議会の28年度の補正予算でプリミエール酒々井の改修工事が1億4,927万円で計上をされました。これだけの準備があったわけでありますから、12月議会で1億5,000万円程度を考えていると答弁をなされてもよかったのではないのでしょうか。本当に残念な町の対応でございました。

振り返ってみますと、小坂町長は町長就任の初議会で、3つの約束として、開かれた町政を掲げ、具体的には町が積極的に情報を発信することが情報公開の第一歩であり、町民と情報を共有することが大事で、町が積極的に各種の情報を提供し云々と明言をされております。私も当時町民として大いに期待をしたところでございます。お尋ねいたします。この約束は変質はしていませんか。町長ご自身の答弁を期待いたします。

2つ目は、在宅介護支援手当の創設についてでございます。現在町の65歳以上の高齢者は6,257人、町の人口2万1,120人の29.7%を占めております。10年前の後期高齢者は3,845人、高齢化率は17.6%でありました。また、若干認定基準は変わっておりますけれども、ほぼ全面的に介護が必要とされる介護度3以上の方が186人から261人に増加をしております。まだこの認定率は高くはないというふうに思いますが、高齢者の年齢がふえるに従って、この率も高まらざるを得ないと私は考えます。それだけ行政側から見れば、高齢者対策あるいは介護施策の重要性が急激に高まっているということになると思うのであります。

一方、介護度3以上の方で施設へ入所できている方は261人中123人、半数以上の方が在宅での介護を余儀なくされております。特別養護老人ホームも29年度中に新設される予定になっておりました施設が中止となるなど、施設の整備の充実もまた期待薄の状況であります。

また、在宅で介護をしている世帯の介護保険によるサービス受給額は低くなっております。介護保険特別会計の決算によりますと、介護度3以上を在宅と入所で比較をいたしますと、施設入所とは倍以上低くなっている現状であります。それだけ介護サービスの恩恵を受けていないということでございます。そういう中であって、国は在宅での介護を中心にしようと進めております。私は、在宅での介護負担、とりわけ女性への過度の負担等を考えると、施設での介護を主体にすべきだと考えますが、現実には在宅介護に依存するしかないと思います。

そこで、私としては再三の提案をさせていただいているわけですが、在宅介護世帯の負担を減らし、介護サービスの受給機会をふやすために、介護度3以上の在宅介護世帯に対する手当を支給すべきだと提案をいたします。人口の3割を占める高齢者施策として、現実的な負担軽減と将来への安心感をもたらす、そういう政策のために実施をすべきだと考えるわけでございます。国の動向等を待つて実施がおくられては意味が薄れてまいります。町独自の施策を実現させませんか。町長のお考えをお伺いをいたします。

3つ目は、スクールバスの運行制度についてであります。本日もいろんな議論がございましたが、私はスクールバスの運行について絞ってお伺いをさせていただきます。平成29年度からのスクールバスの運行計画が本会議で提案説明されました。町の説明では、スクールバス利用料について保護者負担がな

くなり、伴って京成電鉄を利用している家庭の負担もあわせてなくなるとのことであります。評価をいたすものでありますが、ふれ愛タクシーの運行制度の変更により、そのために生じたふぐあいを解消させるため、受け身でやむを得ず決定されたという印象が残ったことが残念であります。

また、今回の運行制度については時間が待ったなしで、じっくりと検討するいとまがなかったことは認めますが、町の管理、直接管理というのではなく、適切な運行会社に委託する方式や無料パス等の検討をさらにお願いをいたしたいと思えます。そういう中で、スクールバスの利用に当たって、どの地区、あるいはどの家庭が利用可能になるのかを明確にできるよう、スクールバス運行目的について再確認をさせていただきたいと思えます。

私が思いますに、1つは遠距離通学対策、2つ目は従前ありました路線バス廃止に伴う対応、そして新たに運賃負担のない通学を保証するもの、この3つが考えられますが、今回29年度にこの制度をとられた目的は何なんでしょうか。この3つの中にあればお答えをいただきますし、また別な理念が、目的がございましたら、ご答弁をぜひお願いをいたします。

4つ目は、軽スポーツの施設の整備についてでございます。高齢化が進む中で、好きなスポーツで体を動かし、健康を維持増進させようという高齢者は今後も増加すると思えます。そのためには、本格的な体育館である必要はなく、無料あるいは低額で昼間でも利用できる、利活用できる施設が望ましいと私は思います。まず、最初に浮かぶ町の体育館の建てかえや修繕のことについてであります。本議会においても特に最近一般質問をされる方がふえてまいりました。しかしながら、その答弁を聞いてみますと、補助金を期待できない、建てかえはもちろんであります。修繕についても前向きな答弁はございません。突然補助金なりが降ってこない限り、実施はないと私は思います。

そこで、早期に、できるだけ早期に整備できそうな候補として、コミュニティプラザを考えてみました。コミュニティプラザには、小さいながらもお風呂があるし、多目的ホールもあります。また、コミュニティプラザについては、この改修について、今議論をされ、実施をされようとしている最中であり、その検討の中に多目的ホールの充実、この項目をぜひ入れていただきたいと思えます。平成26年11月に作成されたコミュニティプラザのあり方という提言書では、多目的ホールのあり方については何も触れられておりません。多目的ホールがなくなることはないと思えますから、その利用を多くするため、使用料金を平成19年以前に戻すなど、町民あるいは高齢者が使いやすくなるような、そういう施策もあわせて施設の改修等を検討をすべきだと思えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

最後は、青少年交流の家についてであります。2つ届けをしたんですが、1番目は午前中にも議論が、質問がございまして、町のご答弁では、経過としては何もないということでございますので、省略をさせていただきます。2番目の今後の解決についての質問をさせていただきます。

この点についても同僚議員の質問等がありまして、町側の結論としては弁護士に任せたと、弁護士同士で話し合いをするので、直接の動きはしないというのが結論だったように思いますが、私はこういう答弁に対して、行政側の行政責任の放棄だというふうに思います。町長が今建設中の青少年交流の家を建築する際に、やはり安全な、子供たちに安全な場所を提供したいと、そのような思いから、この青少年交流の家の予算化をし、そして工事発注をしたわけでありまして。今その思いが形になっておりません。子供たちの危険な状態というのは、まだ継続中でありまして。予算を使って青少年のための施設をつくる、

これがまず行政側が目指すべき第一の優先順位だと思います。そのために町として何をすべきかというふうに私が思いますと、やはり能動的にこの解決に向けて進む、これが最も要請されることだと私は思います。

この間のトラブルについて、町の経過報告やヤマロクの張り紙による情報しか私にはありません。その中では、互いに自分に非はないと主張しております。特に町はヤマロクの張り紙の内容についても、私の一般質問にも、事実かどうかの発言もされておられません。そして、町に非はないことだけを主張されております。町は、過去に平成26年9月議会で台風被害による負担を求めて、昭銀に対する訴訟提起の議案を提出をいたしたことがあります。台風発生から1年も経過しないその時期に訴訟の提起をされたわけであります。そのとき私は、町民への訴訟提起は慎重にすべきであり、トップ同士の話し合いの余地はあるだろうと考え、反対をいたしました。

今回事例を考えますと、1年超えてもなおかつ町の動きはありません。町に非はないと言いながら、町は訴訟の提起もしていません。町は、訴訟提起をしても勝訴できないとの判断があるのではないか、そんな臆測さえ呼んでおると私は思います。商業上の行為ですから、はっきり黑白をつけ、そして早期に施設完成に努めるのが私は町長の責務だと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上で1回目終わります。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

〔副町長 飯塚光昭君登壇〕

○副町長（飯塚光昭君） それでは、7番議員、齊藤議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは、1点目の情報共有について、事業費を答弁しない理由についてでございますけれども、酒々井町では予定価格について入札前には公表しておらず、設計委託により積算されました事業費を事前に公表しますと予定価格が類推され、また目安となり、入札の公正さを害するおそれがあるためでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） 私からは、4項め、軽スポーツ施設の整備についてとのご質問にお答えいたします。

高齢化社会を迎えていますけれども、高齢であっても自分の体を思いのまま動かすことができる体力のある体を持つことが望まれています。スポーツは、その適切な行い方によって、人間の生活、生存能力を維持向上させ、健康寿命を延ばすことが期待され、人が人生を幸福に生きていく上で重要な営みであり、また有効な手段であると考えております。こうしたことから、町ではスポーツをする機会の拡充や場の整備に努めているところでございます。今後とも現況施設の合理的かつ多目的な利用方法、また施設の増築、減築、維持管理費、そして新築費用等、その財源等を総合的に公共施設等総合管理計画の中で検討してまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私から2番目の在宅介護支援手当の創設についてお答えさせていただきます。

介護保険制度の持続可能性を高めることを目的とした平成27年度の制度改正により、平成27年8月から一定以上の所得の負担割合や高額介護サービス費の上限等が見直され、要介護3以上の給付費等について、改正前の平成27年7月分では、施設給付費3,161万円、居宅給付費2,098万円、1人当たりの施設給付費は27万円、居宅給付費は15万7,000円となり、差額は11万3,000円でありましたが、改正後の平成28年11月分は施設給付費3,005万円、居宅給付費2,097万円であり、1人当たりの施設給付費は24万4,000円、居宅給付費は15万2,000円で、差額は9万2,000円と、居宅給付費は横ばいですが、施設給付費は減少傾向にあり、差額は縮小しているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、3番目のスクールバスの運行制度に関するご質問にお答えします。

まず、料金についてですけれども、購入する町所有のバスの利用者からは料金を徴収することができません。ほかの3台のスクールバスについては、一旦料金を支払っていただきまして、年度末に支払った料金相当分を町が補助する予定でございます。

次に、運行目的についてですが、通学に利用していた路線バス、これが廃止されたことに伴いまして不便が生じたため、その代替措置としましてスクールバスを運行する、そういうものでございます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流の家についての後段の部分でございます。今後とも町は誠実に問題解決に向け、酒々井町代理人弁護士と協議して対応してまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） 予想できた範囲内で大変がっかりしているんですけど、例えばここは質問して、町の考えを聞いて、さらに自分の考えを申し上げてというようなことの場合であります。したがって、私が通告するその内容については、町はもう少し事前にしっかり把握をしていただきたいと思います。私が質問した内容と全然違った答弁じゃないですか。介護の関係であっても、私は数字を聞いているわけじゃなくて、それは一つの資料として申し上げているだけで、その後どうするかをお聞きしているわけですね。それには、まるっきりお答えになっておりませんから、議論ができないんですよ。前は、例えば介護手当についてもね、国の動向を見ながら考えるというような答弁がありましたよ。それはそれで町の考えですから、それはそれでいいんですが、今何の反論もないじゃないですか。これでは私の第2質問だって、本来できるものじゃありませんよ。その点をもう一度ですね、私はこれ要望ですけれども、各議員から一般質問の提出がありましたら、その内容の確認くらいはですね、事前にやって、それから

答弁を書かれる、これをぜひルール化していただきたいというふうに思います。

2回目ですが、順次申し上げます。まず、1点目の情報共有の問題ですけど、ちょっと名前が大げさ過ぎたかもしれませんが、12月議会で予算は確定できないと、それは事業費の委託結果は出ているんだろうけど、予算ということではお示しできないと言うから、私は予算というものは求めてないよと言ったわけですが、今度は予定価格ということなんですね。予定価格というのは、私の知っている範囲では、予算が示されて、例えば工事費幾らで予算化して、その額がそのまま予定価格になるもんじゃないというのは私も知ってますよ。予算を入れなかったものが、今度は予定価格だから入れない、そんな論理が私通じないと思いますよ。

結局私が思うのは、町がですね、その事業費なりを言うとひとり歩きするからということを前答弁されたことがありますよ。だけど、私はそのことについても言いたいんです。公が言うからひとり歩きしていいですよ。そのために委託をして、町民の方に知らせて、こういう事業やるんですよというのが町の仕事じゃないですか。そこから数字が変わるといのは、皆さん方の努力によって大きくなったり小さくなったり、あるいはもっといいものになったりするわけですね。そういうものから議会なりのチェックというのにも必要になるわけですよ。そういう意味で、町が考えている、その事業手法によると幾らくらいになりますと。それを委託の結果として出てきたら、それを我々議員に知らせて何が悪いんですか。私は、今から言って、平成31年度の予算は幾らですかと聞いているわけじゃないですよ。ましてや入札に必要な予定価格を聞いているわけでも何でもなし。そのくらいの判断は、副町長、おできになるはずですよ。委託結果、その結果が示せない理由をもう一度お聞かせください。

それから、在宅介護支援手当ですけど、現実にやっぱり在宅介護はですね、なくなると。国もそう進めていますから、そうやっていくんでしょう。だけど、やはりね、今女性も社会進出して云々と片方で言っているでしょう。だけど、在宅になったら誰が見るんですか。そういうことを考えたら、やはり家庭の見る方のね、負担軽減というのは絶対優先すべきだと私は思うんですよ。ただ、いろんな制度を町だけでは決められませんから、とりあえず町ができるものとしてですね、手当なりを支給して、その手当によってサービスを受ける機会をふやしてもらって、例えばデイサービスが週2回しか受けられない、そういう家庭だったら、その手当でもう一回ふやす。3回になる。そういう形の中で、少しでも負担が軽減されていくと、そういうためにこういうのをやったらどうだと。これ介護保険前はあったんですよ、そういう制度が。寝たきり老人介護福祉手当というのがあったんです。それは介護保険ができて、そういう事態は解消しますということではなくなったんですよ。今現実になくなっていないじゃないですか。ますます高齢者がふえて、その必要性は高まっているわけでしょう。だから、町ができる限界というのは当然ありますから、その中で、まずできることとして私は提言をしているつもりです。

前のお答えのように、国がやればやるみたいなことでは、私はないと思いますよ。国は、今介護保険料のお金がまるっきりなくて、いろんなサービスも削ってきているわけですから、そんな余裕はないはずですよ。社会保障費を抑えることに一生懸命なんですから、国が先頭に立ってやることは、私はないと思います。これは私の判断です。だとすれば、町の中でできること、これをぜひ実施をいただきたい、そのように思って質問をいたしております。さっきの答弁には含まれておりませんので、その点をもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、スクールバスにつきましては、路線バス、これの対応だということでございました。そうかなと。私は、正直言ってわかんないんですよ。遠距離通学という、遠距離対策という弁もあるだろうと思う。ただ、町が言われた路線バスの廃止に伴うものだとすれば、例えば下岩橋のですね、電車通学、こういうものはどういうふうに捉えられるのでしょうか。あれは路線バスがあって、それでなくなったんで電車に切りかえてきたんだというような事実なののでしょうか。私は、これだけゼロになれば、利用者負担がなくなるということであれば、もっと広く考え方をとって、子供たちが通学なりをするときに、そういう経済的負担はかけないんだと。そういうことでやることによってですね、つじつまが合うというか、そういうことになるのではないかと。今、例えば下岩橋の方々がですね、電車じゃなくてバスを出してくれと言われたらどうしますか。

それから、同じ自治会なら自治会の中でもバスに乗っているところと乗っていないところがあるんです。今度無料になれば、そういう方々でもバスを利用したいといったときに、どういう考え方でこれに対処するんですか。そういう意味で私はお聞きしています。一応お答えはいただきましたんで、私もそのように思う、考えるつもりでおりますが、私が思うには不十分だと思います。今後そういう意味でのご検討もいただきたい。今までどおり乗っていた人がただになるというだけじゃなくて、これから利用しようとする、そういう申し出もあるかもしれませんから、よろしくそれはご検討をお願いをしたいと思います。これは要望で終わります。

それから、コミュニティプラザにつきましては、正直言いまして私もつけ焼き刃のところがありまして、というのは、やっぱり体育館はもう町の答え聞いていますと、無理だと思うんですね。私も前、町の体育館を利用して仲間たちと軽スポーツ的なものをしておりました。週2回その機会があったわけですが、やはり体育館の都合上で1回になり、それがだんだんやっぱり少なくなってまいりました。それを考えると、早く体育館をという思いをずっと思ってきたんですが、やはりここの答弁を聞いていますと、無理だなというのが正直な気持ちです。立派なものは要らないんだけど、前のように週2回ある団体がみんな使えるような、そういう施設を提供できるような仕組み、あるいは場、これをつくるためには、やっぱりコミュニティプラザでも使わせてもらって広げることが手っ取り早いんじゃないかというような意味で提言をさせていただいています。

今検討委員会をなされていますので、少なくともその中にその提言を検討する、その一つの中に加えていただけませんかということです。スポーツして、風呂へ入って、いい気分帰る。そういう何か構図みたいなものが浮かんでくるんですよ。

2回目の質問としてはね、その検討委員会の中で、お答えは管理計画の中でやるというようなことをおっしゃっていますけど、そういう一般論ではなくて、現実に今委員会というものが立ち上がって、そこで検討されているわけですから、その中で個別に施設拡充ができないか、こういう検討の一つの中に入れてほしいというふうに思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、青少年交流の家についてもそうです。私は極端に言えばですね、訴訟なりも考えるべきだという質問したんですよ。これについては、何のお答えもないじゃないですか。それはなぜかといったら、私も町民に対してね、そういう訴訟を起こすというのは余りいいことではないというふうに思いますが、ただ弁護士同士に任せておいてですよ、何年も何年もたって、そうしたらそれだけ子供たちの利

用がおくれるわけでしょう。町長が言ったことの解消になっていないわけですから。そのためには町はそれなりの批判を覚悟してやるくらいのつもりでなければ解決しませんというふうに私は思うわけですよ。それは、大体常識じゃないですかね。黒白をはっきりつけるというのは、それをやらないのは何ですかと、私はそういうふうに考えるんです。町が非がないと言うならば、ぜひそういう意味での第三者に対して、やっぱり黒白つける、場合によっては裁判所による和解ということも考えられるじゃないですか。そういうことを踏まえた上でご答弁をいただければと、そんなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（内海和雄君） 副町長、飯塚光昭君。

○副町長（飯塚光昭君） では、1問目についてのお答えをいたしますけども、事業の実施に当たりましては、財源見込みですとか、事業に関する事情を考慮しながら、実施時期、実施内容を精査しているところがございますけども、先ほど12月議会で先に答えてもいいじゃないかというお話がありましたけども、それでまたひとり歩きをしてもいいんじゃないかというお話でしたけれども、そういうまだ町が精査していない段階ですと、ひとり歩きしてもいいような数字をお答えするのは適切ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、在宅介護支援手当の創設について、再質問にお答えさせていただきます。

今後超高齢化社会を迎え、さらなる制度改正が予想されますので、手当につきましては国の動向を注視しつつ、一方で在宅介護による家族の負担を考慮し、多様な支援について検討していくことも必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からはコミュニティプラザの改修ということで、検討委員会につきましては平成27年度に設置し、そのときに意見をもらって、今はもう検討委員会はございません。今年度につきましては、それをもとに、意見をもとにですね、高齢者が利用しやすいバリアフリー化や健康づくりの場、そういったものを盛り込んだ施設の改修について、プロポーザル方式により実施することを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 私のほうからは、青少年交流の家について答弁させていただきます。

本件につきましては、相手方ヤマロクについて再三の協議を申し入れ、全くそれに対応することがなく、不誠実な態度が続いておりました。その結果として現在があるのですが、その中で一方的に弁護士を立てて問答無用と、何かあれば弁護士を通じろという形の手段をとったのもあちら様でございます。弁護士を通じて請求をし、弁護士を通じて内容を出すという形の一方向的にしているのもあちら様でございます。

町としては、誠実に今後も問題解決に向けて酒々井町代理人弁護士と協議を進めてまいります。

○議長（内海和雄君） 7番議員、齊藤博君。

○7番（齊藤 博君） なかなか議論はかみ合わないんですけど、最後の質問させてもらいますが、まず事業費のことですけど、私が町の議員になる前、平成18年ごろに南部開発の事業計画なりが、全町民だと思いますが、公開されましたよ。あのときには事業費も全部入り、そして財源まで入った中で公表されましたよ。あれから精査をされて、実際上は、例えばでき上がった道路をですね、12億でしたっけ、かからないで終わりましたよね。ですから、そこからの精査というのは当然あり得るべきことで、その数字が変わることは、誰しものがそれは思っていることだと思うんですよ。ところがね、そのときあれだけ町民に公表をして意見を伺ったんだというふうに私は思うんですけども、そういったものがなぜ今になると、こそこそというイメージなんですね。小さな、あれよりもっともっと小さな事業費のことについても言えない。そういう形になるのかということをお願いしたいんですよ。だって、仕事をやらなきゃいけないと思うから、町の考え方でこうやった場合は幾らかかるのというふうに委託を出したんですから、その結果としてこう返ってきました。それを公表することがなぜできないんですか。じゃ、我々はですよ、事業内容を聞いただけで、幾らかかるかもわからないでその事業を判断しろというんですか。優先順位を判断しろというんですか。そんな理不尽なというかな、話はないと思いますよ。

もうこれ以上お答え期待してもしようがないと思いますけど、それでやっていきますとね、我々何聞いても答えてもらえなくなるじゃないですか。私は率直に言ってね、反対も多い議員です。私に対してだけそうだということじゃないでしょう。議会に対して無視するということじゃないですか。私にだって500人前後の方の票があるわけですから、そういう方に対する無視ですよ。町長が就任当時おっしゃったように、やはり情報提供、これは積極的にやっていただくというのが行政の基本だと思いますので、その点を意識していただきまして、またこういう質問等がありましたら誠実に対処いただきたい。これは要望しておきます。

それから、軽スポーツのことですけど、大変失礼しました。委員会はないそうでございます。それで、私が申し上げたような内容をですね、何か検討できるような、そういう機会というのは設けられませんかでしょうかね。皆さんこれはやっぱり望んでらっしゃると思います。ただ、そういう具体的な施設なりがやはり必要なだけけれども、どういう順番でこれを実現していくかということについては、我々がある程度進めなきゃいけないことだと思いますんで、せつかくの提案でございますんで、何らかの検討の中でですね、入れていただきたいなと思います。

やっぱり我々もあと10年もすれば運動もできなくなりますから。時間に限りありますんで、できるだけ早期にそういうものが実現できるような、そういう取り組みをお願いしたいと思います。

それから、青少年交流の家ですけど、参事が言われるとおりであったら、なぜはっきりけじめをつけて、黑白つけて、そして新しい整備なりに向かうべきじゃありませんか。もうこうやっていたら、あと1年また楽にたっちゃいますよ。最後の点で、何か答弁なりがありましたらお願いをして、質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 私に対して、情報公開の約束に相違があるんじゃないかというお話でございます

が、特に変わってはおりません。特定の設計や施設について、事業費または額をですね、類推するようなことをですね、入札等の執行の前にですね、公開することは健全な競争を妨げることにつながりはしないかの点も考慮する必要があり、また業者への価格提供の幫助とならないかということをご心配しております。

それが第1点で、もう一点ですね、南部のときに情報公開したじゃないかと、いろいろコンサル等で設計した額等がありました。ただ、それについてですね、我々としてもその部分が実際にどうなのかの積算まではですね、とても手間がなくてできませんでした。そうしたときにですね、今度は町が潰れるだの何だのという価格の話の議論ではなくてですね、変な扇動行為に走ったという事実がございます。そういうことの中でですね、要するに裁判等いろんな動きになったのも現実でございますでですね、要は、要するに物を執行するときに、その時点の単価、それによって正確に計算をした中で発注をしていくのであればいいんですが、時間的な経過等もいろいろある中でですね、変な臆測を招くようなことは適正な情報公開ではないと、こう思っているわけでございますで、特にですね、行政として懈怠をしているわけではなくて、誤解なく、その時々単価等によって、時代の趨勢によって、しっかりとした発注をもってやっていくと。予想の議論ではなくて確実なもの、ですからこれはもう入札等終わった後では全て公開をしているわけでございますから、それを見てもらえればいい。その前に議論するということは、施工者といいますか、そういうところに参加する上のヒントを与えると。要するに公正な、健全な競争を妨げることへの誘導につながりかねないというのが十分でございます。そういうことを私どもは一番危惧しているわけでございます。

以上です。

[何事か呼ぶ者あり]

○町長（小坂泰久君） 那須議員にお答えしたとおりでございます。今後とも誠実に対応してまいりたいと。

以上です。

○議長（内海和雄君） それでは、7番議員、齊藤博君の一般質問が終了しました。

◎散会の宣告

○議長（内海和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時10分）

平成29年第1回酒々井町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年3月16日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号ないし議案第17号一括審議
(委員長報告及び質疑・討論・採決)

日程第3 発議案第1号ないし発議案第5号
(趣旨説明・質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	濱口信昭君	2番	須藤伸次君
3番	酒瀬川健一君	4番	那須光男君
5番	御園生浩士君	6番	川島邦彦君
7番	齊藤博君	8番	内海和雄君
9番	佐藤修二君	10番	江澤眞一君
11番	平澤昭敏君	12番	越川廣司君
13番	竹尾忠雄君	14番	地福美枝子君
15番	小早稲賢一君	16番	高崎長雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により出席した者の職氏名

町長	小坂泰久君	副町長	飯塚光昭君
教育長	木村俊幸君	教育次長	木内達彦君
総務課長	大塚正徳君	税務住民長	大崎智行君
健康福祉課長	河島幸弘君	企画財政長	岡野義広君
住民協働課長	清宮高由起君	経済環境長	芝野芳弘君
参事兼まちづくり課長	松本有二君	上下水道長	板垣一成君
農業委員会事務局長	芝野芳弘君	こども課長	七夕夕美子君
学校教育課長	猪鼻慎二君	生涯学習課長	木内達彦君
会計課長兼会計管理者	河合昭男君		

本会議に出席した事務局職員

事務局長	福田良二	書記	五代より子
書記	斉藤良尚		

◎開議の宣告

○議長（内海和雄君） これから本日の会議を開きます。

（午前 8時59分）

◎議事日程の報告

○議長（内海和雄君） 本日の議事はお手元に配付の日程に基づき行います。

◎一般質問

○議長（内海和雄君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 須藤伸次君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、2番議員、須藤伸次君。

〔2番 須藤伸次君登壇〕

○2番（須藤伸次君） おはようございます。2番議員の須藤です。私のほうから3つ質問させていただきます。

まず、1番目、酒々井コミュニティプラザ改修計画の進捗状況について伺います。建設後、約30年を過ぎたということで、改修に当たっては現代的なりニューアルができたらいいなというふうに個人的には思っています。

それでは、1番、コミュニティプラザの改修計画について、清掃組合と提案ないしは要望というのがどのような進捗状況なのかを伺います。

2番、老朽化に対応した改修だけでなく、先ほども申しましたように、町民からの要望のある、例えば温水プールや足湯とかトレーニングルーム、カフェテラス、懇親会等憩いの場としての施設が充実を図られてもいいのではないかと考えていますけれども、町の考えはいかがかと伺います。

2番、町のPR方法なんですけれども、インターチェンジやアウトレット等により酒々井町という知名度はアップしましたが、これからさらに町のPRの方法をどのように考えているのか、現況と今後について伺います。

1番、全国自治体ではB級グルメなどが活発に行われていますけれども、酒々井町もまちおこしの一環としてブランド創出事業等を実施しておりますが、今後は食べ物だけにこだわらず、物から事、要するに行事、歴史、文化、伝統などを対象とした非常にオリジナリティーのある酒々井ブランドというもの創設してもよろしいのではないかと、そのように思っていますが、町の考え方を伺います。

そして、2番、従来町のPRには数人の方がいろいろ委員を務め、進めてきたと思いますけれども、将来のことも考え、小学校の高学年、中学生などの意見も取り入れて、我々には発想もつかないようなことが発見できるのではないかと思いますけれども、いかがかと伺います。

3番目、県道宗吾酒々井線の拡幅工事の進捗状況についてですが、現状県道宗吾酒々井線の拡幅工事の完成が進んでいることは進んでいるのですけれども、何せ大きな事業ですので、そう早く完成するのは困難だと思います。それで、現状の進捗状況、それと今後の計画、見通しについて伺います。

2番、現状道路の完成というものが早々早期には完成しないという、そういう状況の中でも老人や子供たちは毎日生活道路として利用しているわけでありまして、道路の路面、舗装のところにですね、例えば学童の歩行でとか、スピードの原則とか、横断歩道のちよつとはげちゃった歩道、それとかあと停止線などを何とか佐倉警察のほうと協議して、できるまでの間大きな事故が再発しないように努力していただければと思います。

以上、大きく3点について私の1回目の質問は終了いたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） おはようございます。昨日に引き続き一般質問にお答えをいたします。なお、答弁につきましては、政策的なものは私からお答えし、細部にわたるものは副町長、教育長、または担当からお答えをいたします。

それでは、2番議員、須藤議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをさせていただきます。

1点目の酒々井コミュニティプラザ改修計画の進捗状況についての2つ目、改修にあわせて施設の充実を図ることについてのご質問につきましては、検討委員会の意見を参考にしながら高齢者が利用しやすいバリアフリー化、健康づくりの場や食の提供などを盛り込んだ施設の改修について民間の活力を導入し、プロポーザル方式により実施することを予定しているところであります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） それでは、私からは1点目の酒々井コミュニティプラザ改修計画の進捗状況についてのいつ清掃組合に提案や要望を行ったのかということについてお答えいたします。

コミュニティプラザの改修計画の進捗状況についてのご質問ですが、酒々井コミュニティプラザは建設から30年が経過し、老朽化してきていることや現在の高齢化に対応した施設でないことなど、今後の維持管理費の削減やバリアフリー化を図ることが課題となっております。このため、平成26年6月に酒々井コミュニティプラザ検討委員会を設置し、今後の施設のあり方や改修、運営方法などの意見をいただいたところでございます。その委員の構成メンバーには佐倉市、酒々井町清掃組合事務局長がオブザーバーという形で会議に参画されておりました。そのようなことから、施設の改修についてはその当時から要望しておりました。なお、プロポーザル方式による改修や民間活力を導入しての運営など、具体的な方法等については、今年度に提案したところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、町のPR方法の現況と今後についてということで2点目のご質問にお答えいたします。

1点目の地域を活性化するための取り組みについてというご質問でございますけれども、酒々井ブランド創出事業など町内の各機関の連携により各種取り組みを行っておるところでございます。また、それらまちおこしの一環となる取り組みについて、その事業効果を高めるためには積極的に情報発信することが重要となることから、「歩いてめぐる発見のみち～ウォーキングマップ」や「酒々井町じゃらん」などの各種ガイドブック等を制作し、広く配付し、周知を図ったところでございます。ご質問にございます物品等の物から行事、歴史、文化、伝統などのことを対象とした酒々井らしいオリジナル性があるものを展開すべきとのことについては、今年度酒々井・千葉氏まつりや酒々井ふるさとまつりと新酒祭の同時開催など新たな取り組みを展開してまいりました。これらの取り組みにより、町内外から新たな交流人口を呼び込むことができたものと認識しております。今後も酒々井らしいオリジナル性のある取り組みを展開していくとともに、情報発信に当たってはSNSなどインターネットを活用することで広く情報発信し、日本で一番古い町を全国にPRしてまいりたいと考えております。

2点目でございますけれども、町をPRしていくアイデアなどを大人だけではなく、町内の小学生や中学生などの意見も情報収集し、その発想も生かす考えはあるかのご質問でございますが、昨年度まで行われていた中学生模擬議会など並びに今年度からは新たに実施されたこども模擬議会において、児童生徒たちから酒々井のまちづくりについて幅広い立派なご質問をいただいております。さらに、今年度末策定予定の第5次酒々井町総合計画後期基本計画の策定課程においても、酒々井中学の生徒と町長との意見交換を行ったところでございます。また、町内各小学校6年生全員を対象としたしすいのまちづくり授業を平成24年度より継続して実施しております。この取り組みにおいては、町の総合計画、子ども版でございますけれども、そちらを題材にいたしまして町内の小学生がみずから酒々井のまちづくりについて考えるもので、町の現状と将来を見据えグループワークにより議論し、その意見を発表するものがございます。こうしたさまざまな取り組みを通じ、酒々井町の将来を担う子供たちの発想をまちづくりに反映するとともに、今後も子供たちとの情報交換を積極的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、3番目の県道宗吾酒々井線の拡幅工事についてお答えいたします。

1点目の現在の進捗状況ですが、平成25年度から延長800メートルの区間で事業化しており、これまで現地測量や詳細設計を実施し、今年度に用地買収に着手したところで、来年度も引き続き用地買収を進めていくと県から伺っております。

2点目の道路標示につきましては、学童の利用も多く、交通安全対策の重要性が高い路線となっておりますので、歩道整備、路面標示等の交通安全施設の改修及び新規設置につきまして県道管理者である千葉県に協議してまいります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 2番議員、須藤伸次君。

○2番（須藤伸次君） それでは、質問というか要望なんですけれども、3番目の道路路面標示、これについては、早急に進めていただいて安心安全な歩行ができるように努力してもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（内海和雄君） それでは、2番議員、須藤伸次君の一般質問は終了しました。

◇ 佐藤修二君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に9番議員、佐藤修二君。

〔9番 佐藤修二君登壇〕

○9番（佐藤修二君） 9番議員の佐藤修二でございます。私は、今回の議会で大枠で4点について質問をさせていただきます。

大枠の1点目は、地震災害対策の関連についてであります。各地で地震発生に備えた防災対策や防災訓練等が真剣に実施されている状況が見られております。昨年発生しました直近の熊本地震では震源地の益城町では震度7が2回続いて起きるといふ地震観測史上でも初めてのケースと言われておりましたが、震源地の益城町では家屋の全壊や土砂崩れによる橋の崩落、道路等インフラ関連の寸断等が広範囲にわたって見られておまして、テレビ等でも大きく報道がされていたところであります。震源地の周辺の市町村でも震度5強から6の地震が発生しておまして、屋根瓦の落下等が至るところで見られておりました。危険を顧みずも屋根に上ってブルーシートを張る人たちの姿があちこちで見られておりましたが、ところによってはブルーシートがなくて仕方なく毛布で屋根を覆う人たちも見られ、災害の非情さを痛感したところでありますが、先月の2月中旬にとんぼ返りで現地を往復しましたけれども、災害地のほうも落ち着きを取り戻しておまして、復旧のほうも順調に進んでいる状況が見られておりました。熊本地震が発生して約1年近くになりますけれども、地震発生当時のいろいろな対応の不足、指摘事項等がまとめられて資料として各家庭にも配布をされておりました。その中でいろいろと指摘事項や不満事項等が書かれておりましたけれども、中でも特に小学校の校庭を使った避難所の運営についての苦情等は非常に多く出されておりました。避難所運営の責任者やこのスタッフ等は決められていても、地震に、実際に災害を受けているということで発生時に避難所に集まることができなかつた、こういうことが原因をして情報や連絡網が全く機能しなかつたというような状況が特に強調をされておりました。特に一般の方々からの苦情等が非常に多く出されておりました。また、屋根瓦が落下する家が多くてブルーシート等の確保がもう間に合わなかつたと。ホームセンター等でも在庫不足になって手に入らなかつたと。行政でも備蓄材として備蓄しておくべきではないかというような指摘等も出されておまして、これらはどこで大地震が発生しても同じような状況になるのではないかと痛感をしておりましたが、2点についてお伺いをいたします。

1点目は、防災訓練等野外の公的な防災訓練等については確実に実行されておまして、注目もされておりますが、一方でソフト面の運営所の訓練等については打ち合わせや会議等で済まされている場合が多いと聞いております。当町では避難所に指定された建物でもこの避難所訓練等実際の訓練は行われているのかどうかについてお伺いをいたします。

2点目は、大地震が発生すれば屋根瓦等が落下するという状況は必ず想定がされるわけではありますが、ブルーシート等の確保、個人で確保するのはなかなか難しい状態にあります。当町でも6年前の東日本大震災の際に一戸建て住宅の屋根瓦が落ちて、ブルーシートを必要としておりましたが、なかなか備蓄

等がなく、いろいろなところをお願いをしてかき集めたというような状態も見られておりますし、東日本大震災では特に印旛地区ではブルーシートをかぶった家が多く見られておりました。今後地震が発生すれば、このような状況が起こってくることは明白であると思います。当町でも防災資材として、防災倉庫にブルーシートと固定ロープ等も保管して緊急の地震等の際に貸し出す等の方策はとれないのかどうかについてお伺いをいたします。

大枠の2点目は、町の事業の関連についてであります。町の事業については、限られた予算の中でやりくりをしながら事業を進めていただいている状況が見られております。今後の予定される事業としては、ここ本庁舎の耐震工事等も既に実施時期等も明らかになっておりますし、多くの皆さんから要望が出ておりましたプリミエール酒々井の増設についても、今回具体的な方針を示されております。さらに、JR酒々井駅の駐輪場の設置についても計画検討が進められていると聞いております。ほかに何件かあると思いますが、これら計画検討が進められて方向性が出されるような事業の反面、検討はされても金額が大きく規模が大きくなかなか事業化の方向性が出されていない事業もあると思いますが、3点についてお伺いをいたします。

1点目は、人口減少問題が課題となる中で自治体でも公共施設の減築政策を進める自治体も出てきていると聞いております。当町でもこの人口減少に備えて施設の減築や多目的化を推進することが重要だと述べられておまして、これからの大規模な公共施設の新築や改築はなかなか難しくなってくるのではないかと思います。懸案になっておまして議会でも質問が出ております。町民体育館については、検討委員会で検討もされておりますけれども、金額等で事業の方向性はまだ決められていないという状況にあると思いますが、この町民体育館も規模と今後減築政策の対象になっていくのかどうかについてお伺いをいたします。

2点目は、プリミエール酒々井では土曜日、日曜日、祭日等イベントが常に開催をされておまして、満杯になるときも多いと聞いておりますが、その都度に駐車場の問題が話題となっております。成田線の上野作跨線人道橋付近の都市計画道路の空き地については、以前にも質問は出されておりますが、駐車場としての利用が可能かという質問も出されておりましたけど、現在のところ動きがありません。都市計画法上の道路ということで、法的な制約があるのかもしれませんが、今後あの空き地を駐車場としての利用は、不可能なのか可能なのかについてお伺いをいたします。

3点目は、JR酒々井駅の駐輪場の設置につきましては、このJRの周辺は自転車の盗難事件が非常に多い、町内でも一番多い場所でもありまして、防犯を兼ねた駐輪場の計画検討がされていると聞いております。前向きに検討がされていると聞いておりますが、用地の問題や現況、そして今後の見通し等についてお伺いをいたします。

大枠の3点目は、安全・安心のまちづくり関連についてであります。100年安心して暮らせるまちづくり、都市機能の整った歩いて暮らせるまちづくりは、総合計画の中にもうたわれている項目の一部でもあります。最近ではゲリラ雷雨の発生や、また気温の急激な変化によって高齢化もあり体調を崩す人も多いと言われておりますし、気候についていけないとつぶやく人もおられますが、千葉県では昨年ゲリラ雷雨の発生が非常に多くて、7月から9月末までのゲリラ雷雨の発生は、全国都道府県でも最多であったとウエザーニュース等では述べられております。これらの対策等もありますが、2点についてお

伺いをいたします。

1点目は、町内の雨水排水路の関連についてであります。JR成田線沿いのコンクリート柵渠の水路には土砂が堆積しているのが見られておりますが、特にくすりの福太郎脇の水路については水路断面のほぼ半分近くは土砂に埋まっております、またコンクリート柵渠自体も支柱が傾いて柵渠自体も傾斜しているような状況が見られております。この地点は、中川踏切があり、また東酒々井と中央台を結ぶ唯一の車の通れる道路でもあります。この水路は、特にこの地点は水が集まりやすくてゲリラ豪雨等では氾濫が予想される地点でもあります。大雨の際に私も現地を見ておりますが、水かさが増して大丈夫かと思うようなときはたくさんあります。この水路については、土地改良区の関係もあるという話、答弁が以前ありましたけれども、しかし道路の構築物等は町の管理下にある構築物であります。今後、氾濫等も考えて町としても対応を考えるべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

2点目は、中央台公園の暗渠排水についてであります。中央台公園の暗渠排水については、昨年2度目になりますか、工事が終了をしております。しかし、11月のふるさとまつりやあいにくの強い雨で会場が水浸しになって排水はどうしたんだというような声も聞かれておりましたが、あれだけの雨が降れば水浸しになるのはどこでも同じことではないかと思いますが、暗渠をやったからといって即効性のある排水というのはなかなか難しいと思います。この暗渠敷設の成果については、翌日には水も大部分引いておまして、暗渠を敷設した部分については効果が見られていたと思います。ただ、敷地全体の不陸整正が改善されていないところが多々ありまして、ふるさとまつりの会場でも雨により水道ができて、テントの中央を横切って流れるというようなはっきりした不陸の整正のまずさが証明されておりました。この点について暗渠自体は一部終わっておりますけれども、この低い部分に再度暗渠を実施して、低い部分を良質土、砂質土で不陸整正をすれば水の問題は徐々に解決していくものと思います。さきに実施しております暗渠の成果も見られておりますので、早急に実施をすべきであると思います。中央台公園については、防災の拠点として大型ヘリコプターが着地する等の目的もありまして、水たまりやぬかるみがあってはならない条件になっているだけに、早急な実施をすべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

4点目は、町の年間行事の重複についてであります。町主催の行事や町民という冠のついた各種団体の行事の開催日が重複しておまして、参加したくても参加できなかった、開催日を調整すべきだという声が多く出されております。特に昨年は、ふるさとまつりと新酒祭、町民文化祭と各種団体の冠のついた大会等の行事が重複しておりました。特に10月から11月にかけて行事が多い時期になっております。各種団体の行事等については、会場の設定や日程の設定もあり、担当部課とも打ち合わせをしていると思われまます。日程については、何日にどういう行事があるということも明らかになっているはずでございます。土曜日曜祭日等いろいろ調整をすれば、全部とはいかないまでもある程度の調整ができるものと思います。固定概念を捨てて、多くの町民が行事に参加できるような仕組みを考えるべきであると思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

以上4点について質問をさせていただきまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、9番議員、佐藤議員からは4点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。地震災害対策につきましては、常在との観点から平常時の備えは重要と考え、中央台緑地に防災倉庫等の整備を進めているところでございます。

私からは2点目の町の事業関連についての2つ目について、中央台側の空地につきましてお答えをいたします。

プリミエール酒々井等での町のイベント時に会場の駐車場が足りなくなると予想された際に、来場者の臨時駐車場として利用されているところではあります。駐車場の安定的な確保は必要と考えているところから、現在駐車場や上野作跨線人道橋のバリアフリー化を含めた公共空地の有効活用について検討しているところであります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 教育長、木村俊幸君。

〔教育長 木村俊幸君登壇〕

○教育長（木村俊幸君） 私からは、2項めの質問であります町の事業関連についてのうち1点目の町民体育館に関するご質問についてお答えいたします。

人口減少が推測されておりますけれども、現況施設の合理的かつ多目的な利用方法を今後とも検討してまいりたいと思います。また、施設の増築、減築、維持管理費、新築費用等、その財源等を総合的に公共施設等総合管理計画の中で改めて検討してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 総務課長、大塚正徳君。

○総務課長（大塚正徳君） 私からは、1点目の地震災害対策についてお答えします。

町では避難所を開設しなければならない災害の発生に備えて職員向けの避難所開設マニュアルを作成し、各避難所から比較的近いところに在住する職員を配備職員として定めております。また、長期期間にわたる避難所の運営に関しては、避難所ごとの自治が必要となるため、避難される方々と町での協働によって避難所を運営するための災害時における避難所運営マニュアルの策定を進めているところでございます。ご質問の指定避難所を使った自主防災組織と協調した避難所運営の実施訓練等が行われているのかにつきましては、実際にはたくさんの方が長期間にわたって避難所に滞在しなければならない災害が発生した場合を想定し、実施しなければならないものと考えており、災害時における避難所運営マニュアルの策定後には各自主防災組織や自治会に町との合同訓練の実施に向けてお願いをしてまいりたいと考えております。

次に、ブルーシート等の備蓄等についてですが、大震災が発生した際には家屋の屋根、特に瓦屋根は多くの被害を受けるものと考えております。備蓄につきましては、町においても検討しておりますが、備蓄できる数も限られることから、各家庭においてもできるだけ備えていただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、2番目の町の事業関連についての3点目と、あと3

番目の安全・安心のまちづくりについての2点目のご質問にお答えいたします。

2番目のまちの事業関連についての3点目、JR酒々井駅の駐輪場につきましては、防犯対策や将来的な有料化を踏まえて、平成27年度に基本設計を行いました。用地につきましては、平成28年度と平成29年度の2カ年で購入する予定です。また、工事については交付金のつきぐあいによりますが、都市再生整備計画では平成32年度までに整備する計画であります。

次に、3番目の安全・安心のまちづくりについての2点目の中央台公園につきましては、議員ご質問のとおり、暗渠排水の整備は要所での施工実施いたしましたが、降雨中における即効性までは期待できず、芝生広場に不陸も発生している状況となっております。そこで、これらを改善するための抜本的な方策としまして、これまでの暗渠排水に加え、広場の表面をダスト系の舗装としまして、さらに1%から2%の排水勾配を施し、周囲に敷設する側溝等により流末に排水することが最も効果的であることから、改修費を平成29年度当初予算に計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは、3点目の安全・安心のまちづくりについての1点目、雨水排水路につきましてお答えさせていただきます。

町内の雨水排水路につきましては、降雨時に雨水が適切に排水されるよう水路内の除草等、維持管理に努めております。ご質問にある水路の区管では昨年12月に水路内の除草を行ったところでございます。今後水路機能に支障となるような土砂堆積が顕著な箇所につきましては、雨水が適切に排水されるよう土砂を撤去するなど引き続き維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 経済環境課長、芝野芳弘君。

○経済環境課長（芝野芳弘君） 私からは、4点目の年間行事の重複についてお答えいたします。

ふるさとまつり、新酒祭については、例年多くの出店と多数の来場者がある町の代表的イベントとなっているところでございます。本年度の開催につきましては、開催に当たり両団体の話し合いの中で同日開催することにより、さらなる相乗効果を図るため酒々井の秋まつりとして同日に開催したところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 同じく年間行事の重複について回答させていただきます。

町主催の行事、各種団体行事につきましては、天候のよい時期に集中するためやむなく重複して実施するケースがあります。今後とも町内各課はもとより、行事に関連する団体とも十分に事前調整を行いまして、より多くの方が参加できるように実施してまいります。

○議長（内海和雄君） 9番議員、佐藤修二君。

○9番（佐藤修二君） 私の質問はこれで終わります。

○議長（内海和雄君） それでは、9番議員、佐藤修二君の一般質問が終了しました。

ここでしばらく休憩します。

(午前 9時44分)

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

(午前 9時55分)

◇ 竹 尾 忠 雄 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、次に13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） おはようございます。日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、ぜひ一般質問は議員と執行部の議論の場でありますので、ぜひ指名されましたら、町長も明確な答弁をお願いします。

1点目ではありますが、町道02—006号線道路改良計画についてお尋ねをいたします。1つは、国道51号から国道296号を結ぶ町道02—006号について、町はJRの線路を横断についてですね、アンダー、オーバーといずれも15億円強の工事費が見込まれると。そういう中で財政的に大変厳しいと議会に説明がされましたが、今回オーバーでの設計を昨年発注しましたが、オーバーでの設計での消防署との中央台から1丁目との取りつけが可能なのかどうかお答えください。

2点目は、道路改良計画路線は決定されたのかどうかお答えいただきたいと思います。

2点目は、狭隘道路解消についてお尋ねをいたします。町内には狭隘道路が多数ありますが、町は国の事業を活用して用地を提供者、所有者が提供した場合、その箇所について国の補助金を使って解消すると、こういう進め方と、もう一方では町が用地を購入して解消する、2つの方法で進めておりますが、町が用地を購入し、解消を進める場合はどのような基準で事業化するのか。例えば自治会や、あるいは区長さんの要望に基づいて進めるのか。事業化する基準についてお答えをください。

3点目は、子育て支援センターについてお尋ねいたします。子育て支援センターについて、1点目は全体の事業についてお尋ねをいたします。次に、財源内訳についてお尋ねします。3番目は、施設の開所時期についてお伺いします。

次に、4点目であります。ふれ愛タクシー1台減車とスクールバスの購入についてお尋ねいたします。

1点目は、12月議会最終日にスクールバス購入費として約400万円の予算が提案されましたが、町はいつ車両を購入しようという決断をされたのかお答えください。

2点目は、スクールバスの運転手については、シルバー人材センターに委託するとの説明でありましたが、運転手の管理が十分可能だとは思えない。運転手は町の職員として町が管理すべきというのが多くの町民の声であります。町長の考えを伺います。

3点目は、ふれ愛タクシーの運行は社会福祉協議会に委託しておりますが、今回の重要な運行変更について運行委員会を開いて広く委員の皆さんの意見を聞いて決定すべきだと思いましたが、なぜ町は運行委員会を開かずに独自に決定されたのかお答えください。

5点目ではありますが、学校給食の軽減についてお尋ねいたします。町は、これまで議会答弁では昨日

もありましたけども、無料化については考えていないとの回答でありました。今全国で4市33町25村の62市町村が全額補助をしております。そのほか多子世帯に対する補助金を出している市町村は4割を超えたとされておりまして。負担を減らし、子育て支援、あるいは若年層人口増に期待、そして県内でも大多喜町や神崎町で実施され、保護者負担を軽減する市町村がふえております。大多喜町では若年層の定住化による人口増が図られればと、ことし1月から中学生の給食を全額補助しております。学校を通じた社会保障として当町においても給食費軽減のために検討すべきだと思います。なかなか全額完全無料化ということは大変だと思いますが、多子世帯への補助といろいろな形で検討されるべきと思いますが、町のお考えを伺って第1回目といたします。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、13番議員、竹尾議員からは5点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは4点目のふれ愛タクシー減車とスクールバスの購入についての2つ目、スクールバスの運転手に関するご質問にお答えをいたします。

町で購入するスクールバスに関しましては、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会と町が労働者派遣契約を結び、酒々井町シルバー人材センターの会員が連合会との雇用契約のもとに、派遣先の町で他の一般職員と同様に働くこととなります。なお、人選に関しましては、面接を行うなど慎重に審査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、1番目の町道02—006号線道路改良計画についてと、2番目の狭隘道路解消についてのご質問にお答えします。

1点目の国道51号から国道296号を結ぶ町道02—006号線のご質問ですが、当該路線は新町都市計画マスタープランの補助幹線道路としての位置づけがあり、中心市街地から酒々井インターチェンジへの連絡機能やJR線路による交通ネットワークの分断を改善するために当町の交通体系を踏まえると、大変重要な道路であります。JR線路の横断工法選定は、この道路計画を進める上で基本的な問題であるため、慎重に検討する必要があると考えております。

2点目の道路改良計画路線は決定したのかとのご質問ですが、まだ検討段階であります。

次に、2番目の狭隘道路解消について事業化の基準についてのご質問ですが、自治会や区からの要望は事業化する上での一つの理由となりますが、基本的には町にとって基幹となる1、2級幹線町道の狭隘未整備区間や道路網の充実と交通安全の向上が図れる箇所を優先的に事業化しております。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 3点目の子育て支援センターについての質問にお答えさせていただきます。

子育て支援施設の新設事業につきましては、平成27年度から29年度にかけての事業となっております。

27年度の決算額が3,738万862円、平成28年度の予算額は2,075万7,000円、平成29年度の予算計上額は1億1,006万9,000円となっております。財源につきましては一般財源、町債及び国と県からの補助金を予定しております。

子育て支援室の供用開始につきましては、平成30年度を予定しております。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、4番目のご質問の1点目と5番目の給食費の軽減化についてお答えします。

まず、スクールバスの購入を決めた時期についてですが12月議会で補正予算の追加議案として提出したその日であります。

続きまして、学校給食費の軽減についてですが、昨日の答弁とほぼ同様にはなっていますが、学校給食につきましては、学校給食法第11条及び学校給食法施行令第2条で経費の負担について規定しております。その中で給食施設の設備や運営に係る経費以外、いわゆる食材費等については保護者負担と定めております。また、無償化もしくは補助を行おうとした場合に毎年度大きな財政支出を伴うことから、現時点では無償化や補助については考えておりません。ただ、今後は無償化等を実施している市町村についてその動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは4番の3点目についてお答えさせていただきます。

酒々井ふれ愛タクシーにつきましては、社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会が運行主体として運営しております。また、運行委員会につきましては、巡回・デマンド複合型総合交通システム運行委員会設置規程に基づき、新公共システムの円滑な運営及び利便性の向上を図るため運行委員会を設置し、構成員として社会福祉協議会関係者、酒々井町水仙クラブ連合会、町婦人会、酒々井小学校PTA、町商工会、民生委員児童委員協議会、行政連絡員、行政関係者として企画財政課、学校教育課、健康福祉課の11名で組織しております。今回の運行内容の一部変更につきましては、運行ルートや利用料金を変更する案件ではございませんが、2月に開催した運行委員会において、その経緯や変更内容等を説明し、ご了承をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、再質問させていただきます。まず、1点目の006号線のいわゆるJR越えの問題について、先ほど重要な路線だということではありますが、1つはJR越え、昨年12月でしたか、JR越えの設計の委託、発注しましたけれども、いわゆる消防署前へつける中央台1丁目から今クランク状になっていますけれども、まっすぐつける道路との接続は可能なのかどうか伺います。そして、JR越え、オーバーで行うということで今回発注したと思いますけれども、いわゆる勾配ですね、上っていく勾配、国の基準は何度なのか。そして、今言ったように接続が可能なのかどうかお答えください。

次に、狭隘道路の2点目の問題であります。先ほど課長のほうから狭隘道路の事業決定についてお答

えがありました。自治会や区からの要望も重要な1つだということでもありますけども、そのほか町としての優先度等考慮して実施するということでもありますけども、具体的に伺いますが、今回予算に計上されましたヘルシータウンの付近の狭隘道路の解消ということで工事費、昨年設計、用地買収、そしてことし新年度で工事の予算が計上されましたが、これについてはいわゆる自治会からの要望があったのかどうかお答え願いたいと。あったとしたら、いつあったのかお答えください。

次にですね、3つ目の子育て支援センターについてお尋ねをいたします。ただいま課長のほうから全体の事業費についてお答えございました。全体の事業費では先日の委員会でもお答えしておりますけども、1億6,000万円となるが今後については未定だと。いわゆる本年度1億500万円の施設の建設費が含まれて、これは予算でありますけども、事業費約1億6,000万円。今後については未定というのは当然細かな備品等の購入等あるから、そういうお答えであったと思いますけども、いわゆる全体の事業費1億6,000万円ということで、平成27年の12月議会に用地購入費として4,138万5,000円の補正予算が提案されました。多額の事業費を要する事業は3月の当初予算で計上するのが一般的だと思いますけども、そしてこの用地購入について、12月議会を終えて約1カ月間の超スピードで用地購入が、契約が決まりました。私、ここに購入された土地の謄本を持っておりますけれども、12月の補正予算で用地買収費が組まれて、そして翌年28年の2月9日に契約されました。非常に異例とも言われる超スピードでの契約でありました。当然用地を購入するわけですから、交渉する前に町は不動産鑑定をするわけでもありますけども、この不動産鑑定は28年の新年早々1月8日に不動産鑑定を契約しました。本当に超スピードの契約であります。この土地は、謄本見ますと、抵当権も入っているんですね。ある人がこの土地を購入しようと思ったけれども、「この土地はプロじゃなくちゃ買わないほうがいいよ」、こういうふうな言われたという話もありますけども、そこで町長に伺います。この用地購入について、この土地を購入してほしいという口きはあったのかどうか。抵当権を設定されている土地を町が購入するのですから、例えば抵当権者あるいは連帯保証人、あるいは政治家等の口きがなかったと町長断言できますか、お答えください。

次に、土地購入額は当然不動産鑑定に基づき土地の購入額が決まったと思います。1月8日に不動産鑑定を契約して鑑定士さんに評価をしてもらおうと。評価の提出期限は1月8日に契約して1月29日までに町に提出するよう、こういう契約になっておるわけですが、鑑定評価が出て町は用地購入3,674万9,062円で購入されました。その後、この土地には建物が建っておりますので、解体費用として1,047万6,000円は解体費用として現在解体が行われております。そして、私、不動産鑑定の評価仕様書を資料請求して手元にありますが、これを見ますと、評価依頼に所有権以外の権利または建物その他の存するときは、当該権利または当該建物その他の物件が存しないとしての価格である。いわゆる要約しますと、この土地には先ほど言いましたように抵当権がついています。ですから、抵当権が入っているから云々じゃなくて、ないものとして鑑定をお願いしますと仕様書でいっているわけです。そして、建物3棟建っているが、これもないものとしていわゆる更地の状態で鑑定評価を町はこの仕様書では依頼したと、そしてそういう町からの依頼で鑑定が出て、用地購入費3,749万62円で2月の9日に契約した。そういうことからしますと、一般的常識からして土地代金から解体費用1,476万円は差し引いて契約すべきだと思います。それで、私、昨年発注しましたいわゆる建物の設計委託の依頼書、それによりますと、い

いわゆる建物を建てることでの設計依頼が7月19日に設計者と契約されました。その仕様書、ここにありますが、この仕様書でも3棟の建物載っています。建物ですね、居宅、築年不詳、木造1階139.11平米、居宅、昭和55年築、平成4年に増築、木造2階建て、237.66平米、物置、不詳、木造1階16.56平米、床面積全体で393平米ということで、町の仕様書、設計する上でのですね、こういう既存の建物ありますよと、設計者に出しております。

1つは、ですから先ほど言いましたように解体費用については差し引いて契約すべきものだと思います。じゃなければ、町民は納得できないと思います。どうして町は土地購入費と、そして解体費用さらに1,047万6,000円を支払ったのか。その理由をお聞かせください。

次に、ふれ愛タクシーの問題について。先ほど町長のほうから県のシルバー人材の連合会との契約だという、そして実際に運転するのは町のシルバー人材から派遣されるという、そういうお答えでありました。まず、私一番心配するのは、やはり子供たちの安全を考えれば、これはやはり今町バスがありますように、町の職員として運転士の健康管理が町としてきちんとできるように、町の職員として運転士を充てるべきではないでしょうか。シルバー人材で運転士の健康管理、十分できるとは私思いませんけれども、もう一度お答えください。そして、先ほど課長のほうから「バスを購入したのは12月の議会です」と、議決されたから決めたんだということではありますけれども、そうではなくてですね、いわゆる1台減車になるという、運転手の手だてがつかないということで、去年の10月に事業者から町に申し出あって、その間当然いろいろどう対応するか議論してきたと思います。そういう中で町がいつ購入しようという方向を決めたのか、その日を言っているんです。議会で決めた日だなんてとんでもない話ですよ。

3点目の問題ですが、去年10月に減車の話が出ているのに福祉協議会との協議、特に私重要なのは運行委員会があるわけですから、今回1台減車するということはふれ愛タクシーの運行にも支障を来す、スクールバスにも支障を来す。当然運行委員会に諮って委員の皆さんの意見を聞いて町はどうするか決断する。これは当然じゃないですか。運行委員会は先ほど課長言っていましたけど、利便性を考えて運行委員会を開く、1台減車で利便性が損なわれるわけですから、当然運行委員会を開いて皆さんの意見を聞いた中で決めるべきではなかったかと思うんですよ。なぜ運行委員会開かなかったんですか。先ほど開いたと言ったけども、ことしの2月になって決まったことを運行委員会に報告し、あとは議会が終了しないとそれ以上の話はできませんという、2月の運行委員会の状況を私委員の皆さんに聞きましたよ。全く議論する場じゃなかったと。町のただ一方的な運行委員会報告されたと、こういうことでありますよ。委員の皆さん、憤慨していますよ。これは、当然10月にあった時点で運行委員会を開くべき。なぜ開かなかった。

以上で2回目終わります。

○議長（内海和雄君） まちづくり課長、松本有二君。

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 私からは、1番目と2番目の再質問についてお答えいたします。

1番目の町道02—006号線の消防署前の道路、町道02—008号線でありますけれども、これの取りつけというご質問だと思いますが、現在検討しているところであります。その勾配についてはですね、10%基本に検討しております。

〔「10%、基準で」と呼ぶ者あり〕

○参事兼まちづくり課長（松本有二君） 基準ではない。最大値ではないです。そういう10%というのは、その勾配を使う設計条件というのがいろいろあるわけですけども、設計速度見ないで10%ということでございます。道路構造令の最大値ということではありません。とりあえず10%を検討しております。

次にですね、2番目の狭隘道路の問題ですけども、先ほどの町道1B-050号線というヘルシータウンの入り口であるわけですけども、ヘルシータウンというのは八十数軒家のございまして、その入り口が、議員現場よくご存じだと思いますけども、非常に交差角が悪い入り口部になっているわけですよ、交差点が。そういうこととですね、あと入り口から団地の中に向けては結構な急勾配でありまして、地元の区からの要望とか、過去には地元からも要望あったかと思えますけども、そういうことではなくてですね、という現場の状況の交通安全や交通量を緩和して事業化しているということでもあります。

以上です。

○議長（内海和雄君） こども課長、七夕夕美子さん。

○こども課長（七夕夕美子君） 子育て支援施設内の建物のことでございますけれども、施設内、用地内の既存の建物については、寄附を受けまして利用できないか検討することとしていたために利用しないことになった場合に必要であるため解体費用を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、スクールバスの運転手の健康管理、それと購入の時期についてお答えします。

まず、運転手の健康管理については、健康診断を実施しまして面接の際に提出を求めています。また、これから始まるわけですが、運行前、運行後の車両点検とアルコールチェック等を行い、運転手の安全と、それから車両の点検ということで安全対策を行う予定です。また、勤務状況といいますか、勤務実績を記したものを提出させて勤務状況も確認をいたします。それと、十分に安全対策をとるというふうに心がけます。

購入を決定したのは最終日ですが、先ほど議員からご指摘の購入しようとしたのはということで追加議案を提出することになったもう最終日の数日前ということになります。

以上です。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私からは運行委員会等についてお答えさせていただきます。

車両の借り上げ料など課題等につきましては、運行事業者、社会福祉協議会、町で協議を重ねてまいりました。そして、2月に開催した運行委員会においてその運行内容の一部変更案についてご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、質問させていただきます。1点目の問題ですけども、いわゆる私、町でも技術屋さんおるわけですから、設計まで描けなくても概略のですね、いわゆる今用地買収進めている1丁目からの消防署へつなげる道路と、今度、今10%の勾配というような話でありますけども、今の

J Rの線路を越えるのかどうかという概略ぐらいは検討できていると思いますけども、可能だからJ R越えの設計を発注したんじゃないんですか。これ28年度に236万5,200円でJ R越えの設計を発注しているんですよ。例えば消防署との通じる道路との接続が合わない、あるいはそういう状況になったら、せっかくこれ概略設計ですけども、やってもまたこの予算どぶに捨てるようなものじゃないですか。もう既にこれ26年度からやっているんですよ。昨年の委員会でJ R越え15億円強がかかるということで、そして財政的に非常に厳しいということで、平面設計を26年度529万2,000円出して設計したわけでしょう。J Rと交渉したら、これもだめ。既に27年度は453万6,000円、路線測量もやっているんですよ。合計しますと、この3年間で1,219万3,200円が町民の税金が、国の税金が使われているんですよ。J Rと交渉する、平面交差で交渉する、何も私設計出さなくても、職員が絵を描いてこれでどうかとJ Rと交渉できたんじゃないかと思いますよ。じゃないと、毎年、毎年見通しのない予算を支出する、やはり精査して発注すべきだと私思います。概略で職員が検討したのではどうなのか、可能なのかどうか、もう一度お答え願いたいと思います。

それから、ヘルシーの関係、狭隘道路の関係ですが、特に今回は自治会からの要望はなかったということで、町として工事を始めたということでもありますけれども、私これも非常に不可解だと思います。私、昨年12月議会で同じ路線です。51号から旧岩橋分校を通じてヘルシーへ抜ける道路。同じ路線です。その51号の岩橋分校へ出る入り口部分、「平成26年度に用地購入をしているのになぜ事業化しないのか」と昨年12月に聞きましたが、「現状のままで手をつけない」と、こういうことでありましたけれども、これも購入費約1,200万円の税金を使って3年間も手をつけなくてほっておく。まさに税金の無駄遣いじゃないですか。税金を払う町民にどう説明するんですか。これは、町長のお金じゃないんですよ。取得目的に沿って購入したんですから、事業を実施する。このことが行政としての仕事ではありませんか。ヘルシーのところも当然必要だと思います。3年前に1,200万も投じているわけですから、そこをやるのが、事業化するのが当然じゃないかと思いますけども、今年度工事するのかどうか伺います。

そして、3つ目の子育て支援センターの問題についてお尋ねします。先ほど課長は、建物について寄附を受けたから解体費用を予算化して発注したんだと、こういうお話でありますけども、使えないものなのか、使えるものなのかを当然寄附を受ける際に調査するのが当たり前じゃないですか。町は、ごみを寄附受けるんですか。先ほど言いましたけども、ここには3つの建物、この町の設計の仕様書であるんですけども、これ、どれもが国の耐用年数の基準から超えております。国の基準では木造住宅の耐用年数は22年と、増築した部分でも25年、あといつ建ったかわかんないやつも調査もせずに町は寄附受けたんですか。1,000万円もの解体費用、ごみの片づけのために支出する、町には私余裕がないと思います。そして、この建物は抵当権に入って住んでもいなかった。戸締めの住宅なのでとても再利用できるようなものではない。そういうものを町は調査もせずに町民のお金、全て税金ですよ、町民の皆さんが汗水垂らして働いて納めた税金です。こんないいかげんな使い方、町民認められませんよ。どう説明しますか。調査したんですか、お答えください。

次に、ふれ愛タクシーの問題でありますけども、先ほど福祉課長が2月に運行委員会を開いたと。運行委員会を開いたと、報告会でしょう。10月に事業者からあったんですから、すぐに福祉協議会と協議して運行委員会をまず開いて皆さんの意見を聞いて進める、これが出発ではないですか。2月の運行委

員会は町の決まった方針を報告しただけではないですか。皆さんの意見を聞くという場じゃなかったじゃないですか。先ほど教育課長からお答えがありました。運転手の管理の問題、じゃ具体的にお尋ねします。朝の飲酒の検査は、どなたがどういう～（終了5分前のベルの音あり）～手順でやられるかお答えください。そして、先日の委員会では墨地区の皆さん、子供さんの町バスに乗れない、できない方、これは馬橋地区のルートの子供バスに乗ってもらおう。この子供たちには無料の定期券なり何なりを出すんだという。そして、そのほかの伊籾地区などのバスは保護者が一旦乗車券を購入して、今までどおり購入して、そして町は年度末に保護者に支給すると、こんな煩雑な手間のかかるやり方を何でするんですか。墨地区の乗れない方と同じようにしてはいかがなんでしょうか。どうしてできないんですか。できない理由を明確にお答え願ひまして、私の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 答弁者に申し上げます。残り時間が少ないので簡単明瞭に願ひします。

町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 私からはですね、狹隘道路の岩橋分校の入り口の用地買収ということですが、これにつきましては狹隘な道路であった場所は家が取り壊されて、そしてさらに分譲の話が出ていたということでございまして、このまま新しい家が建ってしまったら取用ができないということで、本来であれば土地開発基金等で処理すべきところではありますが、そういう状況で取得したということでございます。そういうことでございますので、決して無駄なことをしたことでない。それで、なおかつですね、今度は子育て支援センターの用地買収の件でございますが、今竹尾議員は事実誤認がございまして、人が住んでいない家と言ったんですが、奥さんはちゃんと住んでおられました。そして使用されて、これは2階建ての建物のほうなんです、住んでおられたということで、通常用地買収をするときには当然税務署と協議しながら租税特別措置法を受けていくわけですが、そのときの用地買収の形は土地と建物を両方、要するに建物については補償する、土地については買わせていただく、ということでございまして、例えば一般の道路事業、公共事業で建物が建っている住居を補償したときに、建物を移転する補償をするから土地は建っているものとして引いて買うということはないわけでございます。そういうことですね、今回のあれにつきましても、本来であれば補償建物という補償費を支払うわけですが、寄附として町として受けても、補償費の範囲内で撤去できるという判断のもとで用地費は更地扱いで買ったわけでございます。これは、決して何らおかしい手続でも何でもございませぬので、こういう非常に狭まったご解釈でいろいろなことを発せられるというのは、非常にミステイクといひますかですね、不確実な情報になりますので、ぜひその辺はよく勉強していただきたいなと、こう思っております。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） はい。

○町長（小坂泰久君） その耐用年数もどうのこうのと、じゃあ公共買収でやっているところはいっぱいそういうのがあるわけですよ。そういうところについてですね、耐用年数がどうのこうので地権者さんのところへ行って交渉になりますか。ここも要するに町としての事業区域を定めるわけですから、あっち行ってほしい、こっち行ってほしいというわけではございませぬで、同じルールにのっとってやっているわけでございます。ひとつよろしく願ひします。

○議長（内海和雄君） それでは、13番議員、竹尾忠雄君の一般質問が終了しました。
ここでしばらく休憩いたします。

（午前10時55分）

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前11時05分）

◇ 地 福 美 枝 子 君

○議長（内海和雄君） 通告順に基づき、さらに14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 14番議員、日本共産党の地福でございます。1回目の質問をさせていただきます。

アメリカではトランプさんが言いたい放題で誕生しました。北朝鮮はミサイルを発射し、とんでもない蛮行をしていますし、またISはいまだになくならないという、今世界は、情勢は混沌としています。そういう中で日本は戦争防止する、抑止するといって戦争への道をつくりましたし、平和を守り、国民を守るといって共謀法で監視社会をつくろうともしています。一体日本はどこへ行くのかと思うことがよくあります。今、千葉県知事選挙の真っただ中です。これまで県民の声を聞く、暮らし優先の広報を当選のために私も頑張ってきました。酒々井町は、千葉県の一つの小さな町ですけど、県がよくなれば酒々井町もその恩恵を受けるはずですが、ぜひ千葉県一の福祉の酒々井町をこれからも目指して行ってほしいと思っております。

さて、町長はことしの11月までですね。

〔「12月だよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） 今度はどうなるかわかりませんが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番（地福美枝子君） さて、地方自治体一番の役割、これは住民の暮らしを守る、福祉を守る、健康を守る、これは誰もが知っていることですし、法律にもそう書かれてありますが、実際にはなかなかそうはいかないと、単純ではない。財源が限られているからやろうにもできないと、湯水のようなお金はないのだからと。あちらを立てればこちらが立たないといういろんな意見もあってなかなか進まない、そういう事情もあるかと思いますが、しかし暮らしに困窮している人は必ずいるんです。地方自治体の役割というのは、そういう大変な状況の人を救うこと、それも大きな役割だと私は思ってこの仕事をしています。そういう人がどこにいるのか、どのようにしてつかんだらいいのか、その上で徹底して寄り添った施策をどうしたらつくれるか、どうしたらいいのか、行政としての重要な仕事だと私は思っております。

きょうは、今回は、大きく3点です。中にはもう既に質問がダブっているのもありまして、回答をいただいたというのもありますけれど、それはそれとしてさらに何うこともありますので、回答については繰り返しますので、12月議会でも言いましたけれど、同じ質問は、回答は結構です。しかし伺います。

町の最初の、しかしの理由についてなんですが、現在酒々井町も井戸があるわけですから、その状況についてまず伺いたいと思います。ここへ書かれてあるように井戸の数ですね、そして県条例による暫定井戸の数だとか、平均取水量、制限取水量などについてまず数字を伺いたいと思います。

2つ目には昨年12月に私は、八ツ場ダムの完成後も、当町は井戸の制限はあるけれど、地下水利用を基本とする現状維持で影響はないというような回答をいただきました。変わらないよということでしたけれど、井戸の制限はあるということも含めて改めて伺いたいと思います。

3つ目ですが、先月2月1日に千葉県知事へ酒々井町も含めて9近隣市町村長が暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しに係る要望書を提出し、面談をしています。そういう報告もあり、新聞記事もありましたし、その提出の経緯と面談での内容を伺いたいと思います。酒々井町の水は、おいしいということで私たちは長年使っているわけですが、ぜひ大事にしていきたいというふうに思っています。

次に、子供の支援策について。これは、これまでも何度も伺いました。なかなか進まない部分もありますので、一緒に考えていくということも含めてまた伺いたいと思います。

まず、第一には以前にも言いましたけれども、子供の貧困対策の推進に関する法律、これは制定されたわけですが、その第4条には「地方自治体は状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務」とあります。これは、千葉県だけではなく、そのほかの市町村にも当てはまることだと思います。そのため町では子供の貧困調査など実態調査を行っているのでしょうか、伺いたいと思います。また、その重要性についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

2つ目、就学援助の現状と今後の施策について伺いたいと思います。まず第一に、町内の小中学校の受給状況ですね。要保護、準要保護別にその世帯数と支給額をまず伺いたいと思います。

2つ目には、これからが重要なことなんですが、援助項目を改めて伺い、その支給額を伺いたいと思います。以前にもどういう項目があるのかというふうに聞きましたが、そのそれぞれの支給額については伺いませんでした。国は一応基準というものを決めています、酒々井町はそれぞれどういう支給額にしているのかを伺いたいと思います。また、新たに追加するものがあるかどうか伺いたいと思います。

次に、その援助項目の中で入学準備金というのがあります。酒々井町は幾らお支払いなのか、支給しているのか、それも最初に言った話で聞きますけれど、この入学準備金、聞くところによりますと、大体の市町村は6月から7月、8月、入学してから支給されるというところがまだなかなか多いんですが、最近では3月中に支給するというところもふえています。それは当然ではないでしょうか。準備金ですから、4月から小学校1年生になる、中学校1年生になるときにいろいろかかるわけですね。そういうわけで前倒しでぜひ支払うことができないかということが、今いろんな全国の市町村でも私たち共産党は訴えていまして、徐々にそれがふえてきています。4月に入学する、3月に入学準備金ということでぜひ前倒しで支給してほしいと思っておりますが、その辺いかがお考えなんでしょうか。

3点目には、以前にもこれを要求いたしましたし、先ほど竹尾議員も学校給食費、それから平澤議員も学校給食費の軽減ということ言って、私が前に要求した回答そのままでした。なかなか九千何百万、全額ですね、支給すれば大きな額ですけど、これも先ほど竹尾議員からも紹介したように、全国的に今ふえてきています。本来ならばですね、小学校、中学校義務教育は無償ですから、国がこの学校給食

費無償にするために、誰もが無償で、無料で食べられると。当たり前なんですけど、そうは法律でなっていない。確かに原材料費は保護者負担となっていますけれど、しかし小学生はたしか4,500円ですか、中学生は五千幾らですか、小学生と中学生2人いれば1万ぐらいになるんですね。さらにもう一人ふえれば1万5,000円と。困窮している家庭にとっては、毎月1万5,000円は非常に大きいですし、ぜひこの辺で学校給食、神崎と大多喜は全額無料と、無償にするということを決めました。今全国でふえていますので、学校給食費の軽減について検討をぜひしていただきたいというふうに思っています。酒々井町は、子供の支援を全力を上げるようなことをたしか町長は以前に言っていると思っっているんですけど、ぜひ子供の支援少しずつですね、まして準要保護、困窮者に対しての支援も含めてですね、子供は誰でも無償で食べられる、せめて軽減をするという検討を今後もぜひしていただきたいと思っいます。

最後に、青少年交流センターについてですが、これも何人もの方が質問していました。全く変わらない回答でしたので、私は考えていた質問に対しては答えをもらったような感じでしたけれど、でも私はやっぱり2つ質問したいと思っいます。ヤマロクの下請けの会社の方がお金もらえないということで、どうしたらいいかという電話が間接的にありました。とはいっても、私が払うわけではないのでなかなか大変だなと。ましては、12月、年末のことでしたので、下請け企業は大変だなというふうに思っいます。これが進まないというのは、先ほども回答の中でありました。不誠実な態度だというようなことを言っいました。昨年私の質問においても「2倍の額で請求するなどんでもないと、地福さん怒らないのか」というふうに私は町長から聞かれました。金額的に、私はその中身を見ておりませんので、内容わかりません。それは、当局がそれぞれ精査する必要があるというふうに私は思っいますし、私たち聞く側がみんながそれを全額払えと言っっているわけでも決してありません。しかしですね、請求金額の整合性をきちんとやる必要があるんじゃないか。今弁護士同士で話をしているということなんですけど、それに誠実に答えるということですが、しかし今のままでいいわけがないわけです。前の3人の方もおっしゃっていました。今でいいわけが、このままで行くと膠着状態ですから。誠実に答えるというのはヤマロクに対してだけではなく、町民に対して誠実に答えるということになると思っうんですね。B-N e tの子供たちが危険な建物の中で今も行っているわけですから、そのままでいいのか。そういうことを考えると、弁護士同士だけの話ではなくて積極的に金額を精査する。こういう態度がどうしても必要だと私は思っっているんです。その辺、B-N e tに対して、子供たちに対してどういう回答をしていくのか、そういう立場でも考えていただきたいと思っいますので、お答えがあったらお願いいたします。

そして、もう一つですね、私はどうしても町長には言ってほしい、回答してほしいことがあります。この12月議会のときにヤマロクの質問しまして、町長もいろいろお答えいただきましたけれど、私はその質問の中でたしか9月だったかな、の町長の言葉の中に「ろくな仕事もしないで」という言葉がありました。この公の議会で一般企業に対してですね、地元企業に対してそういう言い方はないんじゃないか。おなかではいろいろあったとしてもですね、公の場で町長が「ろくな仕事もせず」というのは、それはだめじゃないか、まずいんじゃないか。それは謝罪すべき言葉ではないか、あるいは言葉をきちんと変えて言う内容ではないかというふうに私は思っっていたんですけど、その後「2倍の請求が来て怒らないのか」と言われたんですね。私はそんなことを言っっているわけではなくて、公の場所で町長たるものがろくな仕事もしないでというようなことは言うべきではないということ指摘したんですけど、

それについてやっぱり言葉が違ったんじゃないか、言葉選ぶべきではなかったかというふうに思うんですけど、町長いかがでしょうか。

以上でちょっと長くなりましたが、1回目の質問を終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君

〔町長 小坂泰久君登壇〕

○町長（小坂泰久君） それでは、14番議員、地福議員からは3点のご質問でございますので、順次お答えをいたします。

私からは2点目の子供の支援策についてのご質問にお答えをいたします。子供の貧困対策を進めていくには生活支援、教育支援、保護者の就労支援、経済支援などの具体的な施策が必要となります。共通することは家庭全体に対する支援を必要としているケースがほとんどということであります。その家庭に対して適切な支援に結びつけていくことが重要と考えております。子供の将来が生まれ育った環境で左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように子供の貧困対策については関係機関と連携をとり、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内海和雄君） 上下水道課長、板垣一成君。

○上下水道課長（板垣一成君） 私からは、1問目の町の地下水利用についての1点目と2点目につきましてお答えいたします。

1点目の現在の井戸の現状についてのご質問ですが、町内における水道水源としての井戸数は10本であり、そのうち県条例による暫定井戸数は2本でございます。また、暫定井戸2本の取水量につきましては、平均取水量が1日当たり約600立方メートル、制限取水量につきましては認可を受けている取水量としまして1日当たり最大約1,000立方メートルでございます。

2点目の町における地下水の利用方針に関するご質問ですが、町内の県条例に係る暫定井戸2本につきましては、八ツ場ダムに代表される新たな代替水源が確保された場合、速やかに新水源に転換することが求められていますが、地下水を基本とした水道供給に変更はないものと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（内海和雄君） 企画財政課長、岡野義広君。

○企画財政課長（岡野義広君） 私からは、1点目の地下水利用につきまして3項目めの要望の関係についてご答弁させていただきます。

暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しに係る要望書の提出については、行政報告をさせていただいたところでございますが、千葉県では地下水の保全や地盤沈下の抑制を目的として千葉県環境保全条例に基づき、指定地域内の地下水採取を厳しく規制しております。このような中で水道事業が水源として使用する例外井戸、いわゆる暫定井戸でございますが、八ツ場ダムに代表される代替水源が確保された場合、速やかに新水源に転換することとされております。

一方、東日本大震災などの災害時や事故発生時に対応するため、水道事業の安全性や持続性確保の観点から表流水、地下水など、性格の異なる複数の水源を確保することの重要性が増大しているものと考えます。特に地下水源の確保については、水量、水質ともに安定しており、災害時や事故発生時におけ

る有効な水源であるとともに、浄水費用も安価で水道事業経営の安定化の面から見ても有効であり、地下水源の存在がますます重要となってくるものと認識しております。

さらに千葉県における現在の地下水採取の規制は、ルール制定後40年以上が経過し、その間地盤沈下の沈静化や人口減少に伴う水需要の変化といった社会情勢だけでなく、これまで取り組んできた地下水涵養といった保全施策にも鑑み、持続的発展が可能な地下水利用の視点から規制のあり方についても再検証すべき時期にあるものと考えます。

以上のことから、これら既存の地下水源の重要性を再認識する中で八ツ場ダム及び霞ヶ浦導水等の代替水源が確保された場合においても、事業経営の健全化、渇水対策や災害対策などといった安全で安定した水道水の供給を確保するため、現条例下で暫定的に認可された水源井戸の継続利用や条例の見直しについて、印旛郡市9市町の連名により平成29年2月1日に千葉県知事に対し要望書を提出いたしました。要望の趣旨につきましては、1つとして代替水源への転換条件が付された水源井戸の利用について、代替水源、表流水でございますが、確保された場合の転換は井戸の廃止ではなく、八ツ場ダム等の完成により新たに確保した水源と同量の地下水くみ上げ量を削減するなど量的調整も選択可能とすること。2つとして、条例の抜本的な見直しについてということで、県内における地下水揚水及び地盤沈下に関するモニタリング調査をもとに、揚水と沈下の因果関係を科学的に整理するとともに、沈下が沈静化した区域での規制のあり方を含め、条例制定当時からの状況の変化に照らし、適時適切な条例の見直しを行うことということで、以上要望してまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） 健康福祉課長、河島幸弘君。

○健康福祉課長（河島幸弘君） それでは、私から2番の1点目についてお答えさせていただきます。

子供の貧困は見えにくく、発見しにくいと言われております。ご質問の実態調査につきましては、プライバシー等の問題もあることから行ってはけません。家庭内の状況について、町では保健師による新生児訪問、保健センターでの健診や保育園にお迎えに来る保護者の方々や園児の様子、さらに小学校、中学校の学校現場における児童生徒の生活状態を観察しながら実態を把握するとともに、既存の就学援助、生活困窮者自立支援、ひとり親家庭に対する支援など各種制度の運用の中で関係機関と情報を共有し、子供の支援に努めています。また、民生委員児童委員や自治会、宅配業者、郵便局などからの情報をもとに家庭での異変の可能性など実態を早期に発見するため、これら関係機関との連携を図っています。

以上です。

○議長（内海和雄君） 学校教育課長、猪鼻慎二君。

○学校教育課長（猪鼻慎二君） 私からは、2番目の子供の支援策の中の2点目、就学援助についてと3点目の給食費の軽減についてお答えします。

要保護、準要保護別の小中学校の受給状況等についてご説明いたします。初めに、要保護家庭についてですが、小中学校合わせて5世帯7人、総支給額は15万9,990円であり、援助対象経費は小中学校の児童生徒、修学旅行費の実費額が対象になります。平成28年度は酒々井中学校の生徒3人分の支給額になります。

続きまして、準要保護世帯についてですが、小中学校合わせて64世帯、101人、総支給額は724万8,920円です。内訳は小学校が61人、総支給額は352万6,568円、中学校が40人、総支給額は372万2,352円です。

続きまして、援助対象項目と対象経費の単価につきましてご説明いたします。準要保護の支給区分は、学用品、通学用品費が学年に応じて異なりますが、小学校で1万1,100円から1万3,270円、中学校で2万1,700円から2万3,870円です。また、新入学児童生徒学用品費等が小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円です。このほかに校外活動費、修学旅行費、通学費、給食費、医療費があり、支給額は要した経費の実費、もしくは自己負担額というふうにしています。最後に、中学校のみになりますが、クラブ活動費として部活動で使用する用品を購入した際に要した経費、これは2万6,500円を限度額として支給しております。援助対象の項目につきましては、現時点では新たに追加する項目は考えておりません。

援助対象項目の中の入学準備金につきましてご説明いたします。入学準備金、これは酒々井町での援助対象項目で申しますと、新入学児童生徒学用品費等に当たりますが、支給額としては小学校で1万9,900円、中学校で2万2,900円です。支給の時期につきましては、準要保護の認定時期が5月であり、支給は6月に実施しております。

支給時期の前倒しにつきましては、もう既に検討しておりますが、今後の他市町の状況を注視してまいります。

続きまして、3点目の給食費についてですが、昨日あるいは先ほどの答弁と同様になりますということで答弁にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 生涯学習課長、木内達彦君。

○生涯学習課長（木内達彦君） 青少年交流センターについてでございます。12月定例会以降、ヤマロクとの交渉状況ということですが、その後の動きはありません。12月定例会でも答弁しましたが、繰り返しますと、9月15日にヤマロク代理人弁護士より酒々井町代理人弁護士へ通知があり、9月9日の期限を過ぎても契約変更の提案がないため契約を解除する。5月9日付で通知した2,446万791円を請求する。請求の内訳については近く示すとのことでありましたが、それ以降相手からの通知はありません。この請求額2,446万791円は、契約額1,175万5,638円の約2倍となっており、坪単価も約60万9,000円から約126万7,000円にふえており、とても妥当な金額とは考えられません。今後とも問題解決に向け、酒々井町代理人弁護士と協議し、対応していきます。

以上です。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 「ろくな仕事もせず」ということについての回答でしょうか。

○14番（地福美枝子君） そうです。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○町長（小坂泰久君） その辺につきましてはですね、12月議会でいろんな経緯の中で非常に短い言葉で表現しようとしたときにですね、そういう言葉が出たのかなとかは思っております。いずれにしまして

も、とても妥当な金額とは考えられないような要求をされているということについてのときのお話だと思っております。そういうことでひとつご了承いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） 14番議員、地福美枝子さん。

○14番（地福美枝子君） ありがとうございますでしたが、残念ながら町長、言葉ちょっと過ぎたんじゃないかというのは私だけではなくて、ほかの方もみんなそう思って聞いたんだと思うんですね。何度聞いても同じだと思いますが、適切な言葉ではないというふうに私は思います。

じゃ、再質問したいと思いますが、まず水の問題なんですけど、また意見書も出していますし、いろいろお答えいただいたんですが、質問の中でですね、面談を県知事としたと思うんですね。それでその内容について伺いたいというふうにありますので、その状況をお答えいただければと思います。先ほど最初の質問でしました。そのときに提出したときの面談での内容をどうだったのかというふうに伺いたいと思います。

それでですね、水なんですけど、10本のうち2本が暫定井戸ですから廃止されると、そういう中で8本で今のところやっていけるのかどうか。八ツ場ダムが完成されれば、そちらのほうから来るわけですけど、酒々井町の場合10本のうち2本がもし仮に廃止されますよね、条例のそのまま行くと。8本で行って、あとの2本分は要は今ままで行くと表流水というか、八ツ場ダムからの水になっていくのかなと。8本だけで足りないんでしょうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。今回の要請の中身については、私は本当にぜひ条例を改正してね、井戸水が地下水が使えるようになっておいしい水がこのまま使えればなというふうに思っております。佐倉は34本のうち24か25本何か廃止になってしまうというのを聞きましたし、近隣でも大変な状況になるかなと。高い水を買わなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っていますので、面談での対応どうだったのかというふうに聞きたいと思います。

次に、子供の支援策ですね。数字を最初に伺いまして聞いております。対策ですね、最初に言った子供の貧困対策に調査していないのかという点に関して調査はしていないけれども、いろんなかかわりのあるところで状況を見ているというご回答でした。ただですね、全国ではいろんな調査をやっているんですね。確かに当然この法律ができなくても子供が今どういう状態なのか担任は見ていますし、保育士さんも見ていますし、いろんな形でかかわる大人を見ている。それはもう当然だと思うんですけど、きちんと町として調査をしていくというのは見た目だけではなくて、家庭の中で経済的にどうなのか、NHKで見えない貧困というのがあったんですね。見えていない貧困というのをつかむためには調査が必要というかな、それがやっぱりきちんと必要ではないかと思うんですけど、子供の貧困対策の推進に関する法律の施行の中に、やはり地方自治体は調査をして具体的な政策をつくらうというふうになっておりますので、町もそういう立場で貧困の調査をしていただきたいというふうに思います。いろんな形での例がありまして、私も全部はちょっと調べ切れないんですけど、アンケートです。子供に対するアンケートも含めて大人、親もそうです。経済的にどうかとか、どういうことで困っているのか、そういうアンケート、小学校、中学校、子供たちにもして、その中で何が必要なのかというのをちゃんと精査をしていくという調査をしている市町村あるんですね。そういうことをぜひしていただきたいと思うんですけど、今後どうなんでしょうか。

次にですね、就学援助の件です。これが非常に大事な点だと思うんですね。国の単価というのがある

のはもちろんご存じだと思うんですけど、国の単価とほぼ同じじゃないかなというふうに思うんです。間違っていたらまた訂正していただきたいと思うんですが、特に入学準備金ですね、国の単価と同じです。小学校約2万ですね、中学生も2万とちょっとです。しかしですね、小学校1年生に入るときランドセル、あれをピンからキリですけど、3万から4万、5万、もうそれだけでするんですね。それ以外にいろんな物を買えば、当然小学校1年生のときに入学のための準備金として5万から小学生で6万かかるという調査があるんです。中学生に至っては制服だとか、いろいろとして7万、8万かかる。現実にはそういう状況なんです。ぜひその単価ですね、補助限度額を引き上げていただきたいと思うんです。2014年に銚子の県営住宅で母子世帯の事件がありました。お母さんが13歳の娘を殺してしまっという事件があったんですが、この母子は就学援助を受けているんです。でも、足りなくて、社協から限度額いっぱい12万借りて、それでも足りなくて、今までの生活が大変だったんでしょうね、闇金からお金を借りて、にっちもさっちもいなくなっって、まさに県営住宅強制執行のその日、職員ですか、強制的に荷物を運び出そうとして行って部屋に入ったら殺してしまった子供をだっこして、子供の小さいときのビデオをずっとぼうっと見ていたという事件なんです。就学援助を受けていたけれども、どうしても生活費が足りない、子供が学校へ行くのにもお金がない、そういうので市としてそういう対応ができなかったのかということで大きな問題になりました。就学援助というのは要保護は生活保護という形で出ることには出るんですが、しかしそれも決して多いわけではありません。その点でもですね、援助費の額、先ほど言ったように小学生でも5万、6万、中学校でも7万、8万かかりますので、その辺での単価を国と同じではなくて引き上げていただきたいというふうに思います。と同時にですね、入学準備金は6月に支給と。しかし、準備するのは3月なんですね。年初めです。4月から学校に入るときに、その前に制服を買わなきゃいけない、ランドセルを買わなきゃいけないと、そういうときに3月には必要なわけですから、それまでに用意したいというのは、用意しなきゃいけないのは当然なんですね。入学のための準備金も含めて就学援助について、日本共産党の田村議員が国会で去年の5月でしたか、質問しているんです。この6月、7月に支給されるころは多いけれども、でもやっぱり3月までにそろわなきゃいけない、お金が足りない、闇金に手を出さなきゃいけないような家庭があると、そういうことで質問しました。それは何とかならないかということで、質問した中でですね、「文部科学省といたしまして」と回答しているんですね。都道府県教育委員会に要保護者への支給は年度当初から開始すると。各項目についても、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮していただきたいというふうに通知していると。要保護者だけではなく、準要保護に対しても同様ではないでしょうか。文科省も引き続き働きかけをしていくと回答をしているんです。やっぱりお金がないということで大変な思いをさせないようにということで、先ほど言いました貧困対策の法律ができたわけです。そういうのを見つけるのが酒々井町の仕事でもあると思うんですよ。見えない貧困があると。先ほどの銚子のお母さんが生活保護を受けている、県営住宅ですか、ただ家賃は滞納していて強制執行になったわけですが、そのときに家賃補助ができたはずなのにそれを見つけれなかった市当局に対しても追及がありました。なかなか本人が言わなかったりすることが、見えないことがいっぱいあるんです。なかなかアンケート書いてくれれば別ですけど、その辺はいろんな目で見えていかないといけない。子供は正直ですからアンケートにいろいろ書きますよね。スマホを持っていれば金持ちとは限ら

ないんですね。お金が足りているとは限らないんです。連絡手段で必要だということで最低限スマホは持っている、親子との連絡で持っているというようなことも見えない貧困の中でありました。酒々井町は、単に表面だけ見ているのではなくて、いろんな方策で調査をきちんとして酒々井町の子供たちはどういう状況にあるのか把握すべきだと思うんです。それぞれの市町村によって貧困のあり方違うかもしれませんが、この入学準備金については白井でやりますと、八街でも前倒しでやるというようなことを、回答をもらったそうです。必要な時期に、必要なお金をきちんと出せるような状況にしていきたいというふうに思います。余りにも入学準備金、金額少なくて私もびっくりするんですが、ぜひその辺は今後も考慮していただきたいですし、入学準備金は前倒しでぜひ支給していただきたいと思います。

次にですね、学校給食費についてこの間も質問いたしましたし、きょうの回答でも原材料費は保護者が負担することになってはおります。それは、もう十分誰もが知っていることですが、それでも先ほど言ったように、子供が2人いれば1万、3人いれば1万5,000円ぐらいになるんですね。そういう中で給食費だけでもそれだけかかってしまうという中で、先ほど竹尾議員も例を、一応状況を言っていましたけれど、今全国的に市町村で、特に小さい町、小さい村で支給が学校給食費無償にしたり、あるいは多子世帯、子供たちが多い世帯には第3子は全額無料にするとか、いろんな方法でやっているんです。第1子、第2子は半額だとかいろんな方法で援助しているんですね。多子補助をしているんです。私はぜひそれをやっていただきたいと思います。就学援助もそうですけど、学校給食費も親としても大きな負担になるんです。基本的には義務教育は無償だという立場に立てば、当然これは少しでも援助をしていく、補助をしていく方向で国をも動かしてほしいと、国が本来なら私は無償にするという立場でやってほしいと最終的にはそういうふう思うんですが、やっぱりまず市町村から全額補助、あるいは多子補助いろんな形での補助をしていくというふうにやってほしいと思います。

千葉県内、全国でもそうなんですけど、千葉県内の状況は今大多喜と神崎が全額補助、全額出すということになりましたけど、第3子全額というのは芝山とか市川市、浦安、いすみ市、匝瑳市、香取市、第3子、第4子は半額とか全額ですね、今言ったところは第3子ですけど全額補助をする。そういう形でできるのではないかと約一億九千数百万のお金はどこにあるのかというふうに言われればどこかにあるだろうと私は思うんです。不要不急の大きな道路、先ほども道路の話がありましたけれど、本当に町民が望む大きな道路なのか。町民が望む生活道路なのか、そういうことから考えると狭隘道路はぜひ生活道路ですから整備してほしいというふうに思います。だけど、大きな道路は本当に町民が使って、これは本当に大事な道路だというような道路なのか再検討してほしい。そんな道路をつくるのであれば、私は就学援助や学校給食費に回してほしいというふうに思うんです。

教育、福祉、暮らし、これを守るのが地方自治体の仕事ですから、そういうところに視点を置いて町は進めていただきたいと思います。

何度か回答をいただいた件ですけれども、ぜひその辺のご検討をいただければというふうに思います。子育て支援の立場で就学援助、入学金の前倒し、学校給食費、子供たちが本当にお金があるなしで困らないような形でぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、交流センターのこと再質問なんですが、何度聞いても同じなので、ちょっと力が抜けてしまっていますが、非常に腹を立てているな、それが言葉として出てくるんだろうと思います。どんなやりとり

で協議をしたのか私は議事録を持っているわけではないので知りません、わかりませんが、とにかく町のほうは「相手は不誠実だ、不当なやり方、ヤマロクの対応だ」とか言っていますし、「弁護士で今対応している。静観するしかない」と言っています。静観する時間もったいないし、やってはいけないというか、何とかしなきゃいけないんじゃないか、静観していないでB-N e tの子供たちは地震があったら大変なところにいるわけですから、そういうことを考えたら静観せずに積極的にヤマロクとその請求金額の精査をして解決策を見出さなきゃいけないんじゃないか、そう思います。余りにも時間がたち過ぎていきますから、これ以上静観したらどれだけの時間がたってしまうのか非常に心配なんですね。B-N e tの建物が老朽化して危ないから何とかしてあげたいと交流センターつくろうとしたはずなんです。その思いを何とか受けとめればですね、解決策を急がなきゃならないんじゃないかと思うんですね。そこのところ十分考えてですね、2倍の請求に怒らないのかといたら、私はそう言われても返事のしようがありませんけれど、その額が本当に正しいのかどうかおかしいんじゃないかと精査すればいいんじゃないですか。それで、その上で白黒つける時期にもうとうと来ているんだと思うんです。何とかしないとイケない、それは町とヤマロクのためではなくてB-N e tの子供たちのためだという観点で進めていただきたいというふうに私は思います。ということで2回目の質問終わります。

○議長（内海和雄君） 町長、小坂泰久君。

○町長（小坂泰久君） 私からは地下水の関係で、提出の経緯等面談内容ということですが、これはことしに入りましてから印旛広域を構成する7市2町の市長会議というのを開催しまして、その中でやはり印旛地域に一番重要な問題はこの地下水の問題であると。地下水源の話であるということで知事に直接要望を出そうというのが経緯でございます。その後、知事と面談をいたしましたら、知事の認識ではまだ印旛地域は地盤沈下が深刻であると、そういう一つであると。だから、ダム完成後、直ちに地下水から転換するのは難しい現状もあるということですね、要望も踏まえた上で協議を進めていきたいということで、知事の回答は前向きにとれるように私としては感じました。ただ、実現するには「はい」というにはすぐにはいかないところが、条例もありますしですね、これは印旛郡の広域でしっかりと要望をしていくこと、ダムが完成する前にしっかりとそこは継続してやっていくべきものと、こう考えております。

それから、あと子供の貧困といいますか、支援ですね、これにつきましてははるるいわゆる地福議員からお話しございました。見えない貧困と、私もNHKのあれを見ておりまして非常に大変だなと思っているわけですが、この辺につきましては町としてもしっかり把握していく必要があるという認識を持っております。また、いわゆる就学等につきましてはのあれを前倒しでという話で、八街等がいろいろやっているという話も承りましたので、少し勉強していきたいと思っております。それとまた、トータル的な支援策の中でやはり給食費の軽減とか補助、こういうものにつきましては子供の貧困対策の一つとして検討していくことは非常に、大変重要なことだと、こういうことを認識したわけでございます。そういうわけで答弁等をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） それでは、14番議員、地福美枝子さんの一般質問が終了しました。

ただいまをもちまして一般質問は全て終了しました。

これで一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

(午前 11時59分)

○議長（内海和雄君） 休憩前に引き続き再開します。

(午後 1時00分)

◎議案第1号ないし議案第17号一括審議

(委員長報告及び質疑・討論・採決)

○議長（内海和雄君） 日程第2、議案第1号ないし議案第17号を一括議題とし、これから総括審議を行います。

各常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、佐藤修二君。

[総務常任委員会委員長 佐藤修二君登壇]

○総務常任委員会委員長（佐藤修二君） 総務常任委員会報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第7号委員会担当分野、議案第11号委員会担当分野、以上5議案につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。本委員会は、3月9日に、本委員会委員全員、副町長及び関係課長の出席を得て開催いたしました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。参考に審議の結果でございますが、議案第2号、全員賛成、議案第3号、全員賛成、議案第4号、全員賛成、議案第7号、賛成多数、議案第11号、賛成多数でございました。

以上、報告いたします。

○議長（内海和雄君） 次に、教育民生常任委員会委員長、高崎長雄君。

[教育民生常任委員会委員長 高崎長雄君登壇]

○教育民生常任委員会委員長（高崎長雄君） 教育民生常任委員会報告。

教育民生常任委員会に付託されました議案第5号、議案第7号委員会担当分野、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号委員会担当分野、議案第12号、議案第13号、議案第14号、以上9議案につきまして審議の経過と結果についてご報告いたします。本委員会は、3月13日に本委員全員、副町長、教育長、教育次長及び関係課長の出席を得て開催しました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ちなみに審議結果ですけれども、議案第5号は全員賛成、議案第7号は賛成多数、議案第8号、議案第9号、議案第10号は全員賛成、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は賛成多数です。

以上です。

○議長（内海和雄君） さらに、経済建設常任委員会委員長、酒瀬川健一君。

[経済建設常任委員会委員長 酒瀬川健一君登壇]

○経済建設常任委員会委員長（酒瀬川健一君） 経済建設常任委員会に付託されました議案第1号、議案第6号、議案第7号委員会担当分野、議案第11号委員会担当分野、議案第15号、議案第16号、以上6議案

につきまして審議の経過と結果をご報告いたします。本委員会は、3月13日に本委員会委員全員、町長、参事及び関係課長の出席を得まして開催いたしました。慎重審議の結果、本委員会に付託されました全ての議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。参考までに審議結果を申し上げますと、議案第1号は全員賛成です。議案第6号も全員賛成です。議案第7号も全員賛成です。議案第11号につきましては可否同数となりまして、委員長採決の結果ですね、可決といたしました。議案第11号は全員賛成です。議案第16号も全員賛成であります。

以上で報告終わります。

○議長（内海和雄君） 以上で各常任委員会委員長の報告が終了しました。

これから各常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで各常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

13番議員、竹尾忠雄君。

〔13番 竹尾忠雄君登壇〕

○13番（竹尾忠雄君） 日本共産党の竹尾忠雄でございます。ただいまから議案第11号の29年度の予算に対して反対を表明し、討論いたします。

町の限られた予算の中で町民の暮らしと福祉、教育向上のために施策の優先順位を明確にし、進めることが重要です。中学校グラウンド用地購入費が予算化されなかったこと。27年、28年度と2カ年で取得した用地は全体の約2割です。危険なグラウンドの解消を実現の見通しが全くない状況です。用地を取得するには事前の税務署協議が必要です。手間暇がかかります。担当者は30人もの地主さんとの交渉にも入れません。町長は施政方針で中学校グラウンド拡張整備に向けた諸事業を進めると表明しても予算ゼロでは事業は進みません。生徒は模擬議会で後輩のためにと質問されました。その生徒は大学に進んでいれば、もう卒業する年です。

次に、(仮称)観光物産館用地購入費、建物設計費合わせて約2,600万円を予算化、財務局から昨年8月に町に申し出があり、さきの委員会でも運営主体などと聞いても今後検討するという、そんな状況であります。財務局から頼まれて国有地523平米を取得する。施策の優先順位も考えない予算2,600万円、中学校のグラウンド整備に回すべきです。町の防犯は重要です。今回の防犯ボックス、予算約900万円は警察官OB3人分の報酬費、1人300万円、これまでボランティアで純粋に防犯活動をしている方々との配慮を欠いた今回の予算では住民協働のきずなを壊す心配があります。多くの活動している皆さんから不満が出ております。狹隘道路の解消で今回工事予算をつけましたが、同じ路線で3年前に取得した箇所の予算を計上しないのは全く行政の怠慢と指摘せざるを得ません。取得費、約1,200万円以上の金を3年間も寝かせておく余裕はありません。利用者がふえているのにふれ愛タクシー1台減でサービスは低下しないと強弁するスクールバスの無料化を宣言しながら乗車運賃は保護者に1度負担してもらおう。年度末に支給するなど事務の繁雑と職員の時間外勤務で新たな負担、運転手をシルバー人材に委託

し、運転手の健康管理等が十分可能だと思えない。子供たちの安全第一よりも安上がりの運行しか考えられていない。運賃は完全無料化すべきです。運転手は町職員として町が健康管理に責任を持って運行すべきであります。そのための予算は当然であります。今回ちびっ子天国の運営が指定管理者制度によってこれまで行われてきましたが、新年度から受ける方がいない、そういうようなことで休止するというようなことで報告がありましたけれども、私は、ちびっ子天国スタートしたときから状況をよく知っておりますが、友納県政で内陸部にプールをつくってほしいという、知事が県民の声に応じてこの酒々井にちびっ子天国ができました。まさに私は福祉の一環だと思います。そういうことからして、休止ではなく、町として予算をつけてとりあえずこの1年間運営をし、その1年の中で今後どうするかを検討すべきではないでしょうか。年間6万人の交流人口、そして設置以来、地元の皆さんが駐車場として長い間携わっておられる。そういう方々にも次の年度の運営については多くの皆さんの意見を聞いて判断すると。とりあえずことしは運営すべきではないでしょうか。ことし運営されなければ、来年は運営できません。住民の福祉という観点から私はこの1年は暫定的にでも町として支援をして続けていただく、このことが大事ではないでしょうか。次年度については、みんなで検討すると。

さらに、もう一点。酒々井に伊篠地先に福祉法人が設置されると、施設をつくると、こういうようなことで町が公募し、手を挙げた業者、町が選定し、そして町が酒々井町と成田市の議会に議案をかけて進めた医療法人。先日全員協議会で担当者から撤退すると、こういう報告を受けました。少なくとも酒々井の町の議会、成田市の議会に議案として提案され、議会の議決を経たわけですから、撤退の理由などについても当然町長の行政報告なり何らかの形でこの場で報告されるべきではなかったでしょうか。

最後に、子供たちが危険だからといって補正予算を計上して、建設した青少年交流の家、1年間何ら解決の手だてがつかないで放置、小坂町長には子供たちの命を守る姿勢が全く見られない。新年度予算にも見られない。この2日間の一般質問の答弁を聞いても自身の任期中に解決しようとする姿勢さえも伺えない。私は、新町長のためにも、そして子供のためにも早期解決を求めます。特に新年度予算は、その町の姿を映す鏡とも言われております。幾つか指摘しましたが、そういう点では29年度の新年度予算、町民の暮らし、福祉、教育の向上には大変かけ離れた予算と、そういうことを指摘し、反対の討論とさせていただきます。ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 賛成討論をいたします。

経常的経費が増加し、公債費もふえ、公共施設の老朽化対策に対応するための費用の増加など、財政収支が厳しくなる中、将来を見据えた種々の施策が効果的な予算配分になっていると思います。特に子育て支援施設の設置による子育て支援の充実、高齢者が安心して生活できる地域まちづくり、教育、ファシリテーターの設置、中学生の国際交流派遣事業、無料化を図ったスクールバス運行事業、地域未来塾の設置、防犯ボックスの設置等々、町民が安心して住める将来に希望が持てる持続可能なまちづくりを着実に推し進める予算編成であり、よって原案に賛成いたします。賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありますか。

3番議員、酒瀬川健一君。

○3番（酒瀬川健一君） 議席3番の酒瀬川です。今議会に上程されました議案第11号、平成29年度酒々井町一般会計予算（案）につきまして、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

現在の日本は、平成26年4月から実施されました消費税引き上げの反動によりまして、需要減が続いているものの、需要や雇用や賃金改善等を背景に景気は緩やかな回復基調にあるとされておりますが、実体経済への影響はいまだ限定的であります。また、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策であります地方創生の名のもとに国の主導によるさまざまな取り組みが始まりました。このような社会情勢や環境の変化のもとで今議会に提出されました平成29年度酒々井町一般会計予算（案）は、歳入歳出それぞれ63億9,967万8,000円で4年連続のプラス予算でありまして、前年度比1.1%の伸びとなっております。今後の景気の低迷や少子高齢化の影響による地方税の減少、さらには社会保障関係経費の増加等が懸念され、厳しい財政状況が予測されますが、新年度予算は町民の健康、福祉向上などに重点を置いた暮らしやすいまちづくりのための予算編成となっております。その反面、町民の目線からしますと、町民感覚からすると、幾ばくかの課題が見えることも事実ではありますが、本予算案は自立的で持続的な若者を中心とした魅力あふれるまちづくりを築くための事業や、子育て支援施設整備事業、通学路にかかわる交通安全対策事業、また国の方針を十分に取り込み、政策課題ごとに収支両面において適切な財政構成となっており、全体として均衡のとれた予算編成とするための努力の後が随所に見受けられます。この町民のニーズを十分に踏まえた平成29年度当初予算（案）を速やかに執行されることが何よりも大切であると考えております。

以上、申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

5番議員、御園生浩士君。

〔5番 御園生浩士君登壇〕

○5番（御園生浩士君） 議席番号5番、御園生浩士でございます。ただいま議題になっております議案第11号、平成29年度酒々井町一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

厳しい予算状況の中、町の総合計画にのっとり、かつ町民の望む安全・安心、酒々井に住む魅力、来町される魅力、町民の健康等に適切に予算配分されているものと思われまます。しかし、毎年の決算特別委員会の提言、監査委員の意見等については、同じ意見が多く見受けられます。その意見に真摯に受けとめ配慮することを求めて討論を終わります。

同僚議員の賛同をお願いいたしまして、終了させていただきます。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

7番議員、齊藤博君。

〔7番 齊藤 博君登壇〕

○7番（齊藤 博君） 議案の第11号について賛成の立場から執行部に要請をし、賛成をしたいと思いません。

11号につきましては、総体的には民生関係で私は賛成をいたしました。ただ、他の委員会の中で出てきた議論の中に2点、これは執行部のほうへ強く要請しなければならないという思いの中で、この討論

の中でさせていただきたいと思います。

まず第1点は、02—006号線の問題であります。私は、今、道路事業として本佐倉の道路、伊篠の道路、これはまだ竣工率、進捗率は40%程度ということでやられております。それを今早期に開通をさせなきゃいけないのに、道路事業としてさらに20億円以上の経費が予想される事業に経費をつぎ込む余裕はない、私はそういう認識のもとで02—006号線のことについては時期尚早という思いでおります。ただ、今までの説明の中から行きますと、何の計画も我々には提示されておられません。今回の委託、26年から続く委託料の連続によってある程度の路線決定ができる、あるいはそれに付随する調整池の計画もできる。私は、そのように伺っております。そうしますと、そういうでき上がったものをたたき台に我々議会に計画を説明していただき、そしてその事業の是非をぜひ諮っていただきたい。そういうようお願いをいたします。計画も内容もわからないうちに用地購入、そういうものだけは進んでいく。そういうやり方はぜひやめていただきたい、そのように思います。

もう一点は、物産展示場というんですかね、要するにアウトレット近くの土地を買うということでございます。先ほど一般質問の中で私の家に近い分校の脇の道路、これを最後に町長がされまして、あれは人に借りた、しょうがないから買ったんだというような旨の答弁をされました。私の今までの経験の中でそのような説明はまるっきりありませんでした。担当課長は、あそこへ道路の排水をためるものをつくるためだ、あるいは道路を拡張するためだ、そういう説明をしまいりました。私はそれを信じ、待っておったわけですが、それはまだまだとても実現できそうもありませんし、町長が言われたその言葉を聞きまして真実は違うんだと。まず土地を買っておくということだけだったと私は痛感をいたしました。このようなやり方はぜひやめていただきたい。国のどんな要請があったわかりませんが、わかりませんが、聞けば地元とあるいは商工関係者、農業関係者、そういうものとも打ち合わせも一切ない。そういう中で土地だけを買って、まずは買うこと。そういう事業の進め方は私はないと思います。やるなら目的を決めてある程度の筋合いをつけた上で土地を買う。この順番をぜひ外していただきたくないと、このように思いまして討論に入らせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありますか。

12番議員、越川廣司君。

〔12番 越川廣司君登壇〕

○12番（越川廣司） 12番議員、越川でございます。ただいま議題となっております議案第11号、平成29年度一般会計予算及び各特別会計につきまして賛成の立場で討論をいたします。

大変厳しい財政状況の中におきまして、工夫に工夫を重ねまして私の一般質問にもお答えをるるございましたが、任期中に実施すべく事務事業が優先順位によりまして、まさに任期最後の予算編成であったと、そんなことで賛成の立場で皆さんにご賛同をよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（内海和雄君） ほかにありませんか。

なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

初めに、議案第1号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決します。

総務常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕。

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号について採決します。

関係常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号について採決します。

関係常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は関係委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第11号は関係委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号について採決します。

教育民生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号について採決します。

経済建設常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

さらに、議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は同意されました。

◎発議案第1号ないし発議案第5号

（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（内海和雄君） 日程第3、発議案第1号ないし発議案第5号を議題とします。

初めに、発議案第1号の提出者であります平澤昭敏君の趣旨説明を求めます。

11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 発議案第1号、酒々井町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

町行政組織の改編による常任委員会の所管変更に伴い、総務常任委員会の所管が4課、委員定数が6人、教育民生常任委員会の所管が6課、委員定数が5人という現状を考慮し、総務常任委員会の定数を1人減とし、教育民生常任委員会の定数を1人増とする改正を行うものでございます。また、本年4月から会計課が会計室に変更されることに伴い、所要の改正をあわせて行うものでございます。

なお、提出者は私、平澤昭敏、賛成者は須藤伸次議員、酒瀬川健一議員、佐藤修二議員、越川廣司議員、高崎長雄議員でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、発議案第1号の趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、発議案第1号は可決されました。

次に、発議案第2号の提出者であります平澤昭敏君の趣旨説明を求めます。

11番議員、平澤昭敏君。

〔11番 平澤昭敏君登壇〕

○11番（平澤昭敏君） 発議案第2号、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

議員の期末手当につきましては、過去、特別職の期末手当に準じて引き上げ、引き下げを実施してまいりました。平成28年12月定例議会において特別職の期末手当の引き上げに関する条例改正が行われましたので、お手元に配付の条例改正案のとおり特別職の期末手当の引き上げに準じて6月分を1.60月から1.65月に、12月分を1.75月から1.80月にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、提出者は私、平澤昭敏、賛成者は須藤伸次議員、酒瀬川健一議員、佐藤修二議員、越川廣司議

員、高崎長雄議員でございます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、発議案第2号の趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（内海和雄君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は可決されました。

次に、発議案第3号の提出者であります地福美枝子さんの趣旨説明を求めます。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 共産党の地福でございます。今も国会で共謀罪について議論がされ、創設されようとしている問題について、ぜひこの共謀罪創設に反対することを求める意見書を出していきたいと思っております。中について、本文を読みまして説明とさせていただきます。

「共謀罪」創設に反対することを求める意見書（案）です。

政府は「テロ等組織犯罪準備罪」という口実で、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただで犯罪とみなす「共謀罪」を創設しようとしています。

どのような相談や計画が犯罪になるかは、捜査機関の裁量にゆだねられ、国民の思想や内心まで処罰の対象とする違憲立法です。いまでも大分県警別府署による労働組合事務所の監視など不当な捜査が行われていますが、「共謀罪」によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行することになります。そのため「共謀罪」の創設は、過去3回にわたって国民の反対で葬られてきました。

「テロ対策」を口実にしていますが、テロとはまったく関係のない通常の犯罪も対象としています。すでに日本はテロ防止のための13本の国際条約を締結し、それにもとづく国内法も整備されています。このもとで、あらためて「共謀罪」を創設することは、秘密保護法、安保法制＝戦争法をはじめ、安倍政権による「戦争する国」づくりをさらに進めるためであり、現代版「治安維持法」というべきものです。

以上の趣旨にたって、次のことを求めます。

一、「共謀罪」を創設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様のご賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（内海和雄君） 起立少数です。

したがって、発議案第3号は否決されました。

次に、発議案第4号の提出者であります竹尾忠雄君の趣旨説明を求めます。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） それでは、私のほうから暫定井戸の継続利用と県環境条例の見直しを求める意見書（案）の提出について趣旨説明をいたします。

この意見書については、私はこの町長の報告にもありましたように、2月の1日に印旛広域水道に加盟しておる団体です。2月1日に知事に要請したと。私もいろいろ新聞や印旛広域事務所へ行ってどういう状況だったか聞いて、そして団体の皆さんが出した趣旨が全くの最ものであると。そういうことからしてですね、先ほどの一般質問で町長も答えておりましたけれども、なかなか県は条例もあるという中でですね、引き続き要望していきたいというようなことでもあります。そういう点で今後酒々井町のおいしい水を継続していくためにも諸団体の皆さんと力を合わせてですね、議会としても意見書を出していきたいという、こういうことで提出いたしました。

じゃ、読み上げて理由といたします。

暫定井戸の継続利用と県環境保全条例の見直しを求める意見書。

千葉県では、地下水の保全や地盤沈下の抑制を目的として、千葉県環境保全条例（以下「条例」という。）に基づき、地下水採取が厳しく規制されております。

このような中で、水道事業が水源として使用する例外許可井戸、いわゆる暫定井戸は酒々井町では2本が稼働しておりますが、これらの井戸は八ツ場ダムに代表される新たな代替水源が確保された場合、速やかに新水源に転換することが求められております。

一方、東日本大震災での福島原発事故に伴う放射能被害やホルムアルデヒドの流出による利根川水系での汚染事故などの経験を振り返れば、水道事業の安全性や持続性の確保の観点から、表流水、地下水など性格の異なる複数の水源を確保することの重要性が増大しているものと考えます。酒々井町では、原発事故に伴う放射能被害以後は水道事業の安全性の確保の観点から、表流水をストップし地下水100%で供給してきました。

特に、地下水の集水域は広大で、かつ、長い年月をかけて地下へ浸透することから、表流水と比べて外部からの突発的な影響は受けにくく、水量、水質ともに安定しており、通常時のみならず、災害時や事故発生時における水源としても、有効な水源であることはあきらかです。

以上のことから、安全で安定した水道水の供給を確保するため、現条例下での暫定的に認可された水源井戸の継続利用や条例の見直しについて次のことを求めます。

「要望事項」。

1、代替水源への転換条件が付された水源井戸の継続利用について

代替水源（表流水）が確保された場合の転換は、井戸の廃止ではなく、ハツ場ダム等の完成により新たに確保した水源と同量の地下水汲み上げ量を削減するなど量的調整も選択可能とすること。

2、条例の抜本的な見直しについて

県内における地下水揚水及び地盤沈下に関するモニタリング調査を基に、揚水と沈下の因果関係を科学的に整理するとともに沈下が沈静化した区域での規制の在り方を含め、条例制定当時の状況の変化に照らし、適時適切な条例の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月。千葉県知事、鈴木栄治様。

以上です。どうか皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（内海和雄君） 起立全員です。

したがって、発議案第4号は可決されました。

さらに、発議案第5号の提出者であります地福美枝子さんの趣旨説明を求めます。

14番議員、地福美枝子さん。

〔14番 地福美枝子君登壇〕

○14番（地福美枝子君） 共産党の地福です。発議案第5号として「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた意見書の提出について説明をしていきたいと思っております。

先ほど共謀罪のときに賛成者を言いませんでした。失礼いたしました。

第5号の「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた意見書の提出、提出者私、地福で、賛成者、那須光男議員、賛成者、齊藤博議員です。

昨年の11月に佐倉市で行われました核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けた平和首長会議、11月7日に佐倉市で行われました。第6回です。その会議には酒々井町の町長、小坂町長も出席をしています。ことしは、そういう意味で大きな節目を迎える核兵器廃絶に向けての3月となります。本文を読みまして、説明のかわりといたします。

1945年8月、広島・長崎両市は一発の原子爆弾により一瞬にして廃墟と化し、両市合わせて21万人を超える多くの人々の尊い命が奪われました。放射線による被爆者の苦しみは今も続いています。その広島・長崎の被爆の実相を見れば、核兵器は「非人道兵器」の極みであり、「絶対悪」であることは明らかです。昨年10月には国連総会第一委員会において、2017年中の核兵器禁止条約制定の交渉開始に向けた決議が、国連加盟国の過半数を超える123か国の賛同を得て採択されました。被爆者の切なる願いである「核兵器のない世界」の実現への第一歩が踏み出されるものであり、平和都市宣言をした酒々井町としても、心から歓迎します。

現下の政治情勢を見れば、各国や地域における安全保障上の懸念への対応が重要な課題となっていることはあきらかですが、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて着実な一歩を踏み出すための「核兵器禁止条約」の実現こそが急務であります。

日本政府が決議に反対したことは、被爆者の切実な思いに背くものであり極めて遺憾です。日本政府には「核兵器のない世界」の実現に向けて、戦争被爆国として、これまで以上に力強いリーダーシップを発揮し、全ての国連加盟国により建設的な議論が行われるよう求めます。

「要望事項」。

政府は、核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、条約実現に努力されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月。内閣総理大臣、安倍晋三様。

ぜひ核兵器のない世界、そして日本へと皆様の同意を心からお願いをいたします。

○議長（内海和雄君） 以上で提出者の趣旨説明が終了しました。

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

13番議員、竹尾忠雄君。

○13番（竹尾忠雄君） ぜひ同僚の皆さんに核兵器禁止条約の早期実現に向けた意見書の賛同をいただけますよう、まずお願いを申し上げます。そして、私ここに15日付の赤旗新聞がありますが、ここに核兵器禁止条約交渉会議ということで、核保有国3カ国、いわゆる核の3カ国交渉に参加をということですね。小坂町長も加入されております平和首長会議が各国に書簡を送ったという記事が載っています。ここは、いわゆる平和首長会議は世界の162カ国、地域の7,200以上の都市が加盟している平和首長会議は、いわゆる14日に国連で27日から始まる核兵器禁止条約交渉会議を前に交渉参加の意向を示していない核保有国及びその傘下にある国々に対してこの交渉に積極的に参加されるよう強く要請するという、公開書簡を出したという。この162カ国というと、世界の人口10億人を超える組織を代表してと。ですから、町長が加盟している平和首長会議、10億を超える人口、私これを見まして本当に平和市長会議というのは多くの方々が組織されているんだなというふうに思いました。平和首長会議は何としてもですね、2020年までに核兵器を廃絶したいという、そういう思いでこれまで頑張ってきてくれました。

私、先日酒々井の婦人会の会長さんともお会いしました。婦人会の皆さんもヒバクシャ国際署名に取り組んで、国連へ出すというようなことで取り組んでおります。私も今署名用紙を毎日手放さずにとって、お会いした人にぜひということで、皆さんに署名していただいて、一日も早く核兵器が地球上からなくなるために頑張っております。どうか平和都市宣言した町として、そしてこの3月、6月、7月の国連での交渉が成功されるためにも皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありますか。

1番議員。

○1番（濱口信昭君） 私はですね、思想とかそういうことは全く無関係に、私が生まれ育ちました長崎という被爆、それからの出身者ということで核兵器については反対という立場をずっととってまいりましたので、この案件自体には賛成をしたいと思います。そういう意味で、私の考えにご賛同いただければ、同僚議員の賛成をいただきたいというふうに思います。

○議長（内海和雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海和雄君） なければ、これで討論終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（内海和雄君） 起立少数です。

したがって、発議案第5号は否決されました。

以上で本定例会に付された事件は全て終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（内海和雄君） 平成29年第1回酒々井町議会定例会を閉会します。

(午後 2時19分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 年 月 日

議 長 内 海 和 雄

署 名 議 員 佐 藤 修 二

署 名 議 員 江 澤 真 一